

令和8年度 第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会 次第

日時：令和8年7月17日（金）午後1時30分

場所：府中市役所おもや4階 第1特別会議室

1 報告事項

令和8年度第1回地域福祉計画策定連携会議開催結果について・・・【資料1】

2 議題

- (1) 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画素案について・・・【資料2・3・参考資料】
- (2) その他

【事前送付資料】

- (1) 資料1 令和8年度第1回府中市地域福祉計画策定連携会議委員意見一覧
- (2) 資料2 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(令和9年度から令和14年度)(案)
- (3) 資料3 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 目次構成案
- (4) 参考資料 次期府中市地域福祉計画の評価について

【当日配布資料】

- (1) 次第
- (2) 席次表
- (3) 令和8年度第1回福祉のまちづくり推進審議会議事録修正箇所一覧
- (4) 資料3 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 目次構成案（差替版）

令和8年第1回地域福祉計画策定連携会議 委員意見一覧

No.	連携会議委員意見	連携会議での事務局回答
1	介護や保育の現場では、人材が集まらず、人材派遣を利用することが多く、人材派遣会社が儲けている。人材育成について特徴的な施策はあるのか。	本市では介護職員初任者研修の受講料を上限8万円で10分の10を補助する制度がある。一定期間市内事業所に就職していただくことで補助するので、市内の介護サービス事業所の人材確保に一定の効果があると考えている。また、社会福祉士の資格取得の助成を行っていて、上限10万円である。講習費用は40～50万かかるということであるが、一定期間市内事業所に就職していただくことで補助する。
2	障害者の保護者では、どこに相談したらよいか分からない悩みがある人が3割ということだが、例えば子どもに障害がある場合、年齢によって相談をする場所は異なるのか。例えば府中市に引越してきて、最初の窓口はどこで、その後どこと関わればいいのか教えてほしい。	乳幼児期は府中市子ども発達支援センター「はばたき」で発達等の相談ができる。また、市内に地域生活支援センターが4か所あり、地域の中での相談の窓口である。また、障害者福祉課も基幹相談支援センターということで、相談の窓口となっている。
3	介護人材の不足は、介護領域の生産性向上にどう資するかということであり、一番の柱が人材不足ということだと思う。賞金の問題も重要だが、都内の介護の人材の雇用は、他県に比べると吸引力、魅力がある。そのため、これ以上賞金を上げて解決するのは問題がある。また、辞めると次の人を募集するのに派遣会社に依頼するので人材派遣会社が儲けている。法人も多額な費用がかかる。そのため、定着してもらうことが大きな課題であり、様々な意見を聞くと、単なる給料だけで辞めていくというよりも、仕事自体の質、やりがい、職場の人間関係、多面的なところが継続のボトルネックと聞いている。やりがいを考えると、プロとしてすることに特化することが考えられる。私たちも研究しているが、専門職がすべてやるのではなく、業務を仕分けして、介護の補助人材としての介護助手の導入、活用をするということがある。厚生労働省の調査では、半数近くの高齢者施設で何らかの補助人材を導入しているということであり、これは8割が元気高齢者の方ということである。その方々が準備、後片付け、雑務等の周辺業務を行って、プロはプロ業務に徹する。エビデンスも報告させていただいているが、根本的な作戦を見直す必要があると思う。外国人人材も辞めていく人が多い。地域住民として、外国人の共生という意味では、多文化共生も関係してくる。そのため、いろいろなアプローチをする中で、府中市独自に他領域との連携が必要になる。好事例から学んで、新しい発想でチャレンジをする必要がある。	福祉人材確保というと、限られたパイの取り合いということにもなりかねない。府中市だけよくすると、近隣市が迷惑するという構造的な課題もある。国レベルで福祉人材確保に向けた取組を進めてほしい。
4	若いころ、介護現場で働いていたが、お金の面で他の仕事についている人がいる。これから団塊世代が退職されるので、その有資格者をターゲットにして、老後のボランティアも含めて、リターン支援をすることが考えられる。また、外国の方も介護を受けている状態になるため、外国人入所者の母国語を話す方がいる施設はプラス材料になる。同じような国の方を集めたり、同じような文化を尊重される人を集めることも考えられる。	
5	人材確保のことは課題認識している。この連携会議の各分野の垣根を越えて考えるというのはよいと思っており、埼玉県のある市では介護保険を卒業するという取組をやっている事例もあるので、モデル的に府中市独自で考えるのは必要である。僕自身も外国人の方に介助をしていただくこともあり、逆に一生懸命やっていただいていることもあるので、うまく活用していくことは重要である。	
6	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の体系の「(1)自立を促す暮らしの支援」について、「自立」の考え方が障害分野と高齢・介護保険分野で異なると思うので、どちらの目線にしているのか気になった。また、「基本目標1 市民協働で進める地域づくり」に「(3)再犯防止の地域づくり」があり、大切だとは思いますが、このように出すと、犯罪があるのが前提に見える。	再犯防止計画等がなじまないということについて、地域福祉計画にそれぞれの計画がぶら下がっているとともに、共通して取り組むべきものが羅列されている。「自立を促す暮らしの支援」については、先日の審議会でも意見があり、「自立を支えるための支援」という表現にしたいと考えている。
7	自立のイメージについて、介護保険では身体機能の自立、ADLのイメージがあるのだが、変わろうとしていて、新しい認知症観ということもあり、意思決定支援の制度を使いながらの自立ということが高齢者福祉、介護保険のベースの考え方になっている。基本目標1の取組の方針に「多様な主体との協働の推進」ということで、企業との連携、コラボをしていると思うが、従来の委託ではない連携が増えているのか。	わがまち支えあい協議会は全福祉エリアに一つずつ設置されており、地域の生活課題について、地域住民組織と様々な行政機関がコラボレーションしながら取り組んでいる。全体的には把握していないのだが、わがまち支えあい協議会や文化センターで知り合い、その中で取組がスタートしたり、広がったりすることが見られるようになってきているという感覚はある。
8	企業や事業所との連携について、大企業であれば府中市と包括連携協定等を結んでフォーマルに取り組んでいると思う。これは調べるができると思うし、連携協定の中でできることはないかと聞くこともできると思う。一方、商店街レベル等の草の根的な取組になると把握しきれない部分があると思う。その中で、一つ一つの計画は問題ないのだが、どのように分野間で連携できるのか、会議だけではなく、現場、施策で連携できることが大事である。例えば居場所とは、つながりや支え合いという意味では大事だと思うが、これも高齢者だけの居場所や、特徴のあるバックグラウンドの人だけの居場所となると、継続性がない。いつまでも行政に依存しないとやっていけないところがあり、全国の好事例でも、居場所として成功しているのは、元気なNPOが旗を振りながら、利用者は高齢者が多いものの、様々な属性の方が集まってくるところである。そういう意味では、府中市はじめ、都内の自治体の一番の強みは、NPO、ソーシャルビジネス、中間支援をする人たちが多くいるということだと思うので、高齢、障害、子どもの垣根を取っ払うために、中間支援の方を行政のパートナーとして入れることが大事である。貧困、外国人の子どもの支援などをやっているところもあるので、府中市として既存資源をどうつないでいけるかがということが重要である。	

府中市地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画

(令和9年度～令和14年度)

〔第3章まで案〕

府 中 市

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	2
2 地域福祉・福祉のまちづくりに関する動向.....	3
3 計画の位置付け.....	7
4 計画期間.....	8
5 計画の策定体制.....	9
6 福祉エリア（日常生活圏域）の推進.....	11
第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題.....	13
1 地域福祉・福祉のまちづくり推進の現状.....	14
2 成年後見・権利擁護の推進の現状.....	34
3 再犯防止の推進の現状.....	37
4 一般市民調査の結果.....	38
5 11圏域別グループディスカッションの結果.....	58
6 前計画期間の取組について.....	59
7 地域福祉・福祉のまちづくり推進の課題.....	63
第3章 計画の基本的考え方.....	71
1 計画の理念.....	72
2 計画の基盤となる考え.....	73
3 計画の基本目標.....	74
4 計画の体系.....	77
5 計画の評価.....	81

第1章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

本市では、福祉分野の計画を総合的かつ一体的に推進するため、「府中市福祉計画」（令和3年度～令和8年度）を策定、「みんなでつくる、みんなの福祉～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～」を基本理念に掲げ、「尊厳の保持（自己決定の尊重）」、「身近な地域における課題解決力の強化」、「多様な主体による協働・連携」を福祉施策の考え方として、新たな福祉11エリアで計画を推進してきました。

あわせて、「府中市福祉計画」の基本理念の実現に向けて、地域福祉・福祉のまちづくり分野の計画として、「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和3年度～令和8年度）」を策定、「みんなでつくる、共に生きるまち」を理念に、「住民に身近なエリアにおいて、地域の課題を我が事として捉え、解決できる地域づくり」の推進と、ユニバーサルデザインの実現をめざす福祉のまちづくりを目指してきました。

地域共生社会の実現に向けた国の動きは、社会福祉法の改正による地域力の強化と包括的支援体制の構築へ、さらに重層的支援体制整備事業の創設へと進み、さらには地域共生社会を形成するための諸課題の解決へと展開しています。

本市においても、福祉総合相談窓口を中心とした相談支援の仕組みのもとで重層的支援体制整備事業がスタートし、地域包括支援センター担当地区の再編も行われ、改めて市の地域共生社会の実現に向けた福祉推進の体制が緒に就いたところです。

また本市でも、少子・高齢化が進み、一人暮らし高齢者の増加、地域での孤立等をはじめ、複雑化・複合化しつつある地域生活課題を解決していくために、一層のつながり・支え合いが必要となっており、さらに多様な主体と連携した、地域づくりが必要となっています。また、福祉を取り巻く新たな課題として人材の確保・育成・定着支援、ICTの活用等へも対応していくことも求められています。さらにユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含め、すべての人が安心・快適に生活できるまちを目指すことが必要となっています。

これらの背景、前提を踏まえ、本市の「誰も取り残されることのない」地域共生社会の実現に向けて、市民の新たなニーズを把握し、現状と課題を整理し、地域福祉を進めていくための新たな連携体制、仕組みづくり、施策の評価を進めることが課題です。

以上のことから本市では「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」を、新たに保健福祉分野計画の上位計画に位置づけ、高齢者、障害者、こども、健康分野の計画とも整合のもとに策定することとしました。また本計画に「府中市成年後見制度利用促進計画」、「府中市再犯防止計画」及び、新たな「府中市重層的支援体制整備事業実施計画」を包含し、市の福祉を総合的に進めるための方針を明らかにします。

2 地域福祉・福祉のまちづくりに関する動向

(1) 地域福祉分野の動向

① 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

(令和2年6月順次施行)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域住民同士が気かけ合う関係性の育成支援）」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

さらに、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講じています。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

- ① 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ② 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- ③ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- ④ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑤ 社会福祉連携推進法人制度の創設

出典：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要／厚生労働省

② 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月策定）

第一次再犯防止推進計画に基づく取組を踏まえて、令和5～9年度までを計画期間とする第二次再犯防止推進計画が策定されています。

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

出典：第二次再犯防止推進計画（概要）／法務省

③ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月施行）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現に向けて、7つの基本理念を定めるとともに、各種施策を通じて認知症への誤解・偏見をなくし、理解を深める啓発活動、認知症の人や家族が心ゆたかに暮らせる地域づくりを進めていくことが期待されています。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念

1. 認知症の人が自らの意思によって生活できる
2. 国民が認知症に関する正しい知識を持つ
3. 認知症の人の障壁になるものを除去する
4. 適切な保健医療サービスを提供する
5. 認知症の人及び家族に適切な支援を行う
6. 認知症の研究を推進する
7. 認知症に対する総合的な取組を行う

出典：共生社会の実現を推進するための認知症基本法について／厚生労働省

④ 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月施行）

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して、孤独・孤立対策推進法が令和6年4月に施行されています。

同法に基づき、令和6年6月に「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」が令和6年6月に策定され、同計画が令和7年5月に一部改定されています。

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画の基本理念

1. 孤独・孤立双方への社会全体での対応
2. 当事者等の立場に立った施策の推進
3. 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

出典：孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画のポイント／内閣府

⑤ 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和9年4月施行）

「社会福祉法等の一部を改正する法律」は、介護保険法や老人福祉法など複数の法律を束ねた制度改正であり、主に人口減少地域や小規模自治体を対象とした改正案ですが、「頼れる身寄りのない高齢者」の支援のための事業を第二種社会福祉事業とし、日常生活支援、入院・入所時の手続き支援、死後事務支援までを制度化し、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業とするとともに、成年後見制度や地域における権利擁護事業の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」の設置がうたわれたことが大きな改正です。

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充
2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援
3. 支援基盤の強化等

出典：社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要／厚生労働省

⑥ 成年後見制度の見直し（令和8年6月法改正・施行準備中）

成年後見制度は平成12年の開始から25年を経て制度の複雑さや運用上の課題が指摘されていました。そこで令和8年2月、法制審議会により成年後見制度の利用促進を目的とした改正案の骨子が示されました。改正案では、成年後見制度の「後見」「保佐」「補助」類型を「補助」に一本化し、終身制を廃止するなど、必要な事項に限って代理や同意をしてもらえる仕組みへの転換が行われます。

令和8年1月
法務省民事局

法定後見制度の見直しの概要					
法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度				
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている				
対象者の能力	不十分		若しくは不十分		欠く常況
制度	補助		保佐		後見
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理 日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択				
見直し後の制度	適用範囲の拡大				廃止
対象者の能力	不十分			欠く常況	
制度	補助			選任可	
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則		
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し		
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択				
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判		特定補助人を付する処分の審判	
支援を行う者	補助人	補助人		特定補助人	
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権		特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為	

出典：法制審議会民法（成年後見等関係）部会第33回会議（令和8年1月27日開催）

(2) 福祉のまちづくり分野の動向

① 改正バリアフリー法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律） （令和7年6月施行）

高齢者や障害者を含むすべての人が安全・快適に移動・施設利用できる社会を目指すため、平成18年度にハートビル法と交通バリアフリー法を統合して成立しました。

令和7年度の改正では、多目的トイレの各階設置義務、駐車場や劇場の車椅子スペース拡充など、実際の利用者に配慮した基準が強化されています。

② 「東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）」 （令和6年3月見直し）

全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定されています。

計画の目標

誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会

5つの視点

- 1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- 2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
- 3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
- 4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- 5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

出典：東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）／東京都

3 計画の位置付け

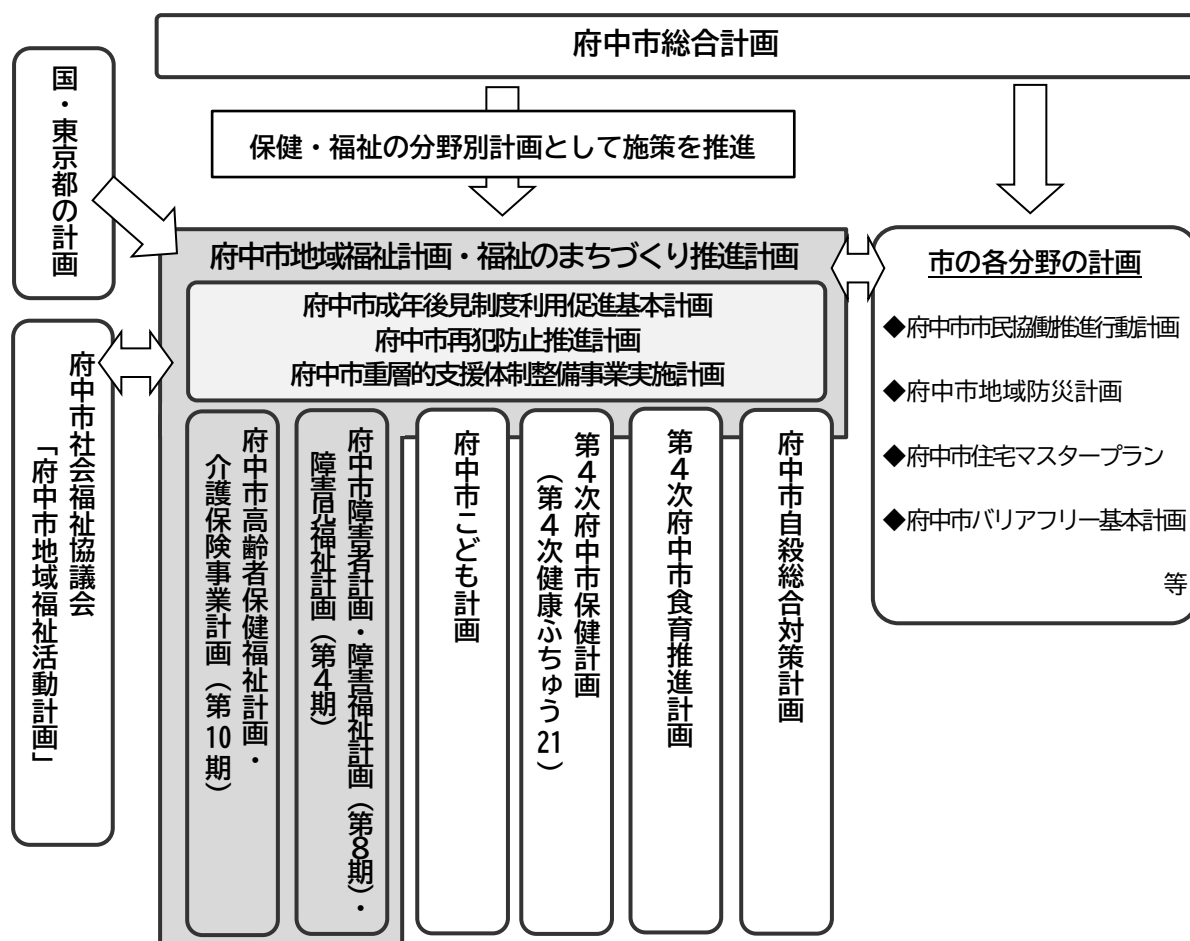
「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（以下本計画といいます。）」は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」及び府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画である「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定するものです。

「府中市総合計画」を上位計画とし、計画の内容には、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、保健・食育分野といった分野別の個別計画に共通する施策を含みます。

また、本市の保健・福祉以外の分野計画と連携し、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合性を図ります。

また、本計画には、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用促進に関する内容（市町村成年後見制度利用促進基本計画）及び再犯の防止等に関する内容（地方再犯防止推進計画）、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を盛り込んでいます。

図表1-1 計画の位置づけ



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和９年度から令和１４年度までの６年間です。

図表１－２ 計画期間

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
府中市総合計画	第6次	第7次府中市総合計画							第8次府中市総合計画 (仮)			
福祉計画	福祉計画						理念や役割を継承し統合					
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画 (社会福祉法) (府中市福祉のまちづくり条例)等	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画						地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画					
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (老人福祉法) (介護保険法)	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第8期)		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第9期)		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第10期)		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第11期)					
【障害者福祉分野計画】 障害者計画 (障害者基本法)	障害者計画						障害者計画					
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 (障害者総合支援法) (児童福祉法)	障害福祉計画(第6期) ・障害児福祉計画 (第2期)		障害福祉計画(第7期) ・障害児福祉計画 (第3期)		障害福祉計画(第8期) ・障害児福祉計画 (第4期)		障害福祉計画(第9期) ・障害児福祉計画 (第5期)					
【子ども・子育て支援】 こども計画 (こども基本法) (子ども・子育て支援法)等	第2次子ども・子育て支援計画				こども計画				第2次こども計画 (仮)			
【保健・食育分野】 保健計画(健康ふちゅう21) (健康増進法)	第3次保健計画						第4次保健計画					
食育推進計画 (食育基本法)	第3次食育推進計画						第4次食育推進計画					
自殺総合対策計画 (自殺対策基本法)	自殺総合対策計画		第2次自殺総合対策計画				第3次自殺対策総合計画(仮)					

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、審議会、連携会議での検討、郵送によるアンケート調査、11圏域別グループディスカッションの実施、パブリックコメント手続の実施等、様々な形で市民参加を図っていきます。

(1) 福祉のまちづくり推進審議会での検討

公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される「福祉のまちづくり推進審議会」において計画の内容を審議しました。

(2) 地域福祉計画策定連携会議での検討

福祉のまちづくり推進審議会、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会、保健計画・食育推進計画協議会、障害者計画推進協議会、子ども・子育て審議会から選出された委員で構成される「地域福祉計画策定連携会議」において計画の内容、分野横断的な施策の推進に関する基本的事項を検討・協議しました。

(3) アンケート調査（一般市民調査）

目的	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定に当たって、市民の近所づきあいや地域での生活・活動状況、日ごろの悩みと相談状況を把握するとともに、府中市の地域福祉及び福祉のまちづくりに関する意見、要望等を把握することを目的とする。 また、高齢者福祉分野、障害者福祉分野で実施した調査と共通質問を設定する。
対象	令和7年10月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民 3,000人
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収（督促礼状1回送付）
調査時期	令和7年10月17日（金）～11月4日（火）
回収数・回収率	配布件数 3,000件 回収数（回収率） 1,509件（50.3%） ※うちWEB回収697件 有効回収数（有効回収率） 1,501件（50.0%）

(4) 11 圏域別グループディスカッション

目的	地域で活動している団体の方々から地域における課題と課題解決のためにできることを把握し、地域力の強化の方向性を検討する。また、府中市全体の課題と圏域別の課題を整理し、圏域別の取組を検討することを目的とする。
対象者	地域で活動している方（わがまち支えあい協議会、地域福祉コーディネーター、民生委員・児童委員、自治会・町会、シニアクラブ、コミュニティ協議会、当事者団体、地域包括支援センター等）
実施手法	①文化センター圏域ごとの2つのグループでグループディスカッション形式の懇談会 ②各グループで模造紙に意見を書き出し、最後に各グループの模造紙を貼り出し全体で結果を共有
日程・ 会場・ 対象圏域	開催日時：10月26日（日）10：00～12：00 会場：西府文化センター 対象圏域：西府文化センター圏域、武蔵台文化センター圏域、四谷文化センター圏域 開催日時：10月26日（日）15：00～17：00 会場：中央文化センター 対象圏域：中央文化センター圏域、新町文化センター圏域、紅葉丘文化センター圏域 開催日時：11月1日（土）10：00～12：00 会場：片町文化センター 対象圏域：片町文化センター圏域、住吉文化センター圏域 開催日時：11月1日（土）15：00～17：00 会場：白糸台文化センター 対象圏域：白糸台文化センター圏域、押立文化センター圏域、是政文化センター圏域
テーマ	「今ある地域の“ちから”（人・場所・活動）を福祉にどう活かせる？」 話し合い① 地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯） 話し合い② 地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること

(5) パブリックコメント手続の実施

令和8年11月から12月に実施する予定です。

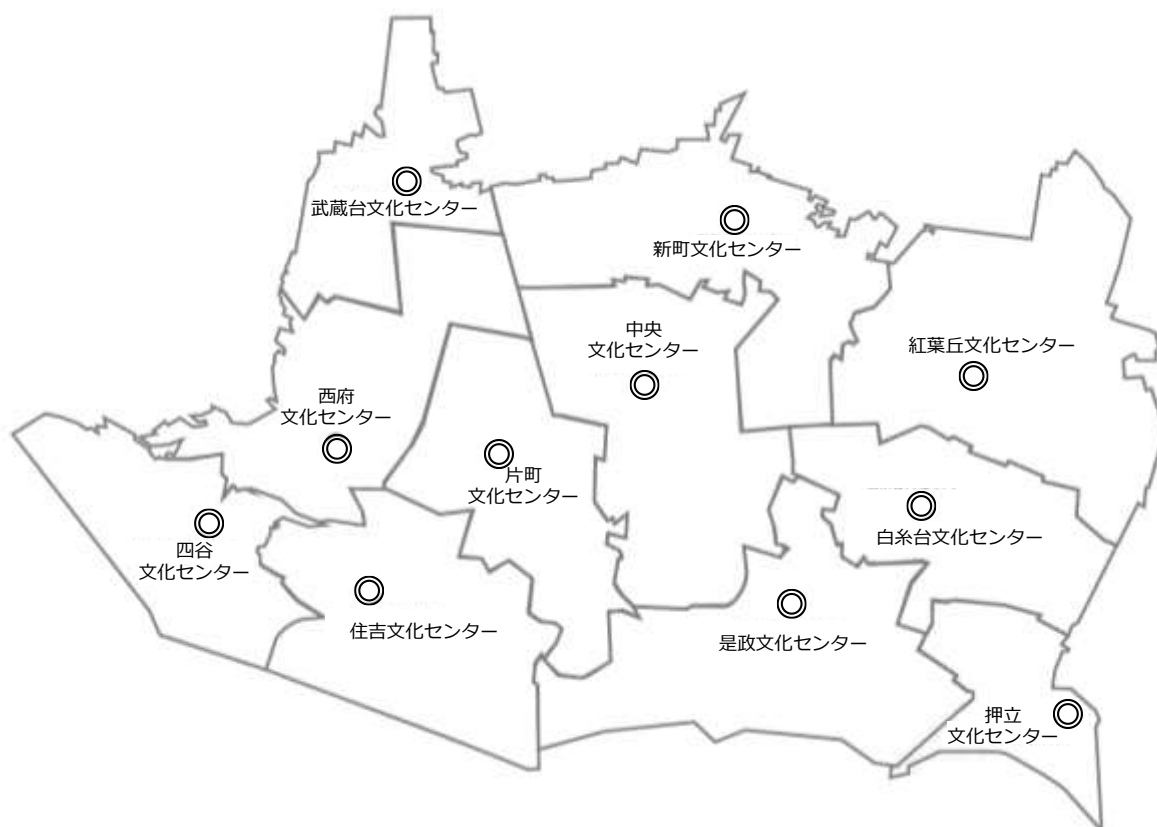
6 福祉エリア（日常生活圏域）の推進

本市には、地域に根ざし、住民に身近な文化センターが11か所あります。各文化センター圏域には、地縁のコミュニティや「わがまち支えあい協議会」等の多様な地域資源が存在し、地域における支え合いの仕組みづくりが進められています。また、文化センターを中心とした相談機能の充実を図っていることから、福祉エリア（日常生活圏域）は、文化センター圏域を基礎とした11のエリアに設定しています。

令和3年度より、福祉エリアは11のエリアに再編されました。その福祉エリアを基盤に、令和6年度には地域包括支援センターの担当地区再編、令和7年度には民生委員・児童委員協議会地区変更等を行い、一体的な対応や高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の従来の福祉分野を超えた包括的な支援体制の構築を進めてまいりました。

今後も福祉ニーズの複雑化・複合化に伴い、個人や世帯が抱える様々な福祉課題について、福祉エリア（日常生活圏域）を地域活動の基礎としながら支え合いの仕組みづくりを推進し、「地域力」の強化を進めていきます。

図表1－3 福祉エリア（日常生活圏域）



第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの 現状と課題

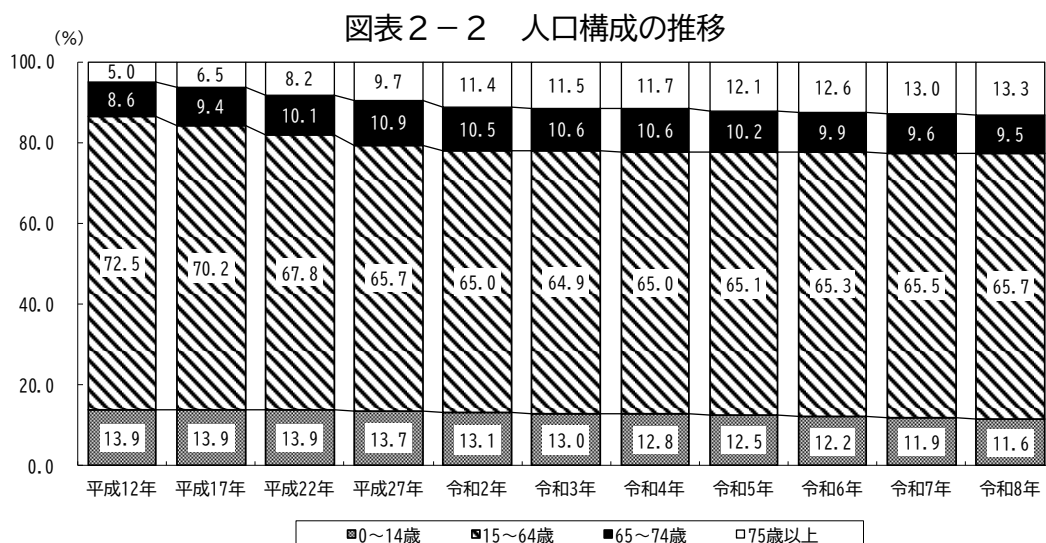
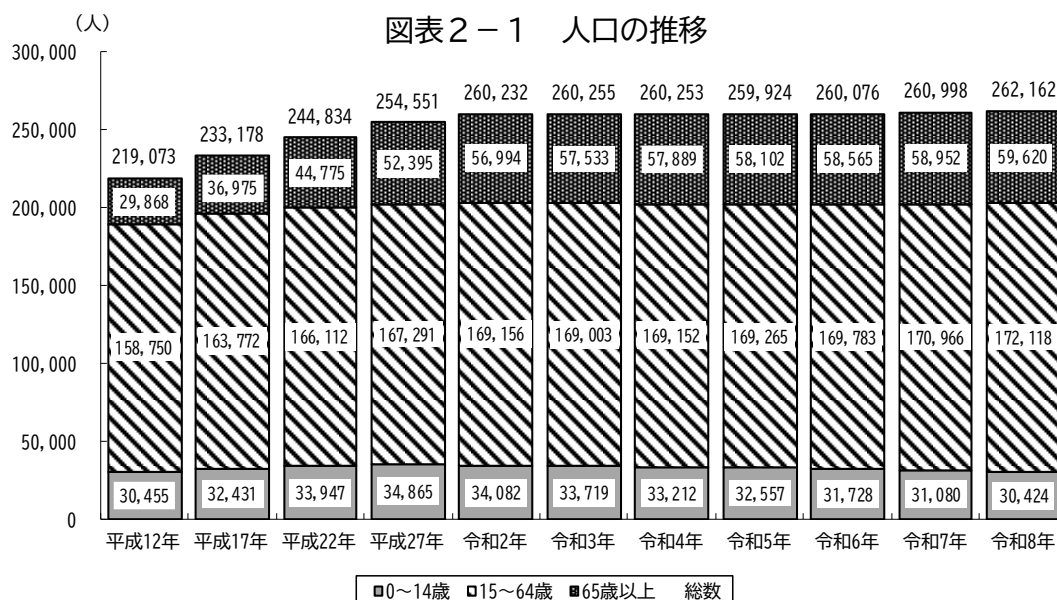
第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題

1 地域福祉・福祉のまちづくり推進の現状

(1) 人口・世帯の現状

① 人口

本市の人口は令和2年以降26万人程度で横ばいであり、令和8年1月1日時点の人口は、26万2,162人です。そのうち、65歳以上の高齢者人口は、5万9,620人で、令和2年から令和8年までの6年間で2,626人増加しています。また、0歳から14歳までの年少人口は、3万4,244人で、令和2年以降減少傾向にあります。

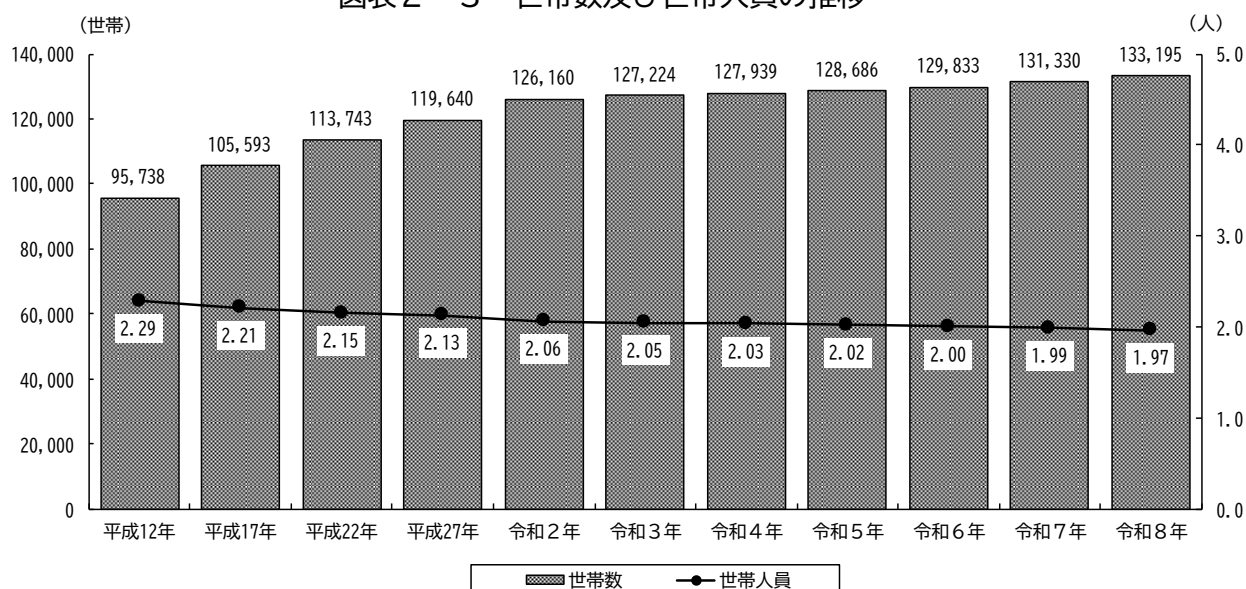


※ 平成24年7月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなりました。
出典：府中市「住民基本台帳」（各年1月1日）

② 世帯数及び世帯人員

世帯数は、増加を続けており、令和8年1月1日時点の世帯数は13万3,195世帯です。しかしながら、一世帯当たりの世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます。

図表2-3 世帯数及び世帯人員の推移

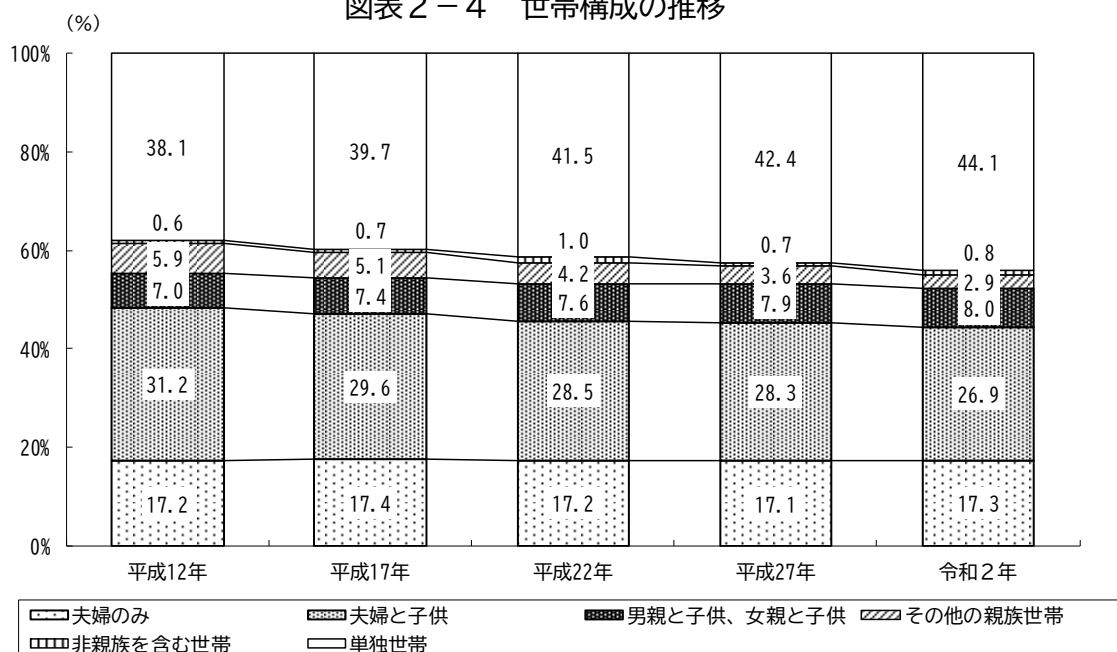


出典：府中市「住民基本台帳」(各年1月1日)

③ 世帯構成

世帯構成は単独世帯の割合が高くなっており、令和2年には全世帯の44.1%を占めています。

図表2-4 世帯構成の推移



出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日)

④ 昼間・夜間・流入・流出口

平成12年から令和2年までの20年間で昼間人口は約2.8万人、夜間人口は約3.6万人増加しています。令和2年の市外から市内へ通勤・通学をする流入人口は、6万1,968人であるのに対し、市内から市外へ通勤・通学をする流出人口は、7万6,264人と、市外へ通勤・通学をする市民が多いことが分かります。

図表2-5 昼間・夜間・流入・流出口の推移

区分	昼間人口 (人)	流入人口(人)			流出人口(人)			夜間人口 (人)	昼間人口指数 (夜間=100)
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者		
平成12年	221,456	70,447	62,615	7,832	75,638	63,120	12,518	226,647	98
平成17年	236,133	66,784	59,555	7,229	75,943	65,001	10,942	245,292	96
平成22年	246,380	64,374	58,095	6,279	78,485	66,692	11,793	255,506	96
平成27年	245,693	64,445	58,020	6,425	80,151	69,198	10,953	260,274	94
令和2年	249,891	61,968	56,425	5,543	76,264	66,933	9,331	262,790	95

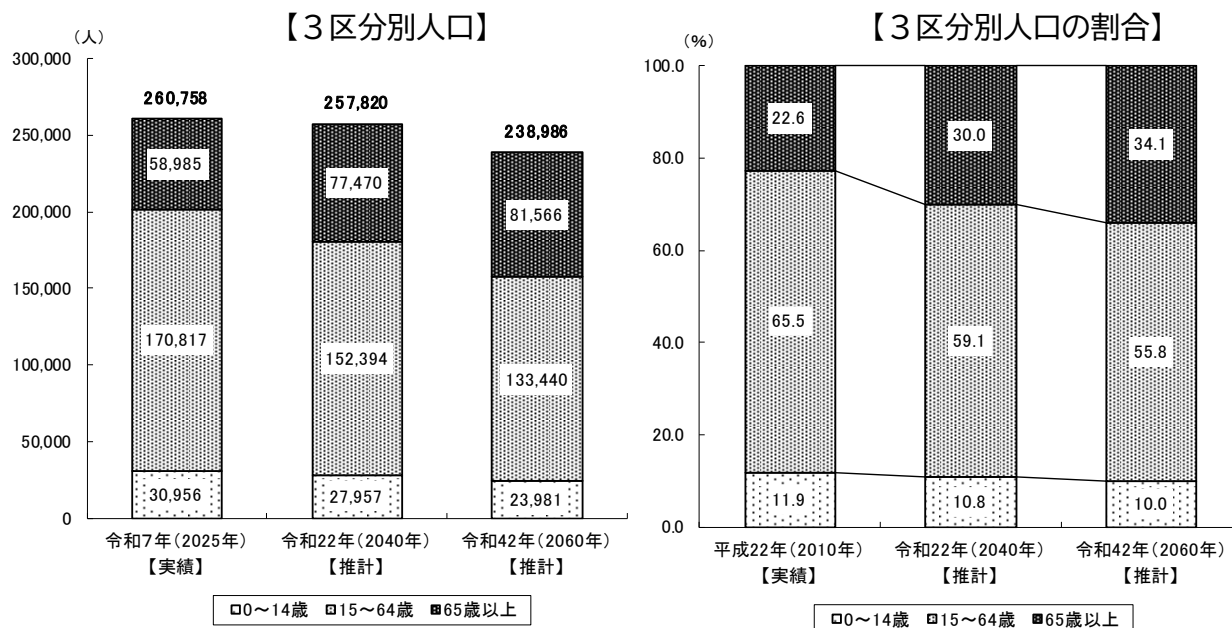
※ 通学者は、15歳未満の通学者を含みます。

出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日)

⑤ 人口推計

第7次総合計画(後期)人口推計によると、本市は、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)が減少し、高齢人口(65歳以上)が増加することが予測されており、総人口では減少が進むと予測されています。高齢化率は、令和22年には団塊ジュニア世代が高齢者となり急激に進み30.0%、令和42年には34.1%となることが予測されています。

図表2-6 人口推計(第7次総合計画(後期)人口推計結果)

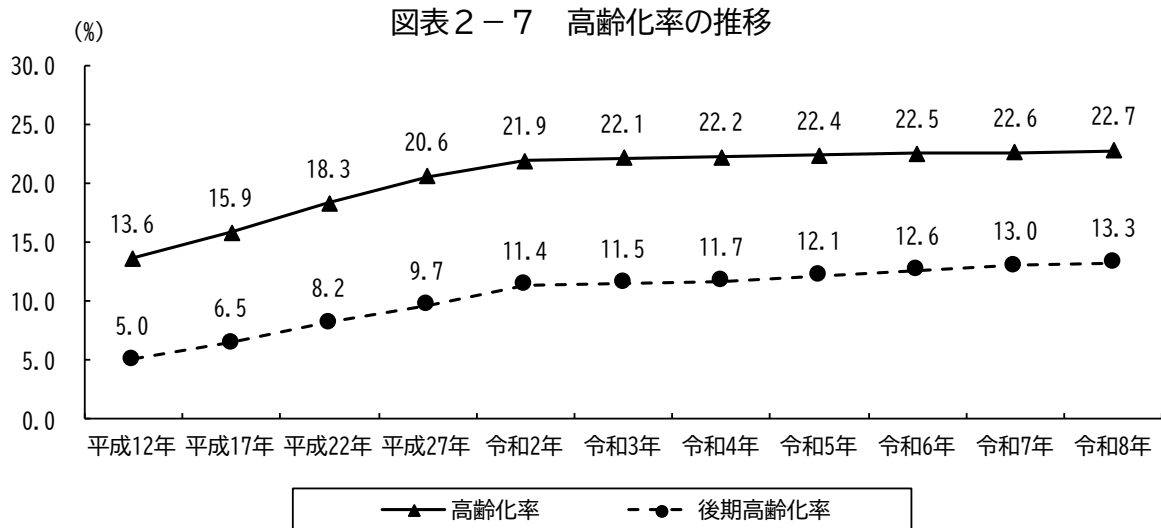


出典：「第7次総合計画(後期)人口推計結果」

(2) 高齢者に関する現状

① 高齢化率・後期高齢化率

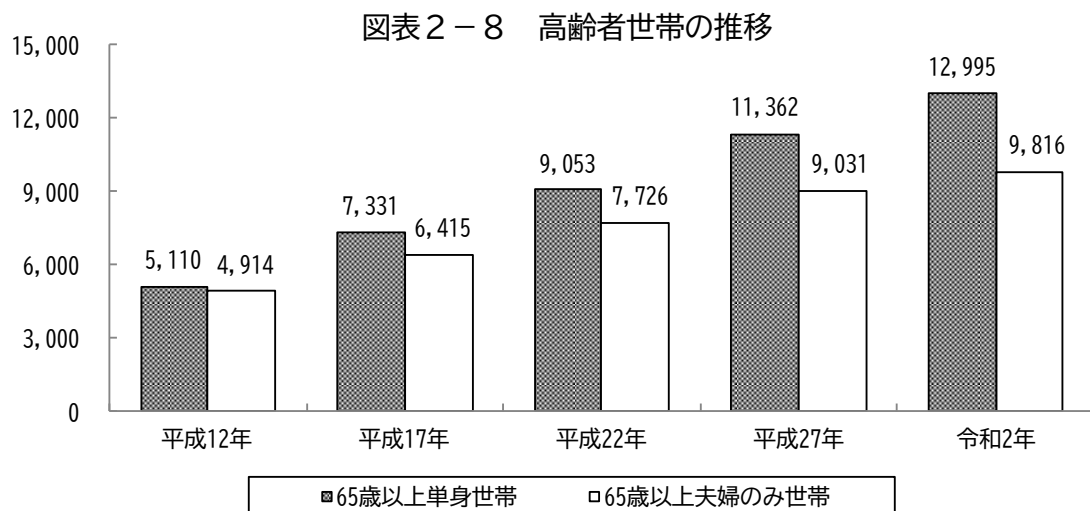
本市の高齢化率は上昇傾向にあります。令和8年時点の高齢化率は、22.7%で、75歳以上の後期高齢化率は、13.3%です。



出典：府中市「住民基本台帳」（各年1月1日）

② 高齢者世帯

本市の65歳以上の単身世帯は増加傾向にあり、令和2年には1万2,995世帯となっています。65歳以上の夫婦のみ世帯も増加傾向にあり、令和2年には9,816世帯となっています。

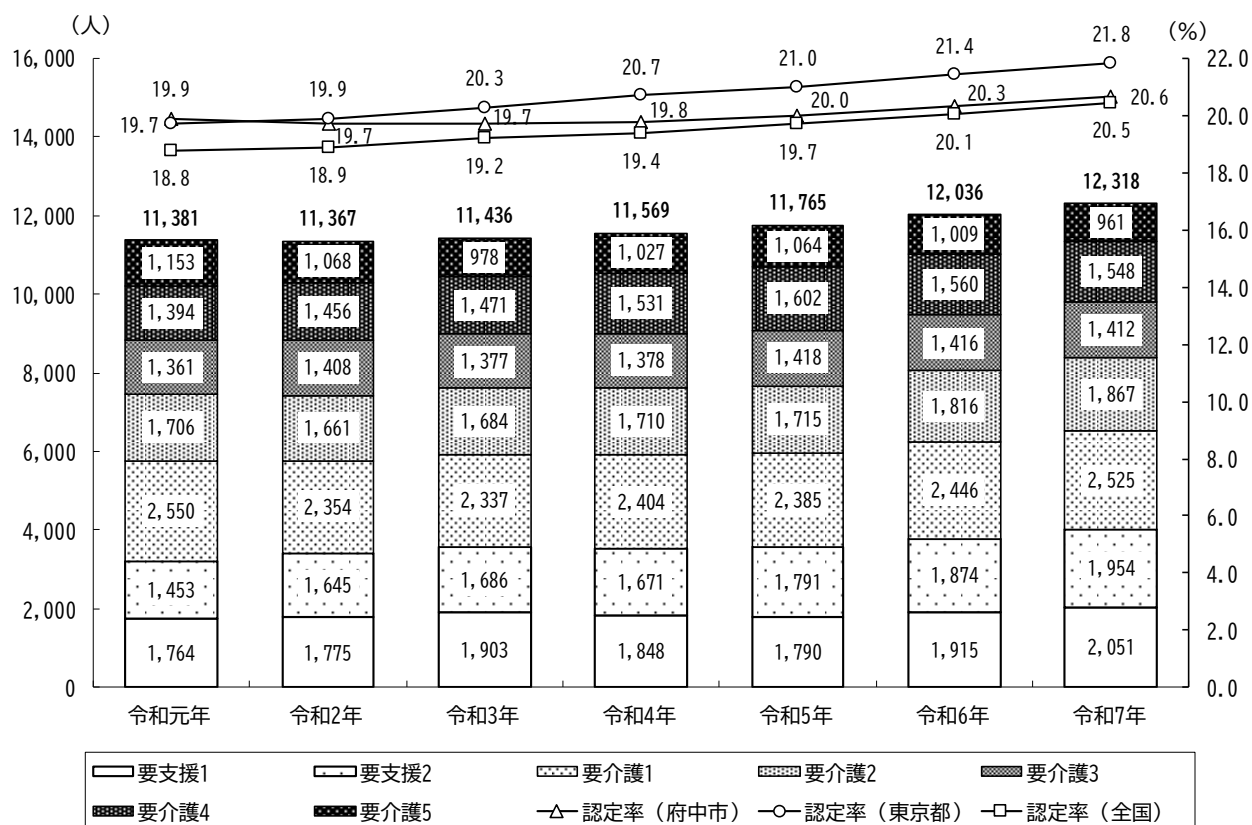


出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

③ 要介護認定者

本市の要介護（要支援）認定者数及び認定率は増加（上昇）傾向であり、令和7年には12,318人（認定率：20.6パーセント）となっています。

図表2-9 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移（第1号・第2号被保険者）

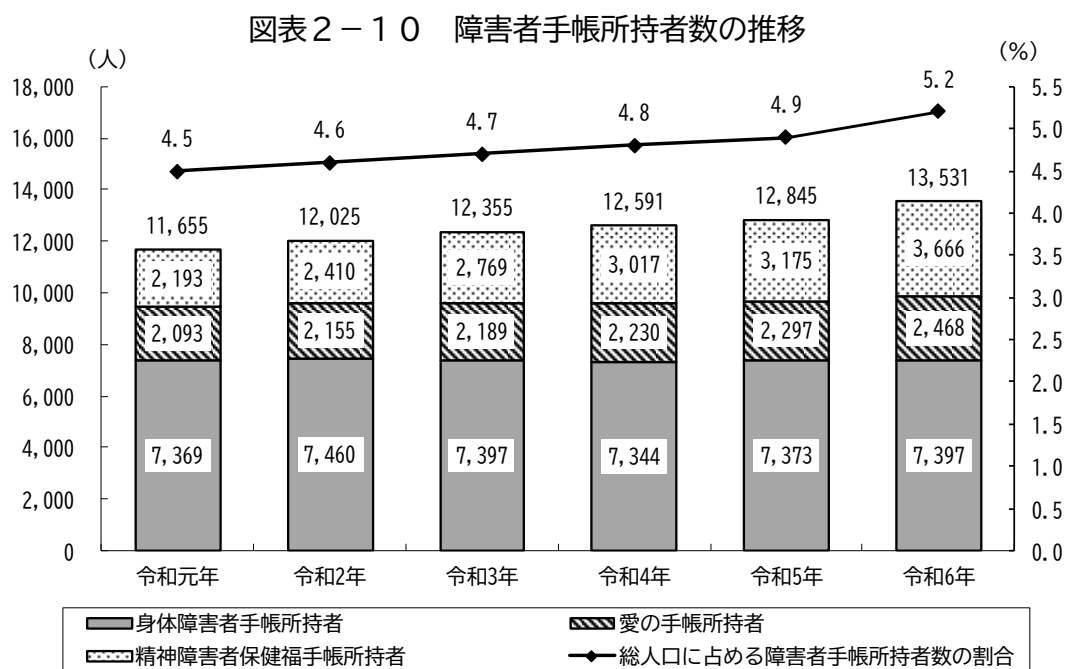


出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」（各年9月末現在）

(3) 障害のある人に関する現状

① 障害者手帳所持者

本市の令和6年3月31日時点の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、1万3,531人です。内訳をみると、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向です。総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、5.2%となっています。

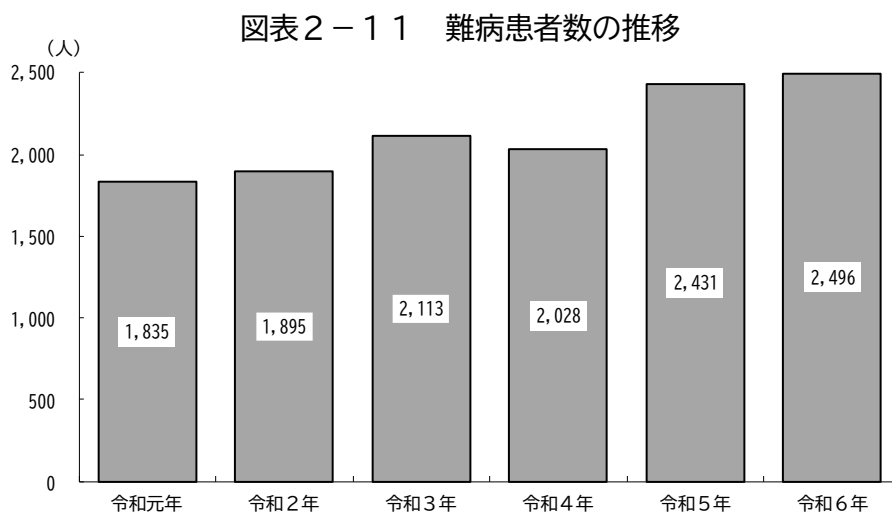


※ 重複障害者を含むため、合計は延べ人数となります。

出典：府中市「事務報告書」（各年3月31日）

② 難病患者

難病患者（特殊疾病認定患者）数は、増加傾向であり、令和6年3月31日時点では2,496人となっています。

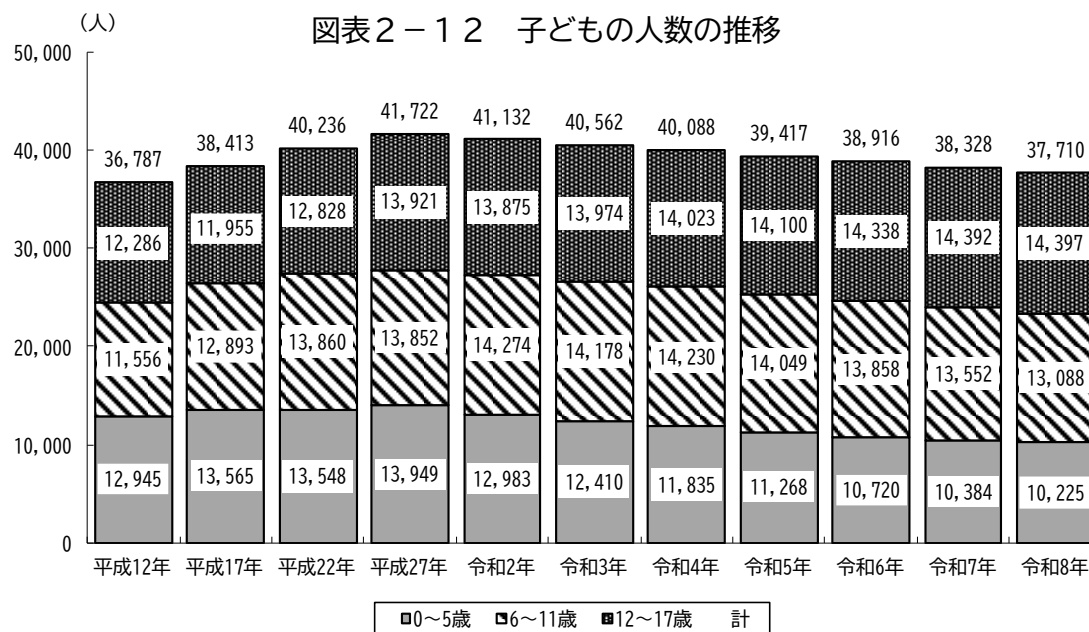


出典：東京都「福祉・衛生統計年報」（各年3月31日）

(4) 子どもに関する現状

① 子どもの人数

子ども（０～１７歳）の人数は平成２７年以降、減少傾向にあり、令和８年１月１日時点では、３万７，７１０人です。そのうち、０～５歳の乳幼児は１万２２５人であり、令和２年から令和８年までの６年間で２，７５８人減少しています。

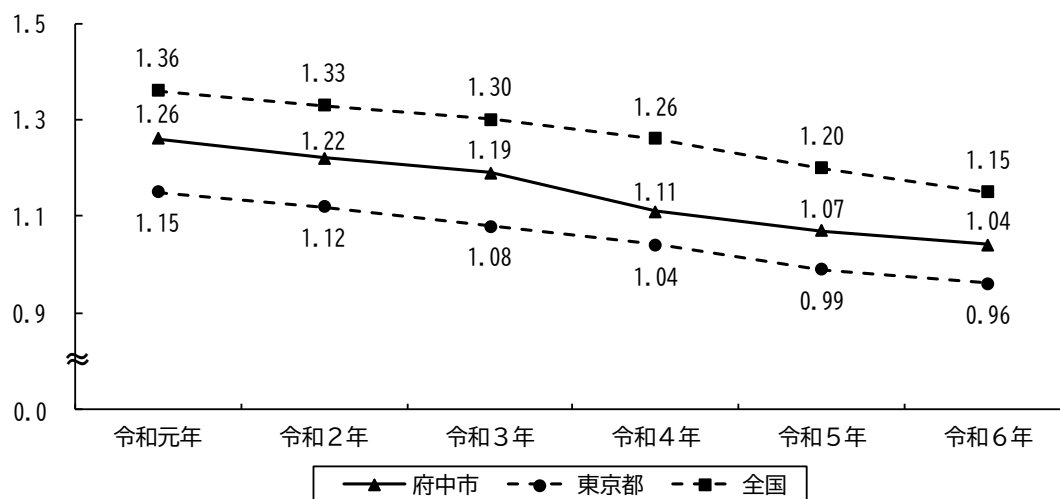


出典：府中市「住民基本台帳」（各年１月１日）

② 合計特殊出生率

本市の令和６年時点の合計特殊出生率は、１．０４です。東京都の平均に比べると高い値で推移していますが、全国平均に比べると低い値で推移しています。

図表２－１３ 合計特殊出生率の推移（府中市、東京都及び国）

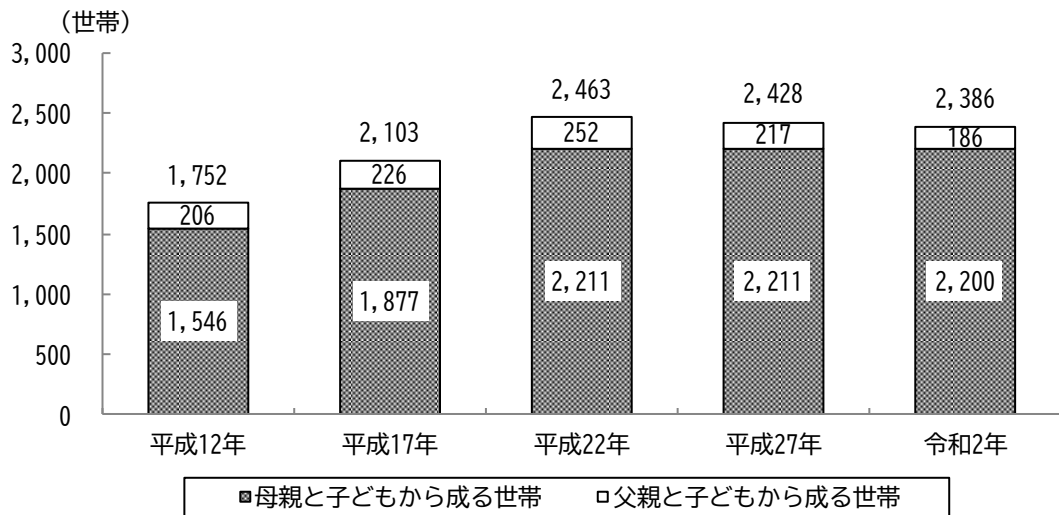


出典：東京都「人口動態統計」

③ ひとり親世帯

本市のひとり親世帯は、平成22年までは増加傾向にありましたが、平成22年から令和2年にかけては減少しています。令和2年時点のひとり親の世帯数は、2,386世帯で、その内訳は、母親と子どもから成る世帯が2,200世帯、父親と子どもから成る世帯が186世帯となっています。

図表2-14 ひとり親世帯数の推移



※18歳未満親族のいる一般世帯

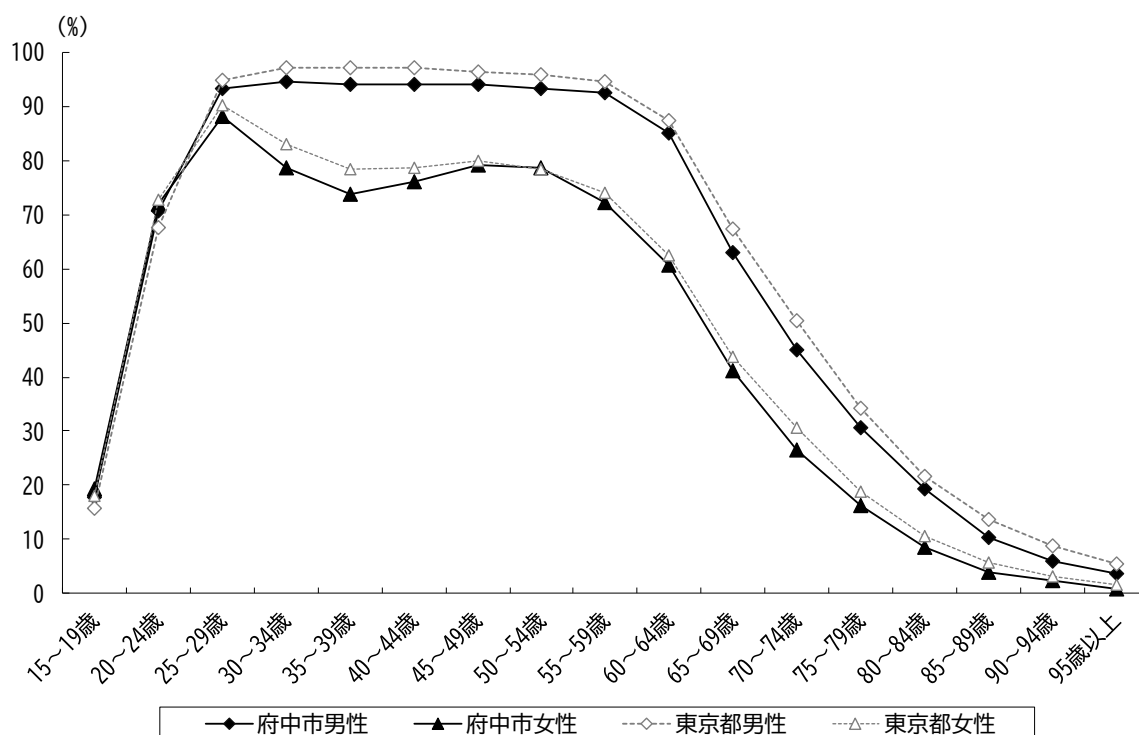
出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

(5) 市民生活に関する現状

① 労働力率

本市の男性の労働力率は、25歳から59歳では9割を超えています。女性の労働力率は30歳代で低下し、40歳代で上昇するいわゆるM字カーブを描いています。東京都の平均値と比較すると、本市のM字の谷の方が深くなっています。

図表2-15 令和2年の男女別15歳以上年齢階級別労働力率



(単位：％)

区分		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
府中市	男性	17.8	70.8	93.3	94.6	94.0	94.0	94.1	93.4	92.5
	女性	19.4	72.0	88.1	78.7	73.7	76.1	79.2	78.6	72.2
東京都	男性	15.7	67.7	94.8	97.1	97.2	97.1	96.5	95.8	94.5
	女性	18.1	72.7	90.3	83.0	78.4	78.6	79.9	78.5	74.1

区分		60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	90～94歳	95歳以上
府中市	男性	85.1	62.9	45.0	30.7	19.4	10.2	6.0	3.7
	女性	60.6	41.2	26.6	16.2	8.5	3.9	2.3	0.7
東京都	男性	87.5	67.3	50.5	34.3	21.6	13.6	8.7	5.4
	女性	62.5	43.8	30.6	18.8	10.5	5.6	3.3	1.6

出典：総務省「国勢調査」（令和2年10月1日）

② 生活保護世帯及び人員

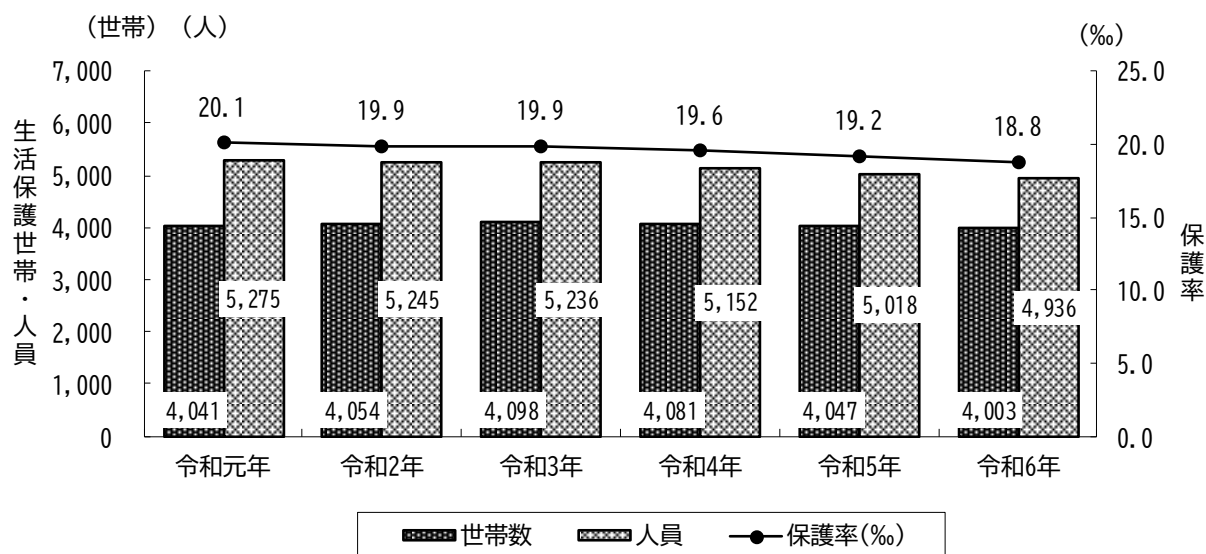
本市の生活保護世帯数及び人員は、令和3年以降、微減傾向です。令和7年3月31日時点の生活保護世帯数及び人員は、3,952世帯及び4,847人で、保護率(※)は、18.5%です。

世帯類型別被保護世帯は、一貫して高齢者世帯が最も多い状況です。

※ 保護率：人口に対する保護人員の割合。1,000人当たりの比率であるパーミルで表す。

(保護人員/推計人口) × 1,000 (単位 %))

図表2-16 生活保護世帯数及び人員の推移



出典：府中市「統計書」(各年3月31日)

図表2-17 世帯類型別被保護世帯数の推移

(単位：世帯)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者世帯	1,916	1,943	1,926	1,922	1,947	1,930
母子世帯	306	285	276	249	231	218
傷病者世帯	538	499	462	447	413	394
障害者世帯	382	378	386	368	358	362
その他世帯	859	898	1,004	1,058	1,060	1,060

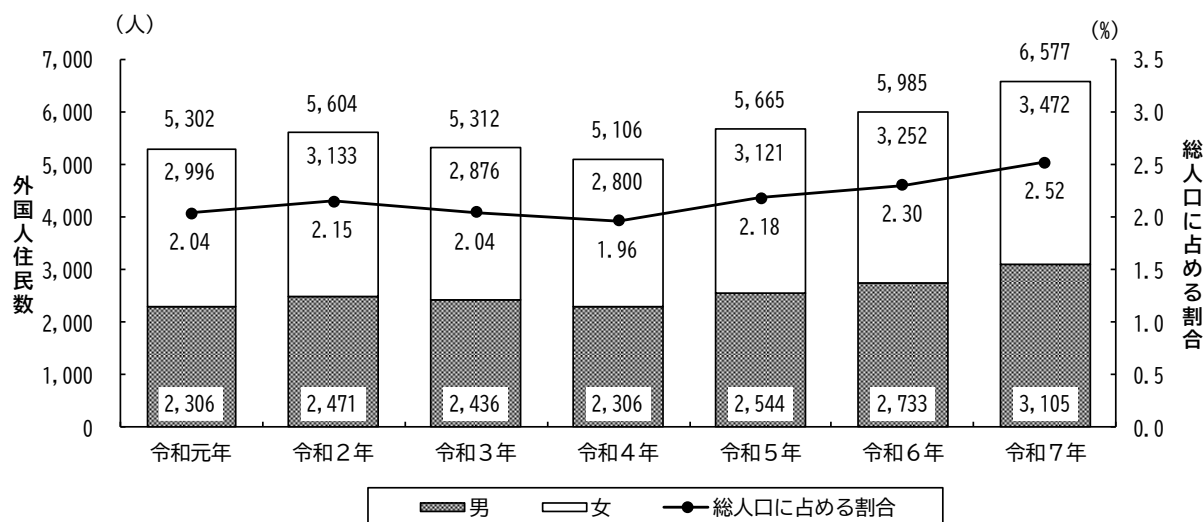
※ 停止世帯を除く

出典：府中市「事務報告書」(各年3月31日)

③ 外国人住民

外国人住民は、令和2年から令和4年にかけて減少しましたが、令和4年以降は増加傾向にあり、令和7年1月1日時点では、6,577人で、総人口に占める割合は2.52%です。

図表2-18 外国人住民の推移



出典：府中市「統計書」（各年1月1日）

④ 自治会・町会等

本市には、令和7年4月1日時点で379の自治会があり、6万5,244世帯が加入しています。加入世帯数を総世帯数で割った加入割合は、49.6%と50%未満となっています。

図表2-19 届出自治会数・加入世帯数の推移

区分	届出自治会数	加入世帯数	総世帯数	加入割合
令和元年度	396	70,318	125,089	56.2%
令和2年度	393	69,452	126,607	54.9%
令和3年度	391	68,819	127,832	53.8%
令和4年度	390	68,045	128,288	53.0%
令和5年度	386	66,845	128,763	51.9%
令和6年度	383	66,081	130,070	50.8%
令和7年度	379	65,244	131,430	49.6%

出典：府中市「事務報告書」（各年4月1日）

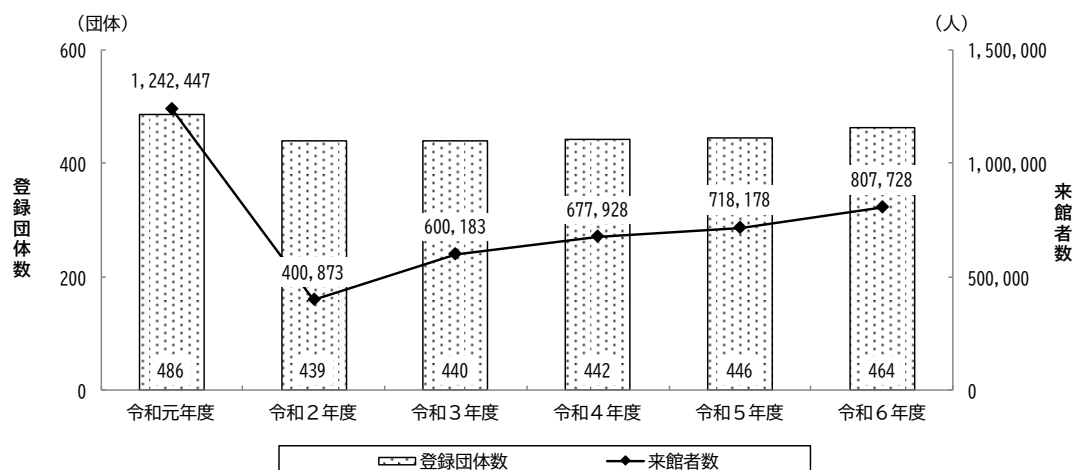
※世帯数は府中市「住民基本台帳」（各年1月1日）

⑤ 市民活動

◆市民活動センター「プラッツ」の登録団体、来館者数

市民活動センター「プラッツ」の登録団体数、来館者数は、令和元年度から令和2年度にかけて減少しましたが、令和2年度以降増加傾向にあります。令和6年度では、登録団体数は464団体、来館者数は80万7,728人です。

図表2-20 市民活動センター「プラッツ」登録団体と来館者数の推移



出典：府中市「統計書」

◆NPO法人

市内のNPO法人数は、令和6年12月31日現在で97法人であり、活動の分野は、「保健・医療・福祉」及び「NPO団体への助言・援助」が最も多くなっています。

図表2-21 府中市内のNPO法人数の推移

(単位：法人)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
NPO法人数		93	91	95	101	97	97
活動の分野	保健・医療・福祉	50	49	53	60	58	57
	社会教育	51	50	53	57	53	52
	まちづくり	28	28	29	31	29	31
	観光	4	5	5	5	5	5
	農山漁村・中山間地域	1	2	2	2	2	2
	学術・文化・芸術・スポーツ	37	37	39	40	36	33
	環境保全	17	17	17	18	17	18
	災害救援	6	7	7	8	7	6
	地域安全	11	12	13	14	13	12
	人権擁護・平和推進	15	14	16	18	18	20
	国際協力	20	20	20	22	22	21
	男女共同参画	7	8	9	12	11	12
	子どもの健全育成	50	50	54	59	57	56
	情報化社会	15	16	15	13	12	11
	科学技術	3	4	3	3	3	2
	経済活動活性化	14	15	12	13	12	11
	職業能力開発・雇用機会拡充	29	30	31	32	30	26
	消費者保護	5	6	5	5	5	5
	NPO団体への助言・援助	54	54	57	59	58	57

※ 活動の分野は複数選択を可としています。

出典：「多摩・島しょ地域データブック～多摩・島しょ地域主要統計表」

東京都生活文化スポーツ局資料「認証NPO法人一覧」（東京都生活文化局ホームページ確認）より

(公財) 東京市町村自治調査会作成（令和5年までは11月30日現在、令和6年は12月31日現在）

⑥ 文化センターの利用状況

11文化センターの合計の児童館利用者数及び高齢者福祉館利用者数は、令和元年度から令和2年度にかけて大幅に減少しましたが、令和3年度以降増加傾向にあります。施設稼働回数は令和4年度以降55,000回前後となっています。

令和6年度の各文化センターの高齢者福祉館利用者数、施設稼働回数は中央文化センターが最も多くなっています。児童館利用者数は、住吉文化センターが最も多くなっています。

図表2-22 文化センターの利用状況

年度	中央文化センター			白糸台文化センター			西府文化センター		
	児童館 利用者数 (人)	高齢者 福祉館 利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者 福祉館 利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者 福祉館 利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)
令和元年度	22,107	24,726	12,341	21,788	23,168	5,511	35,901	19,587	4,837
令和2年度	2,147	2,227	5,695	3,017	1,588	2,662	1,541	506	2,334
令和3年度	3,661	1,689	7,455	5,305	731	3,678	5,843	1,051	3,210
令和4年度	3,639	3,300	10,821	6,649	1,719	4,936	6,856	2,627	4,460
令和5年度	5,833	3,660	11,405	7,991	1,929	5,219	9,185	2,408	4,749
令和6年度	6,183	4,847	11,471	9,273	1,989	5,041	11,068	1,833	4,559

年度	武蔵台文化センター			新町文化センター			住吉文化センター		
	児童館 利用者数 (人)	高齢者 福祉館 利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者 福祉館 利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者 福祉館 利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)
令和元年度	18,626	22,941	4,165	13,438	14,539	4,616	14,339	10,978	5,647
令和2年度	2,593	586	2,002	1,282	688	2,651	2,856	1,281	2,724
令和3年度	4,884	905	2,790	1,964	958	3,294	4,663	1,306	3,911
令和4年度	4,781	2,165	3,872	2,061	2,437	4,328	7,946	4,154	5,310
令和5年度	5,716	2,274	3,855	3,511	2,598	4,259	10,116	4,761	5,481
令和6年度	7,418	2,685	3,766	5,397	3,164	4,349	11,291	4,258	5,386

年度	是政文化センター			紅葉丘文化センター			押立文化センター		
	児童館 利用者数 (人)	高齢者 福祉館 利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者 福祉館 利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者 福祉館 利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)
令和元年度	19,780	12,616	4,583	18,661	20,481	5,592	18,392	8,005	3,420
令和2年度	2,245	892	2,059	2,690	425	2,594	1,323	630	1,770
令和3年度	4,132	1,326	2,893	5,090	401	3,582	2,476	708	2,420
令和4年度	5,475	2,864	4,071	6,893	690	5,323	2,739	1,720	3,206
令和5年度	6,676	3,110	4,340	9,136	671	5,430	2,829	1,675	3,377
令和6年度	7,588	3,348	4,402	8,310	731	5,165	3,627	1,281	3,504

年度	四谷文化センター			片町文化センター			合計		
	児童館 利用者数 (人)	高齢者 福祉館 利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者 福祉館 利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者 福祉館 利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)
令和元年度	12,854	6,099	2,618	22,343	20,717	6,595	218,229	183,857	59,925
令和2年度	2,302	787	1,210	1,793	920	3,071	23,789	10,530	28,772
令和3年度	3,547	1,020	1,782	3,926	997	4,301	45,491	11,092	39,316
令和4年度	3,204	2,316	2,359	4,063	1,937	6,098	54,306	25,929	54,784
令和5年度	3,843	2,919	2,508	4,575	1,316	6,156	69,411	27,321	56,779
令和6年度	5,065	3,890	2,582	4,977	1,249	6,033	80,197	29,275	56,258

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般開放施設（児童館・高齢者福祉館）並びに予約貸出施設の利用を制限した。

出典：府中市「統計書」

(6) 相談及び支援等に関する現状

① 福祉総合相談

福祉総合相談窓口は、令和4年度より福祉や生活の困りごとをワンストップで対応する相談窓口として、生活福祉課に再編され、令和5年8月からの新庁舎業務開始後は、市役所おもや1階に設置されています（令和8年度からは地域福祉推進課所管）。福祉に関する制度や困りごとの種類にかかわらず、様々な不安や困りごとをいったん受け止め、内容に応じて適切な支援機関や相談窓口につなぐとともに、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う窓口です。相談件数は令和5年度が482件、令和6年度が286件、令和7年度が297件となっており、内訳をみると、障害者福祉関係の相談が多くなっています。その他の分野としては、高齢者福祉・介護保険や地域福祉に関する相談など、多岐にわたる相談に対応しています。

図表2-23 福祉総合相談件数の推移

分野	令和5年度 (8月～)	令和6年度	令和7年度
地域福祉	69	57	38
生活困窮・生活保護	50	17	25
高齢者福祉・介護保険	36	36	46
障害者福祉	163	66	90
その他	164	110	98
合計	482	286	297

② 高齢者

◆総合相談

高齢者支援課の総合相談への相談者数は、令和元年度から令和4年度までにかけては増加傾向にありましたが、令和4年度から令和6年度までにかけては減少し、令和6年度の相談者数は、3,724人です。相談者の内訳は、「地域包括支援センター」が最も多く、次いで「本人」、「市関係課」と続いています。

また、令和6年度の相談内容は、「高齢者虐待」が最も多く、次いで「高齢者日常生活相談」、「介護（保険）サービス」と続いています。高齢者虐待に関する相談件数は、令和6年度は1,126件で、令和4年度以来、再び1,000件を超えています。

図表２－２４ 総合相談業務の相談件数の推移（相談者の内訳）

（単位：人）

相談者区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
本人	609	804	813	563	758	445
同居親族	260	404	416	513	400	256
別居親族	403	398	486	683	452	249
近隣・知人	90	67	62	81	88	89
地域包括支援センター	1,061	1,148	1,994	2,072	1,432	1,392
ケアマネジャー	147	89	58	51	105	174
介護サービス事業者・ 高齢福祉関係機関	158	179	185	169	228	145
社会福祉協議会	87	89	71	273	42	196
成年後見人	35	21	17	12	183	42
民生委員・児童委員	11	10	2	6	3	2
障害者関係機関（施設）	13	15	18	20	21	17
地域関係機関 （銀行・商店等）	55	59	11	32	3	12
医療機関	132	149	213	81	177	154
市関係課	222	233	148	225	111	319
警察・消防	35	131	63	145	109	117
その他官公庁	62	56	89	79	31	79
その他	31	88	33	12	9	36
合計	3,411	3,940	4,679	5,017	4,152	3,724

出典：府中市「高齢者支援課資料」

図表２－２５ 総合相談業務の相談件数の推移（相談内容の内訳）

（単位：件）

相談区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
高齢者日常生活相談	207	484	448	606	866	671
高齢者住宅相談	179	165	193	105	169	130
高齢者施設相談	426	580	624	344	366	260
介護（保険）サービス	229	153	113	424	325	335
高齢福祉サービス	122	144	311	169	312	218
介護予防・地域支援事業	6	12	0	3	27	39
在宅療養	10	26	85	64	45	33
医療機関	201	67	11	61	22	138
認知症	279	369	544	409	285	210
精神疾患	266	127	112	105	52	93
高齢者虐待	520	758	980	1,420	922	1,126
成年後見制度	199	210	269	291	237	226
消費者被害	8	13	3	9	2	3
熱中症に関すること	11	28	4	143	18	3
生活保護	153	85	24	86	61	263
障害者福祉施策	33	18	6	18	22	26
ひとり親家庭・DV・子ども	33	23	26	7	2	6
見守り相談	85	368	550	253	422	160
緊急対応・安否確認	91	205	297	266	147	67
震災関係	8	0	1	30	3	0
その他相談	211	381	226	155	180	174
合計	3,277	4,216	4,827	4,968	4,485	4,181

出典：府中市「高齢者支援課資料」

◆高齢者虐待

地域包括支援センター等関係機関との連携による高齢者虐待について、養護者による高齢者虐待は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例が令和元年度から令和6年度の6年間で計304件となっています。養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待の事実が認められた事例が令和元年度から令和6年度の6年間で計6件となっています。

図表2-26 養護者による高齢者虐待

(件数)

内訳	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
通報・相談件数	78	110	117	136	141	131
虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	48	69	44	38	36	69
虐待ではないと判断した事例	1	4	8	4	12	3
虐待の判断に至らなかった事例	29	35	65	94	93	39
事実確認中の事例						20

※高齢者虐待に準ずるもの（セルフ・ネグレクト、被虐待者が65歳未満）は除く。

図表2-27 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(件数)

内訳	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
通報件数	2	6	8	14	9	8
虐待の事実が認められた事例	1	1	1	0	1	2
虐待の事実が認められなかった事例	0	3	1	0	0	1
虐待の事実の判断に至らなかった事例	1	2	0	1	3	4
事実確認中の事例			6	13	5	1

③ 障害者

地域生活支援センター「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」において実施している委託相談支援事業の令和6年度の相談件数は、2万815件です。

また、障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）に寄せられた障害者虐待に関する相談件数は、令和6年度は87件と令和4年度以降多くなっています。

図表2-28 委託相談支援事業（相談件数）の推移

（単位：件）

年度	相談件数
令和元年度	16,626
令和2年度	15,592
令和3年度	13,673
令和4年度	12,546
令和5年度	17,286
令和6年度	20,815

出典：府中市「障害者福祉課資料」

図表2-29 障害者虐待に関する相談件数の推移

（単位：件）

年度	相談件数
令和元年度	25
令和2年度	18
令和3年度	27
令和4年度	66
令和5年度	95
令和6年度	87

出典：府中市「障害者福祉課資料」

※令和2年度以降：府中市障害者計画推進協議会資料「障害者計画進行管理一覧表」から

④ 子ども・子育て

市の総合相談事業における新規相談受理件数は令和3年度をピークに減少傾向にあります。相談の内訳をみると、一貫して養育困難が最も多く、次いで児童虐待、育児相談となっています。なお、児童虐待の件数は増加傾向です。

図表2-30 子どもと家庭に関する総合相談の新規相談受理件数の推移

(単位：件)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
児童虐待	376	401	487	389	503	502
養育困難	548	985	1,087	1,004	931	794
育児相談	142	131	88	110	95	74
育成	62	56	58	61	69	58
不登校	12	9	4	18	15	3
障害等	8	19	4	14	13	11
保健相談	43	32	21	19	8	8
非行等	3	3	1	1	1	0
その他	53	31	22	30	33	33
合計	1,247	1,667	1,772	1,646	1,668	1,483

出典：府中市調べ

⑤ 生活困窮者

生活福祉課の暮らしとしごとの相談コーナーでは、暮らしやしごとの困りごとについて相談支援を実施しており、一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、就労支援、家計相談支援、子どもの学習・生活支援、住まいの確保に向けた支援等を行っています。

令和6年度の2, 169件の相談のうち、487件が新規の相談です。

図表2-31 生活困窮者の支援に関する事業等の推移

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
暮らしとしごとの相談コーナー	相談件数 (うち新規)	2,176件 (624件)	3,283件 (1,243件)	2,078件 (670件)	2,183件 (527件)	2,178件 (481件)	2,169件 (487件)
	就労支援利用 件数	116件	300件	335件	192件	99件	114件
家計改善支援事業	延相談件数	599件	800件	642件	563件	434件	408件
	利用件数	56件	117件	98件	59件	55件	70件
子どもの学習・生活支援事業	登録者数	77人	68人	60人	46人	56人	60人
住居確保給付金 支給事業	申請件数	16件	641件	135件	57件	16件	4件
	支給月数	延べ49月	1,739	451	173	56	12
一時生活支援事業	利用件数	6件	9件	7件	4件	4件	6件
就労準備支援事業	利用者数	21人	22人	20人	23人	24人	19人
	延相談件数	471件	735件	476件	751件	662件	595件
	延セミナー等 参加者数	107人	76人	91人	165人	227人	201人
ホームレス巡回 相談	相談件数	2,834件	1,721件	1,980件	2,344件	2,043件	1,426件
	年度末人数	13人	11人	17人	14人	11人	11人
自立支援金支給 事業	支給件数	—	—	175件	36件	—	—
	再支給件数	—	—	41件	43件	—	—
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	支給件数	—	—	18,131件	8,129件	—	—
価格高騰緊急支援給付金	支給件数	—	—	—	24,868件	—	—
住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金	支給件数					24,055件	—
住民税非課税世帯等物価高騰対応重点支援給付金	支給件数					23,728件	21,932件

出典：府中市「事務報告書」「統計書」

⑥ 女性問題相談

男女共同参画センター「フチャール」が実施している家庭、子育て、配偶者等からの暴力（DV）、生き方等の女性に関わる日常の悩みごとに関する相談の令和6年度の相談件数は、1, 113件です。

図表2-32 女性問題相談の相談件数の推移

(単位：件)

年度	総数	面接相談	電話相談
令和元年度	1,098	287	811
令和2年度	928	91	837
令和3年度	1,294	132	1,162
令和4年度	1,492	282	1,210
令和5年度	1,283	257	1,026
令和6年度	1,113	269	844

出典：府中市「事務報告書」「統計書」

⑦ 民生委員・児童委員による支援

本市の民生委員・児童委員の定数は、191人（令和7年12月1日～）です。令和6年度の相談・支援件数は、2,266件で、相談内容は、「日常的な支援」が最も多く、次いで「生活環境」、「健康・保健医療」、「子どもの教育・学校生活」と続いています。

図表2-33 民生委員・児童委員の相談・支援件数の推移（内容別）

(単位：件)

相談・支援内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在宅福祉	131	97	104	136	98	87
介護保険	93	67	51	69	52	63
健康・保健医療	287	198	341	197	205	218
子育て・母子保健	102	96	108	82	83	64
子どもの地域生活	156	105	83	90	112	134
子どもの教育・学校生活	146	135	156	119	140	185
生活費	67	69	53	62	72	55
年金・保険	21	12	8	8	2	20
仕事	17	12	11	11	12	19
家族関係	148	124	171	155	188	157
住居	62	69	69	60	57	66
生活環境	167	145	154	151	130	225
日常的な支援	346	338	276	325	252	332
その他	860	587	489	610	574	641
合計	2,603	2,054	2,074	2,075	1,977	2,266

出典：府中市「事務報告書」

⑧ 地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターによる支援

令和3年度からすべての福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置しています。
そして、令和7年度は統括1名、エリアリーダー3名、拠点18名の22名体制となっています。

それに伴い、相談実績、困りごと相談会対応件数も増加傾向にあります。

図表2-34 地域福祉コーディネーターの配置数

	人数	備考
平成28年度	2名	2圏域に各1名
平成29年度	3名	3圏域に各1名
平成30年度	4名	4圏域に各1名
令和元年度	6名	6圏域に各1名
令和2年度	6名	6圏域に各1名
令和3年度	11名	11圏域に各1名
令和4年度	12名	統括1名、拠点11名
令和5年度	16名	統括1名、エリアリーダー1名、拠点14名
令和6年度	19名	統括1名、エリアリーダー2名、拠点16名
令和7年度	22名	統括1名、エリアリーダー3名、拠点18名

図表2-35 地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター活動実績
(件)

	個別支援								
	相談経路					相談内容			
	訪問	電話	メール	来所	計	関係形成	個別支援	連絡調整	計
令和元年度	999	3,749	-	740	5,488	494	3,447	2,036	5,977
令和2年度	868	3,967	-	640	5,475	346	3,894	1,586	5,826
令和3年度	1,642	4,616	1,177	1,663	9,098	568	6,300	2,624	9,492
令和4年度	2,322	4,866	1,598	1,985	10,771	1,200	6,932	3,500	11,632
令和5年度	2,294	4,468	1,012	2,105	9,879	433	7,415	2,828	10,676
令和6年度	2,907	5,202	838	2,355	11,302	611	9,004	3,285	12,900

	地域支援									
	相談経路					相談内容				
	訪問	電話	メール	来所	計	関係形成	立上支援	運営支援	連絡調整	計
令和元年度	1,910	2,150	-	361	4,421	604	383	2,124	1,731	4,842
令和2年度	1,088	3,392	-	343	4,823	171	442	1,931	2,553	5,097
令和3年度	1,918	2,276	3,221	631	8,046	159	120	5,342	2,765	8,386
令和4年度	2,303	2,121	2,588	607	7,619	477	98	5,113	2,586	8,274
令和5年度	3,108	1,672	1,776	944	7,500	139	42	5,690	2,068	7,939
令和6年度	3,783	1,283	2,174	811	8,051	363	60	6,080	3,025	9,528

出典：府中市社会福祉協議会「地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター活動報告」

図表2-36 地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター相談実績

(人)

	実相談対象者数
令和元年度	687
令和2年度	649
令和3年度	930
令和4年度	1,169
令和5年度	1,482
令和6年度	1,835

(件)

	相談対象者分類				
	高齢者	障害者	子ども	その他一般	計
令和元年度	1,909	1,388	166	664	4,127
令和2年度	1,800	1,124	173	960	4,057
令和3年度	2,983	1,411	575	1,272	6,241
令和4年度	3,635	939	1,006	1,117	6,697
令和5年度	2,921	1,767	1,741	1,047	7,476
令和6年度	3,620	1,857	784	1,895	8,156

(件)

	相談内容分類									
	暮らし	環境	家族関係	近隣関係	保健・医療	権利擁護	ひきこもり	ボランティア	制度・サービス	その他
令和元年度	1,633	94	165	237	446	54	58	707	340	373
令和2年度	1,845	124	166	254	452	41	68	479	407	270
令和3年度	3,622	215	202	288	534	104	89	1,052	459	567
令和4年度	4,288	159	225	382	345	47	114	1,103	1,018	980
令和5年度	3,535	387	347	305	695	121	139	1,319	2,262	443
令和6年度	4,239	720	403	321	1,021	145	130	1,285	2,546	393

図表2-37 困りごと相談会対応件数

(件)

	開催回数	延べ相談件数	相談実人員
令和元年度	233	577	273
令和2年度	214	530	242
令和3年度	547	1,380	429
令和4年度	863	1,832	580
令和5年度	1,310	2,909	609
令和6年度	1,869	4,165	847

※半日を1回で集計

出典：府中市社会福祉協議会「地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター活動報告」

2 成年後見・権利擁護の推進の現状

本市は、地域における権利擁護を担う中核的な機関として、権利擁護センターふちゅうを設置し、その運営を府中市社会福祉協議会へ委託しています。同センターでは、成年後見制度を始めとする様々な制度や社会資源を活用することにより、判断能力の不十分な高齢者、障害のある人等が不利益を被ることなく住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるように支援しています。

なお、本市の成年後見制度利用者数は、令和2年以降370～380件台で推移しています。成年後見関係事件の申立件数は、令和2年以降60～70件台で推移しています。市民後見人受任者数は令和5年度から6年度にかけて増加しており、令和6年度は18人となっています。

図表2－38 成年後見制度の利用者数（府中市）

（単位：人）

年	後見	保佐	補助	任意後見	合計
令和元年	281	53	15	9	358
令和2年	304	49	16	9	378
令和3年	294	59	13	8	374
令和4年	295	62	12	8	377
令和5年	293	71	16	7	387
令和6年	284	76	19	9	388
令和7年	282	73	19	8	382

出典：「東京家裁統計情報」を府中市にてデータ加工

図表2－39 成年後見関係事件の申立件数（府中市）

（単位：件）

年	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見 監督人選任	合計
令和元年	40	5	5	1	51
令和2年	52	9	1	0	62
令和3年	52	12	2	0	66
令和4年	56	13	3	1	73
令和5年	53	7	3	0	63
令和6年	47	10	3	3	63
令和7年	57	9	2	2	70

出典：「東京家裁統計情報」を府中市にてデータ加工

図表2－40 市民後見人受任者数の推移（府中市）

（単位：人）

年度	合計
令和元年度	9
令和2年度	11
令和3年度	10
令和4年度	10
令和5年度	12
令和6年度	18

出典：府中市「地域福祉推進課資料」

3 再犯防止の推進の現状

本市（府中警察署管轄区域）の刑法犯総数は、令和2年から230～250件台で推移しています。再犯者率は令和2年から令和5年までは50％でしたが、令和6年は44.4％となっており、東京都（警視庁）及び全国を下回っています。

図表2－41 初犯者・再犯者別検挙人員の推移

【府中警察署】

年	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和2年	254	122	132	52.0%
令和3年	241	117	124	51.5%
令和4年	237	114	123	51.9%
令和5年	235	110	125	53.2%
令和6年	252	140	112	44.4%

【警視庁】

年	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和2年	20,943	10,325	10,618	50.7%
令和3年	19,086	9,277	9,809	51.4%
令和4年	18,931	9,273	9,658	51.0%
令和5年	19,725	9,968	9,757	49.5%
令和6年	20,948	10,982	9,966	47.6%

【全国】

年	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和2年	164,678	81,294	83,384	50.6%
令和3年	159,692	79,883	79,809	50.0%
令和4年	154,033	77,783	76,250	49.5%
令和5年	163,870	83,683	80,187	48.9%
令和6年	169,552	87,857	81,695	48.2%

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。

注2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

出典：法務省矯正局提供資料

4 一般市民調査の結果

(1) 地域と近所づきあい

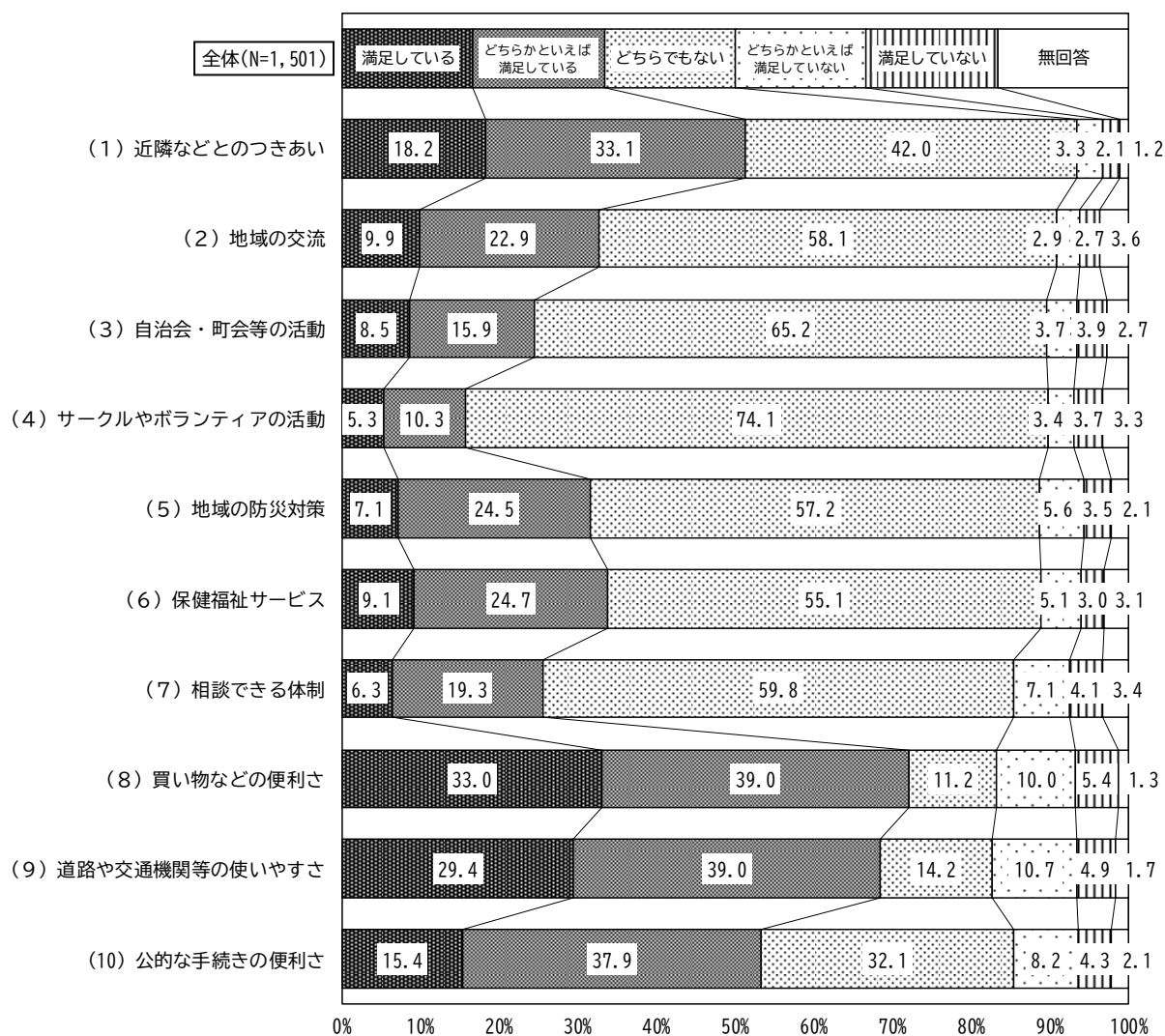
① 居住地域の満足度

居住地域の満足度は、《満足》の割合が『(8) 買い物などの便利さ』(72.0%)、『(9) 道路や交通機関等の使いやすさ』(68.4%)で高くなっている。一方、《不満》の割合も『(8) 買い物などの便利さ』(15.4%)、『(9) 道路や交通機関等の使いやすさ』(15.6%)で高くなっている。

※《満足》・・・「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計

※《不満》・・・「満足していない」と「どちらかといえば満足していない」の合計

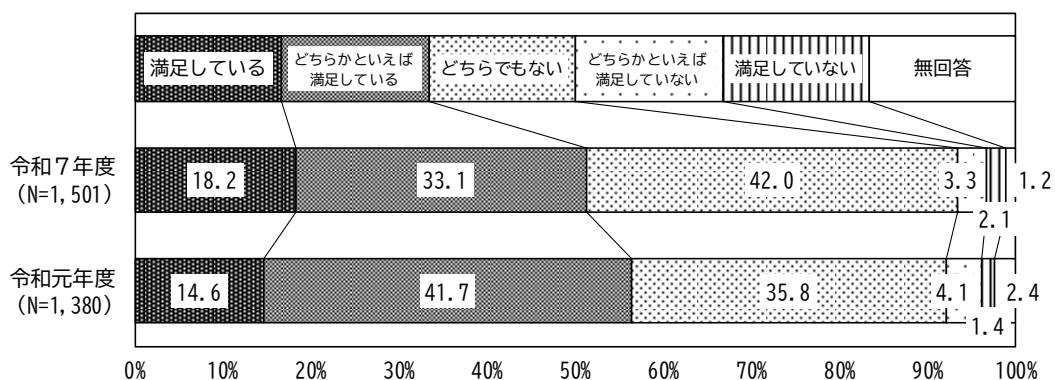
図表2-42 居住地域の満足度（全体）



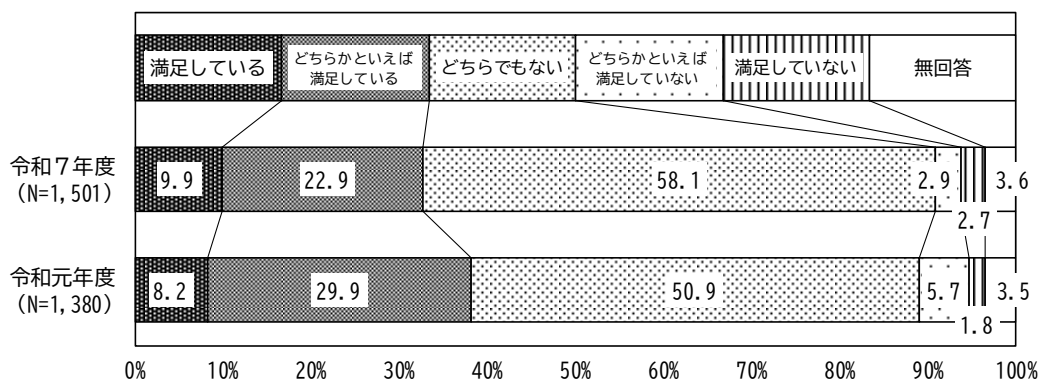
居住地域の満足度について、前回調査と比較すると、『(3) 自治会・町会等の活動』、『(2) 地域の交流』、『(1) 近隣などとのつきあい』で、『満足』の割合がそれぞれ9.5、5.3、5.0ポイントと、5ポイント以上低くなっている。一方、『(10) 公的な手続きの便利さ』では、『満足』が4.4ポイント高くなっている。

図表2-43 居住地域の満足度（全体）【前回比較】

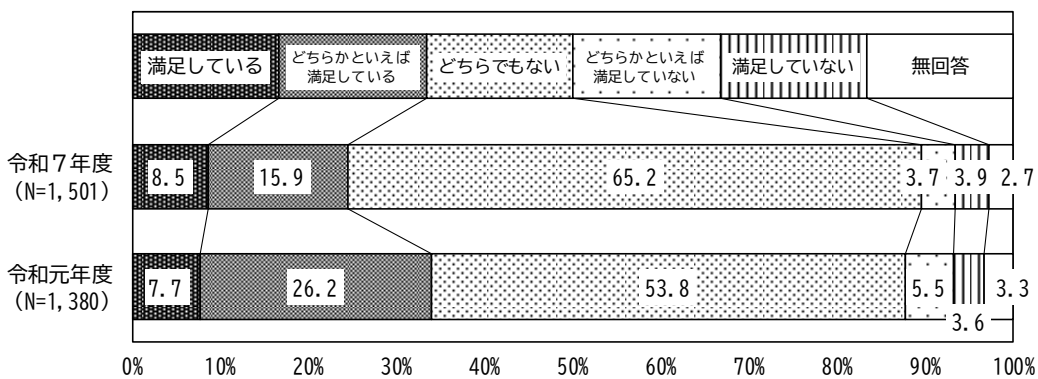
(1) 近隣などとのつきあい



(2) 地域の交流



(3) 自治会・町会等の活動

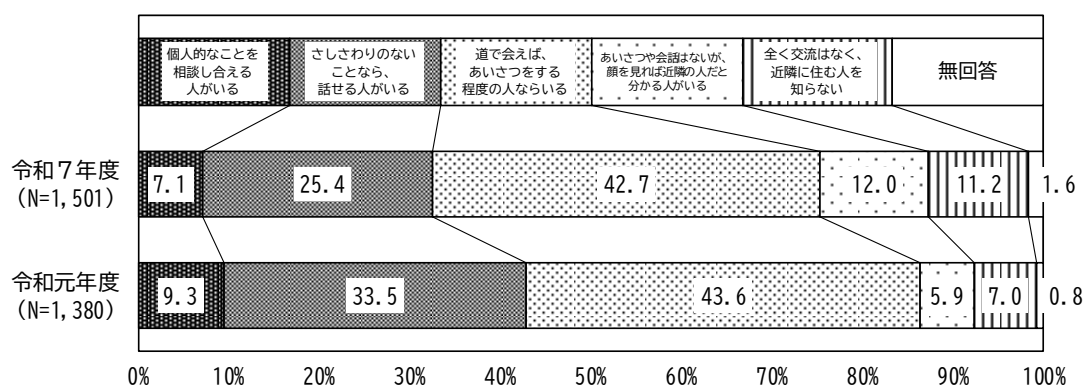


② 近所づきあいの現状

近所づきあいの現状は、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」が42.7%で最も多く、次いで「さしさわりのないことなら、話せる人がいる」が25.4%、「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」が11.2%と続いている。

前回調査と比較すると、親しく近所づきあいをしている「個人的なことを相談し合える人がいる」（今回：7.1%、前回：9.3%）と「さしさわりのないことなら、話せる人がいる」（今回：25.4%、前回：33.5%）は、いずれも割合が低くなっている。

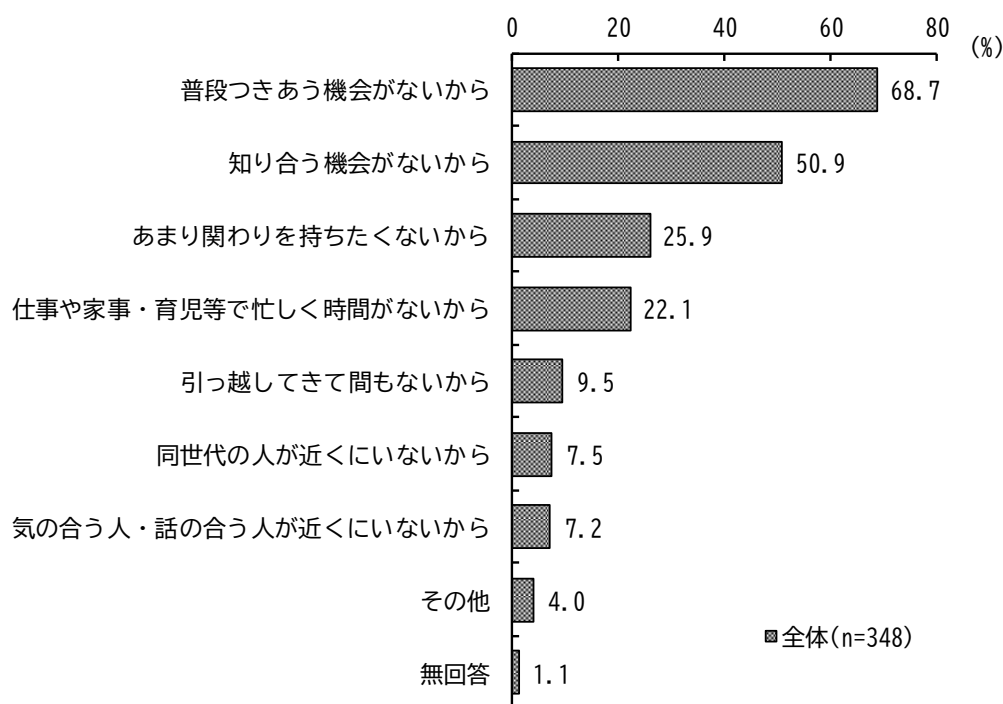
図表2-44 近所づきあいの現状（全体）【前回比較】



③ 近所づきあいのない理由

近所づきあいを（ほぼ）していない人の近所づきあいのない理由は、「普段つきあう機会がないから」（68.7%）が最も多く、次いで「知り合う機会がないから」（50.9%）、「あまり関わりを持ちたくないから」（25.9%）と続いている。

図表2-45 近所づきあいのない理由（近所づきあいを（ほぼ）していない人：複数回答）



(2) 地域活動・ボランティア活動

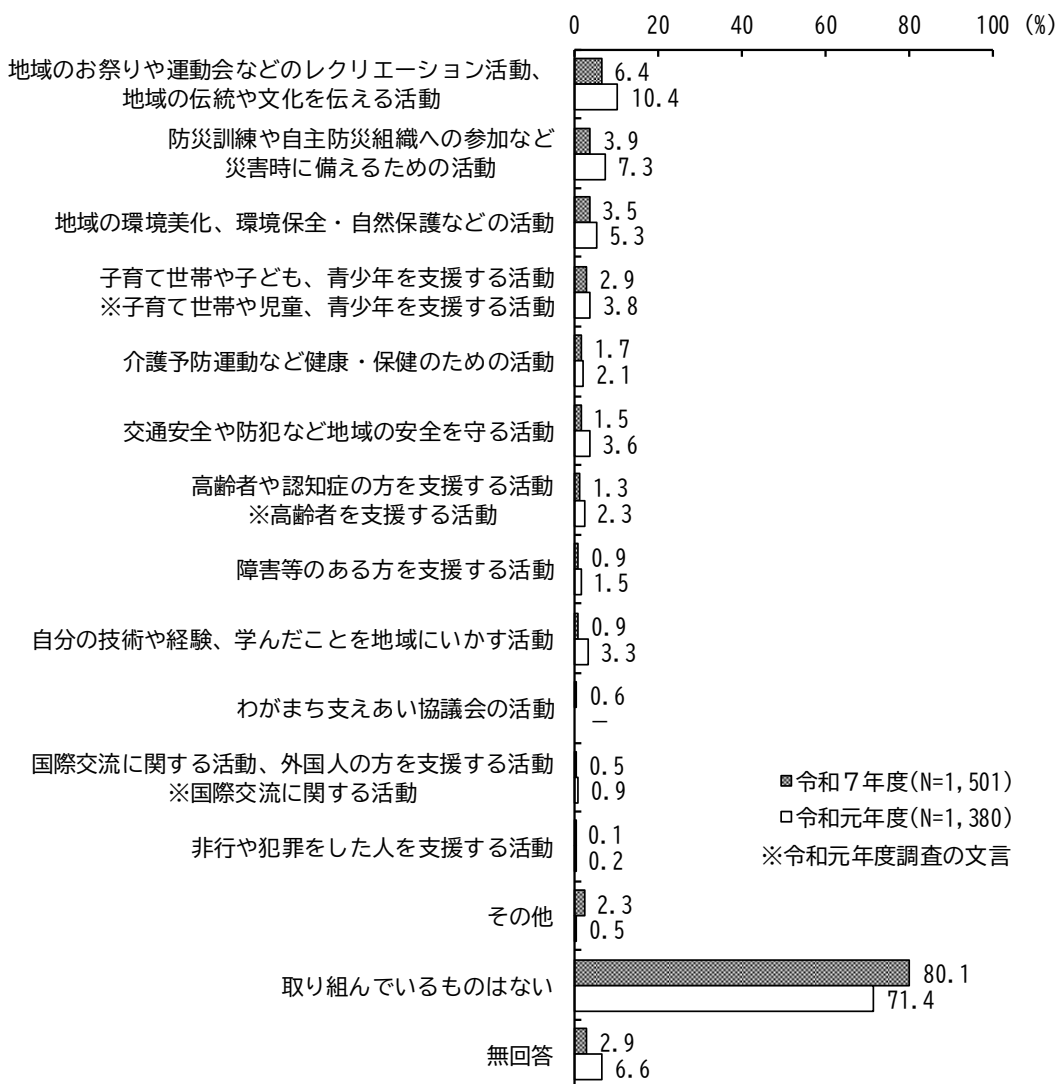
① 地域活動・ボランティア活動の取組状況

17.0%の人が地域での活動やボランティアに取り組んでいる。

取り組んでいる内容としては、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」(6.4%)が最も多く、次いで「防災訓練や自主防災組織への参加など災害時に備えるための活動」(3.9%)、「地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動」(3.5%)と続いている。

前回調査と比較すると、すべての活動で取り組んでいる割合は前回調査より低くなっており、「取り組んでいるものはない」は71.4%から80.1%と8.7ポイント上昇している。

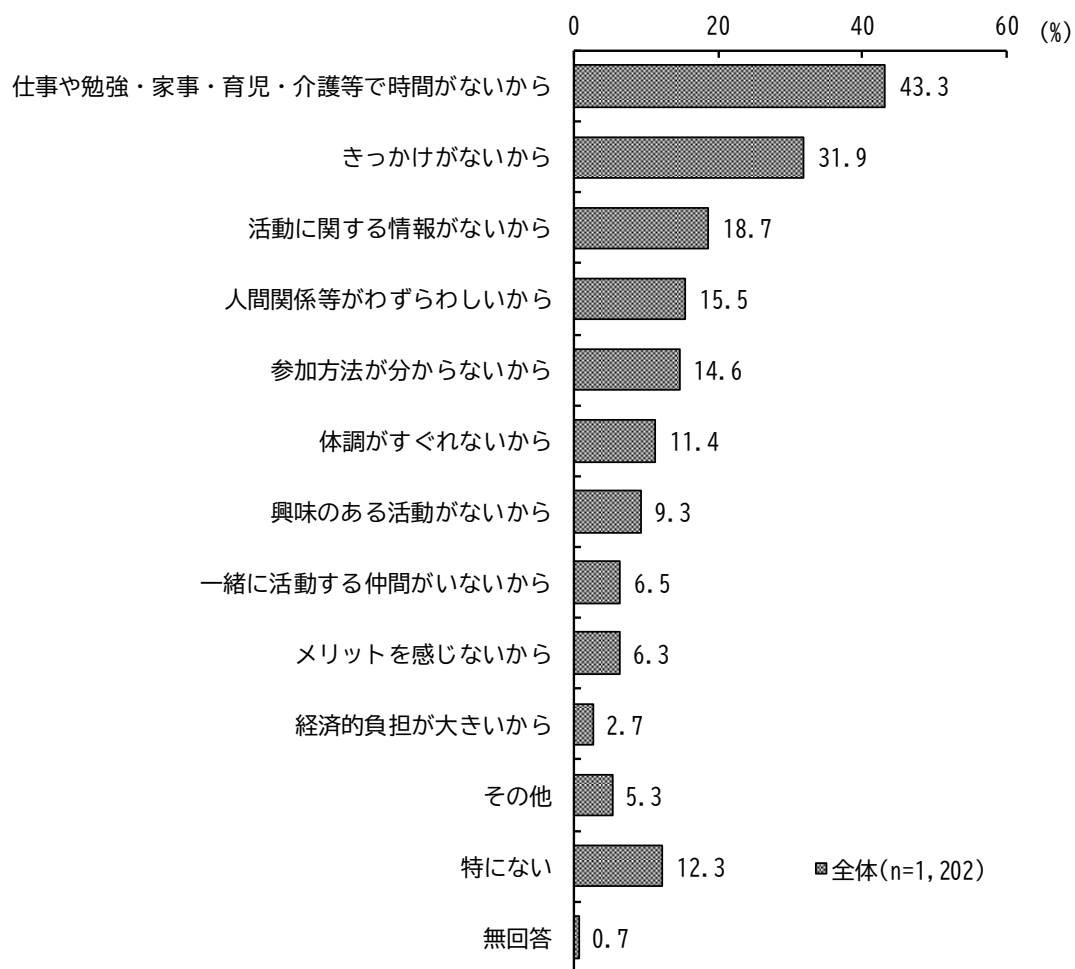
図表2-46 地域活動・ボランティア活動の取組状況（活動内容）
（全体：複数回答）【前回比較】



② 地域活動・ボランティア活動をしていない理由

地域活動・ボランティア活動をしていない人の活動をしていない理由は、「仕事や勉強・家事・育児・介護等で時間がないから」（４３．３％）が最も多く、次いで「きっかけがないから」（３１．９％）、「活動に関する情報がないから」（１８．７％）と続いている。

図表２－４７ 地域活動・ボランティア活動をしていない理由
（地域活動・ボランティア活動をしていない人：複数回答）

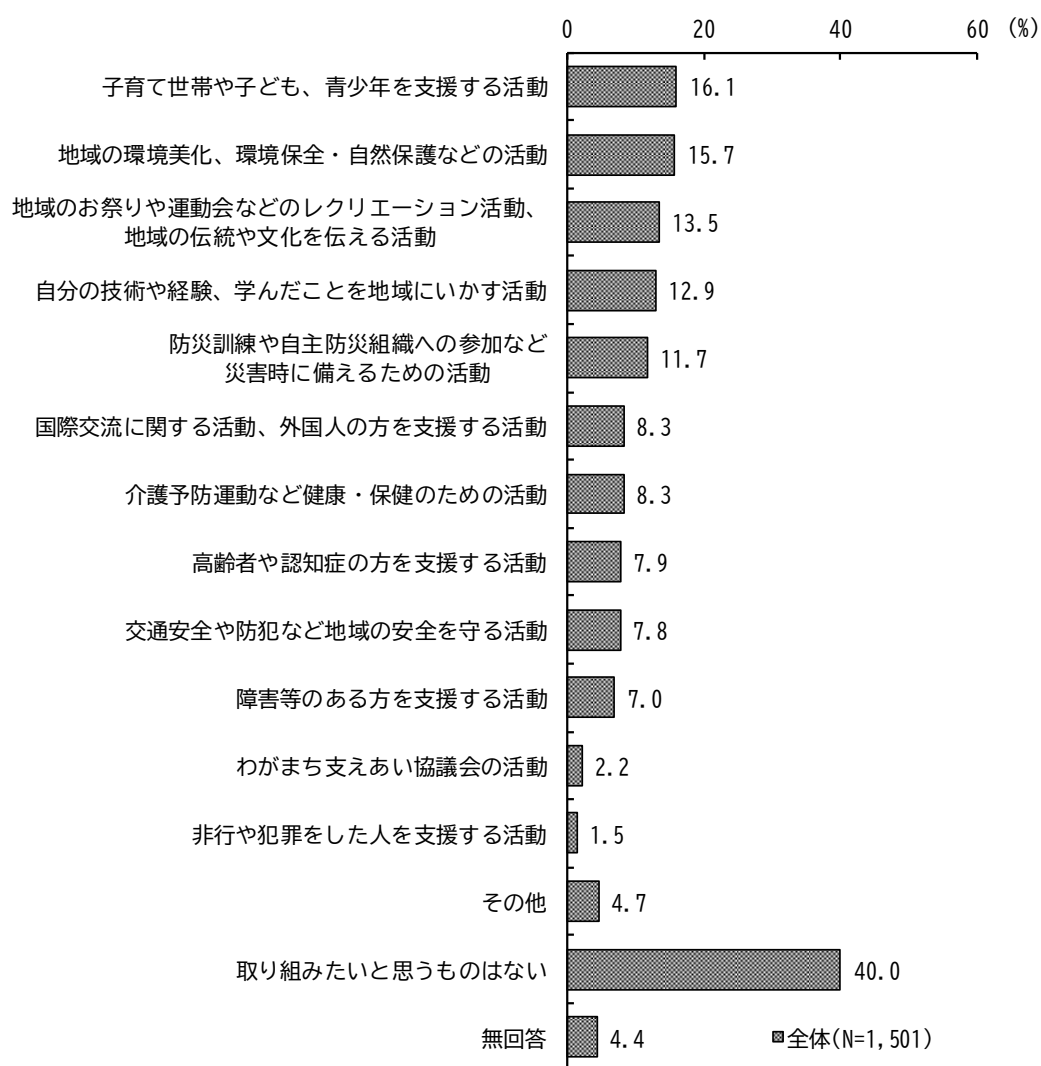


③ 地域活動・ボランティア活動の取組意向

地域活動・ボランティア活動の取組意向は、55.6%の人が今後、何らかの地域活動・ボランティア活動取り組んでみたいと思っている。

活動では「子育て世帯や子ども、青少年を支援する活動」（16.1%）が最も多く、「地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動」（15.7%）、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」（13.5%）と続いている。

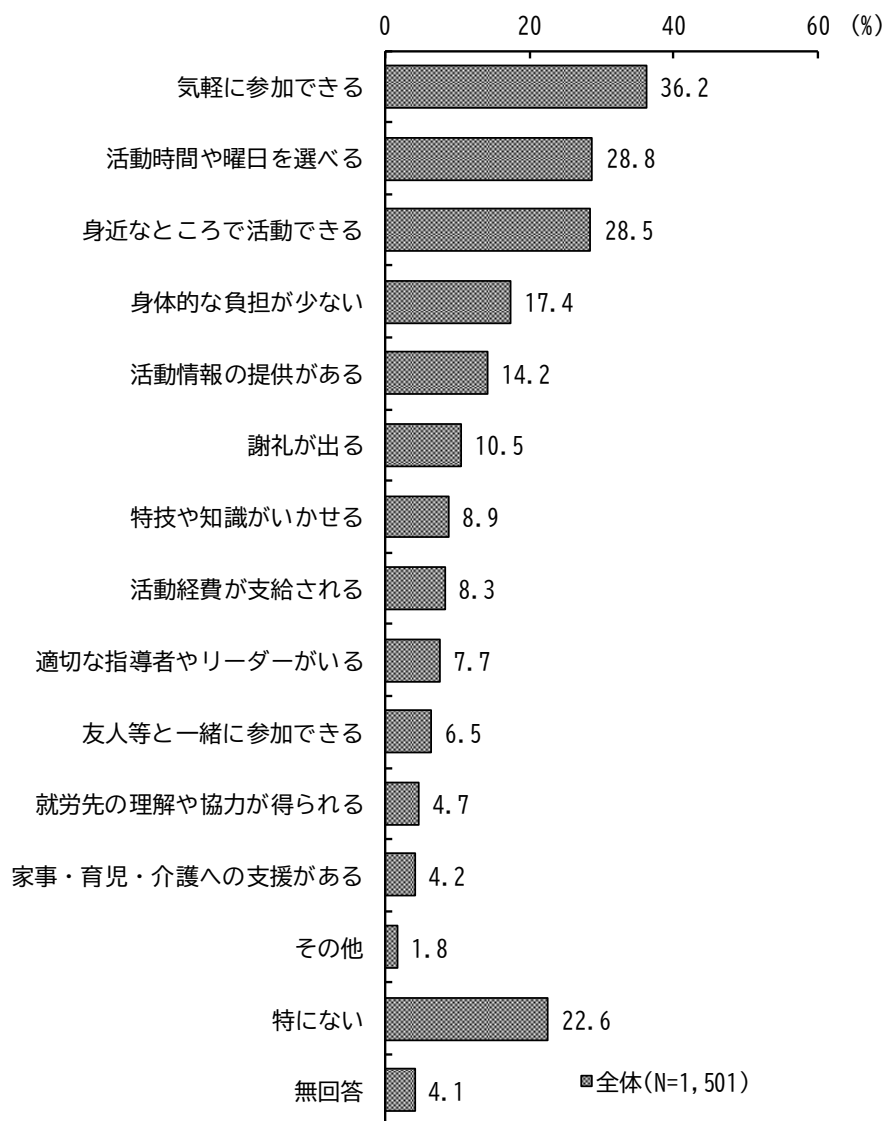
図表2-48 地域活動・ボランティア活動の取組意向（活動内容）（全体：複数回答）



④ ボランティア活動等に参加しやすい条件

ボランティア活動等に参加しやすい条件は、「気軽に参加できる」(36.2%)が最も多く、次いで「活動時間や曜日を選べる」(28.8%)、「身近なところで活動できる」(28.5%)と続いている。

図表2-49 ボランティア活動等に参加しやすい条件（全体：複数回答）

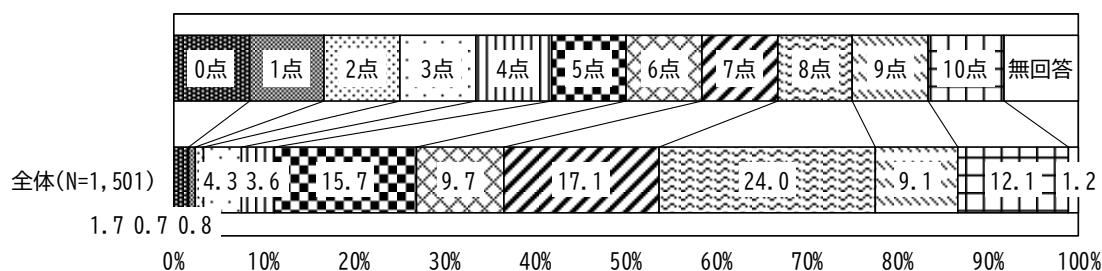


(3) 日ごろの生活と悩み

① 主観的幸福度

主観的幸福度は、「8点」(24.0%) が最も高く、次いで「7点」(17.1%)、「5点」(15.7%) と続いている。平均点は6.9点となっている。なお、4点以下の割合は11.1%となっている。

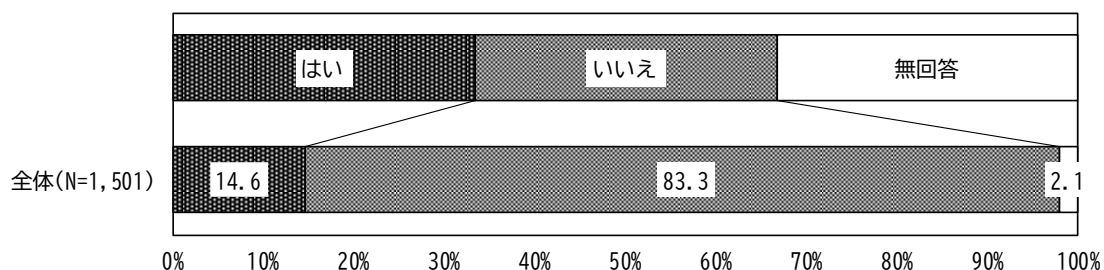
図表2-50 主観的幸福度（全体）



② どこに相談したらよいか分からない悩みはあるか

どこに相談したらよいか分からない悩みはあるかは、「はい」が14.6%、「いいえ」が83.3%となっている。

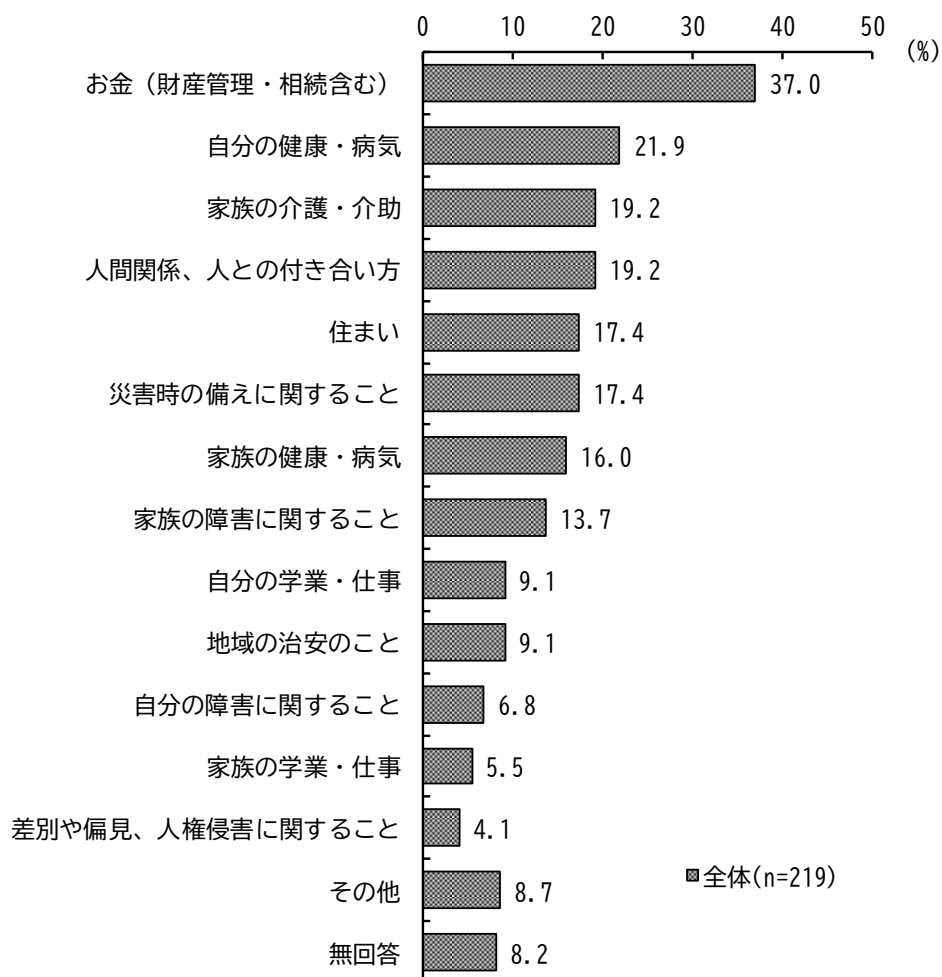
図表2-51 どこに相談したらよいか分からない悩みはあるか（全体）



③ 悩みの内容

どこに相談したらよいか分からない悩みがある人の悩みの内容は、「お金（財産管理・相続含む）」（37.0%）が最も多く、「自分の健康・病気」（21.9%）、「家族の介護・介助」（19.2%）・「人間関係、人との付き合い方」（19.2%）と続いている。

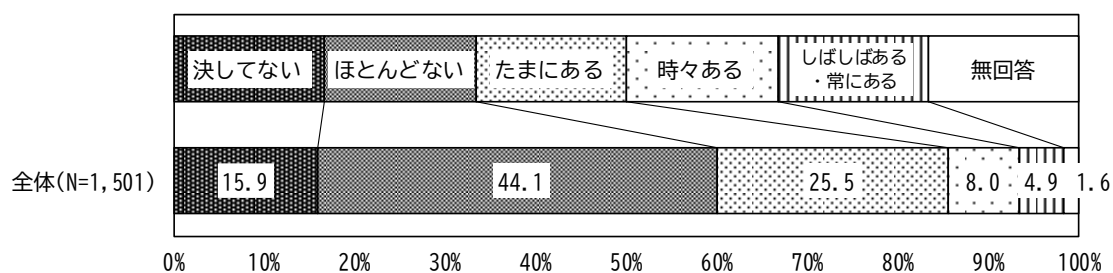
図表2-52 悩みの内容（どこに相談したらよいか分からない悩みがある人：複数回答）



④ 孤独を感じる程度

孤独を感じる程度は、「たまにある」（25.5%）、「時々ある」（8.0%）、「しばしばある・常にある」（4.9%）を合計した《孤独を感じる》は38.4%となっている。

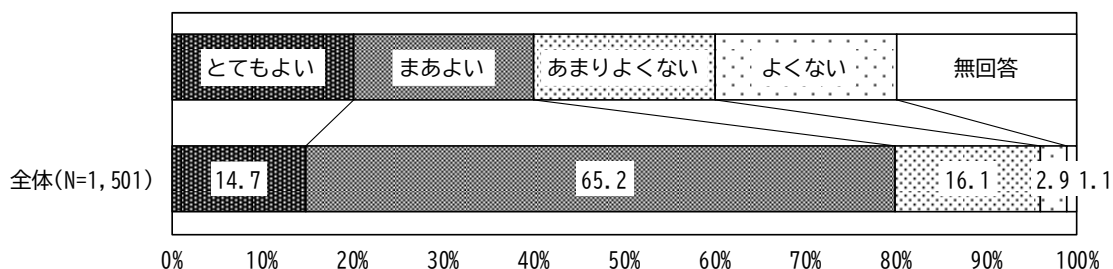
図表2-53 孤独を感じる程度（全体）



⑤ 主観的健康観

主観的健康観は、「とてもよい」（14.7％）と「まあよい」（65.2％）を合計した《よい》が79.9％、「あまりよくない」（16.1％）と「よくない」（2.9％）を合計した《よくない》が19.0％となっている。

図表2－54 主観的健康観（全体）

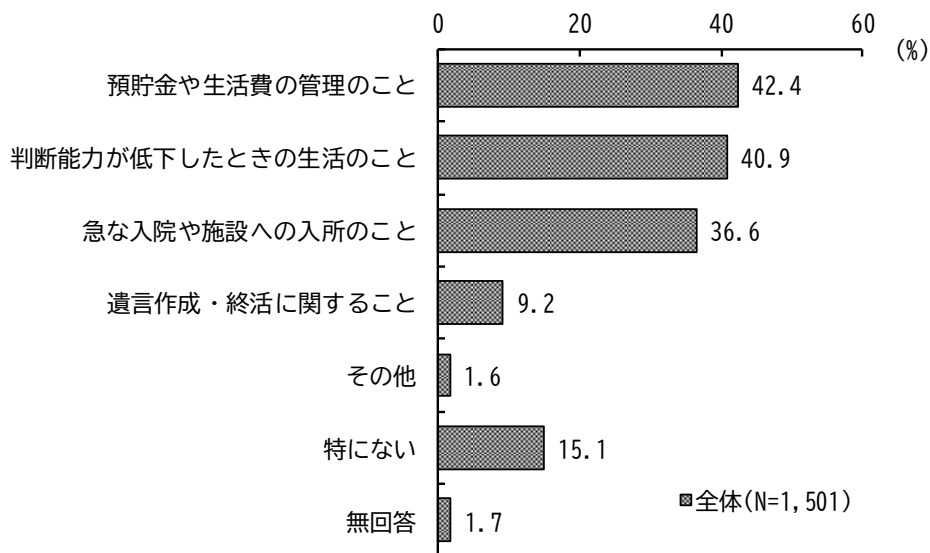


⑥ 将来の備えへの不安

83.2％の人が将来の備えに不安を感じている。

不安の内容は、「預貯金や生活費の管理のこと」（42.4％）が最も多く、「判断能力が低下したときの生活のこと」（40.9％）、「急な入院や施設への入所のこと」（36.6％）と続いている。

図表2－55 将来の備えへの不安（全体：複数回答）

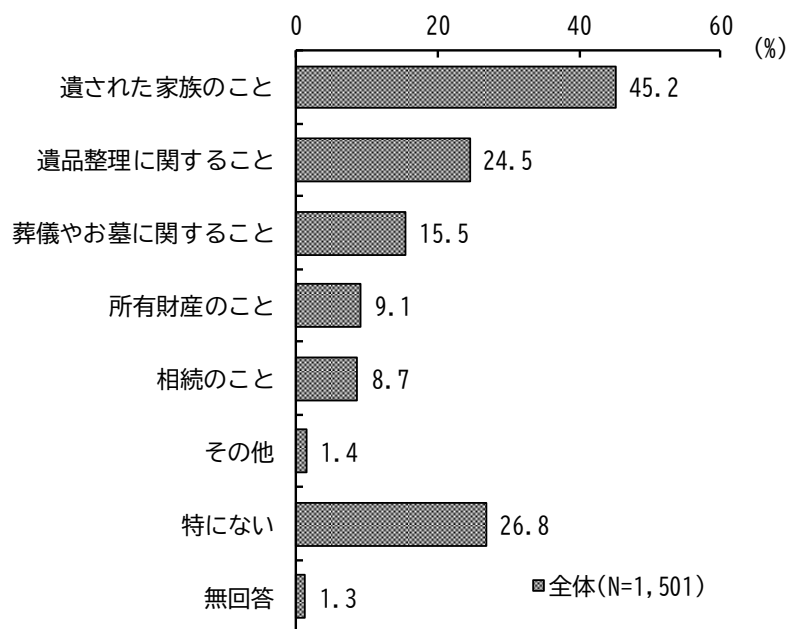


⑦ 亡くなった後のことでの不安

71.9%の人が亡くなった後のことで不安を感じている。

不安の内容は、「遺された家族のこと」(45.2%)が最も多く、「遺品整理に関する
こと」(24.5%)、「葬儀やお墓に関すること」(15.5%)と続いている。

図表2-56 亡くなった後のことでの不安（全体：複数回答）

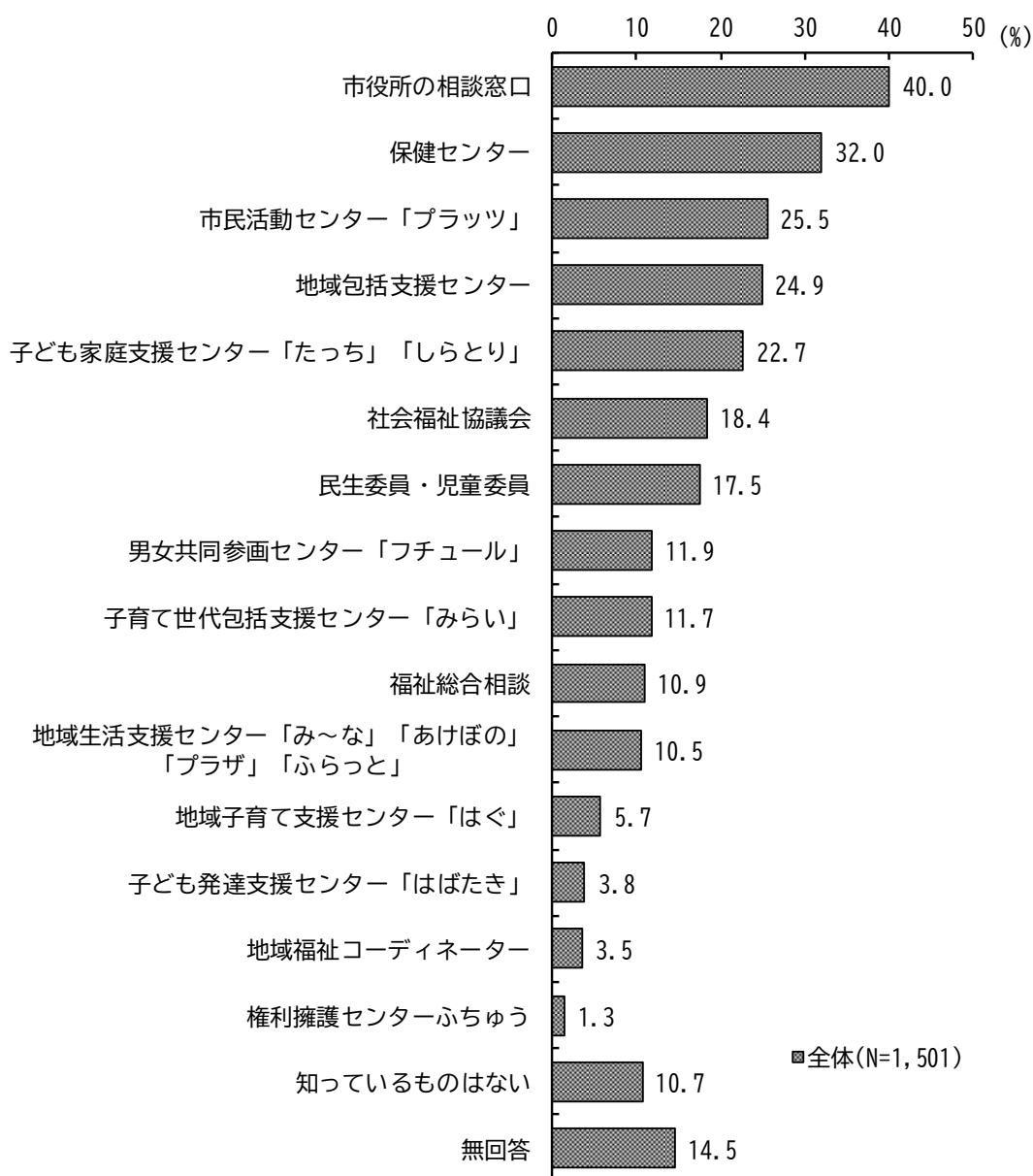


(4) 相談と情報

① 本市の相談窓口の認知度

本市の相談窓口の認知度は、「市役所の相談窓口」(40.0%)が最も多く、次いで「保健センター」(32.0%)、「市民活動センター「プラッツ」」(25.5%)と続いている。「知っているものはない」は10.7%となっている。

図表2-57 相談窓口の認知度(全体:複数回答)

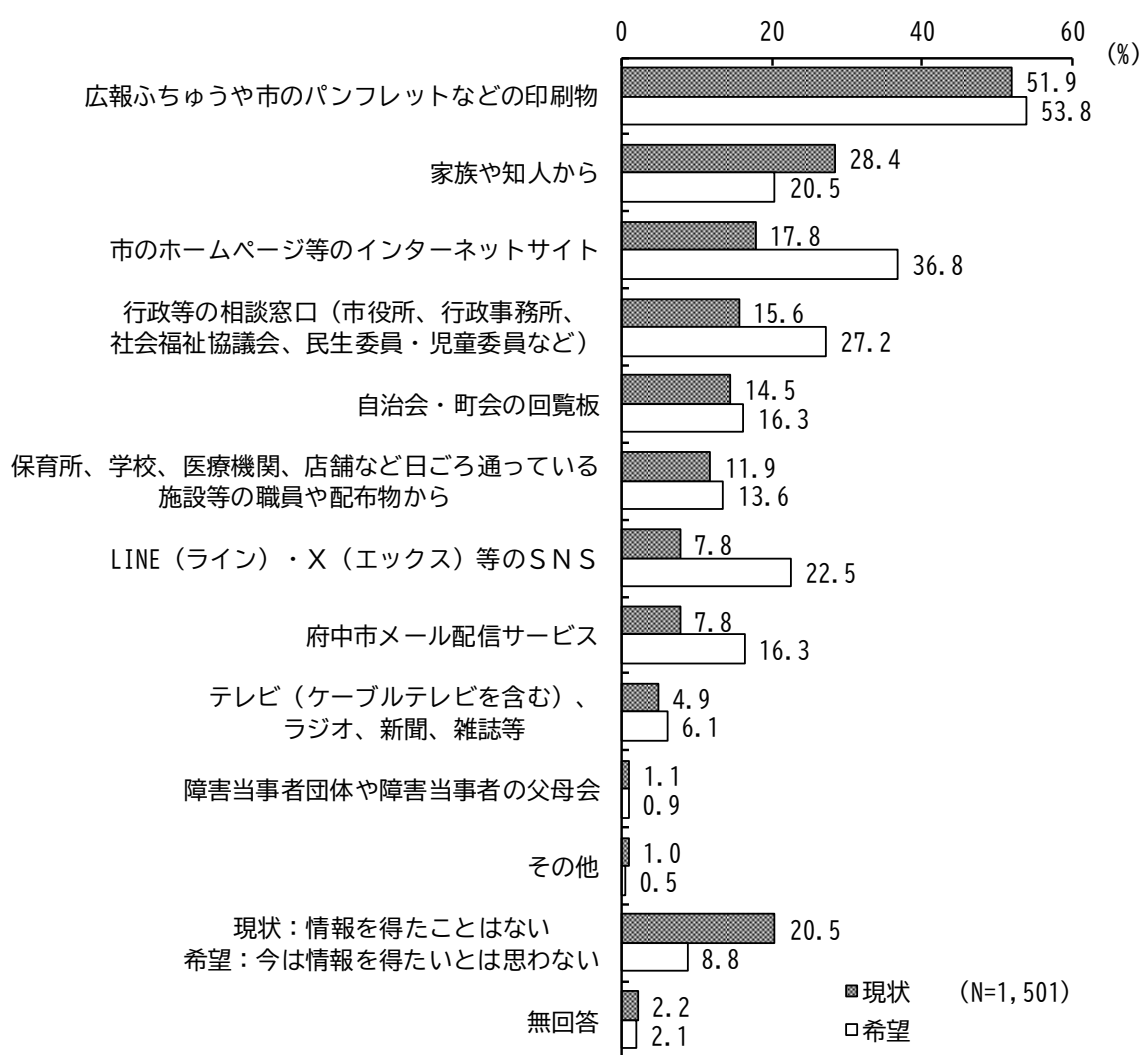


② 市の福祉に関する情報の入手先

市の福祉に関する情報の入手先の現状は、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」（５１．９％）が最も多く、次いで「家族や知人から」（２８．４％）、「市のホームページ等のインターネットサイト」（１７．８％）と続いている。

希望では、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」（５３．８％）が最も多いことは現状と同様だが、「市のホームページ等のインターネットサイト」（３６．８％）、「行政等の相談窓口（市役所、行政事務所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など）」（２７．２％）と続いている。

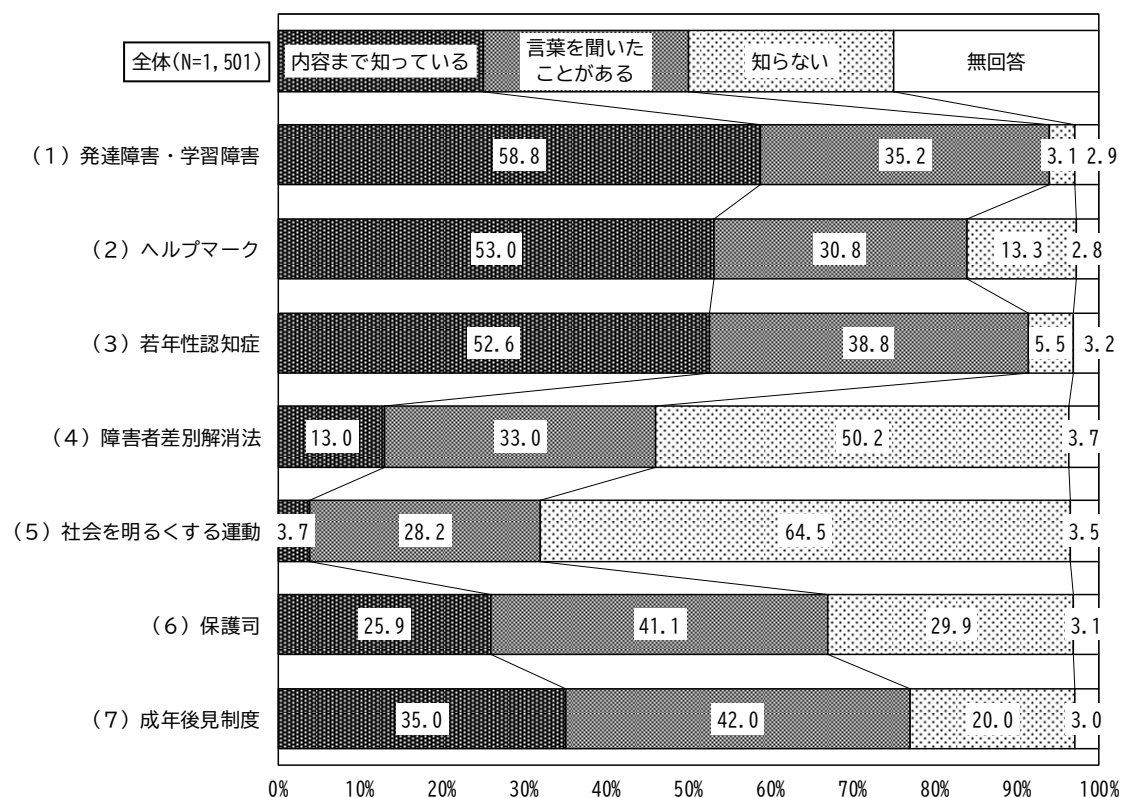
図表２－５８ 市の福祉に関する情報の入手先の現状と希望（全体：複数回答）



③ 福祉に係る用語の認知度

福祉に係る用語の認知度は、「内容まで知っている」が『(1) 発達障害・学習障害』は58.8%、『(2) ヘルプマーク』は53.0%、『(3) 若年性認知症』は52.6%と50%を上回っている。一方、『(4) 障害者差別解消法』は13.0%、『(5) 社会を明るくする運動』は3.7%と低くなっている。

図表2-59 福祉に係る用語の認知度（全体）



(5) 福祉のまちづくり

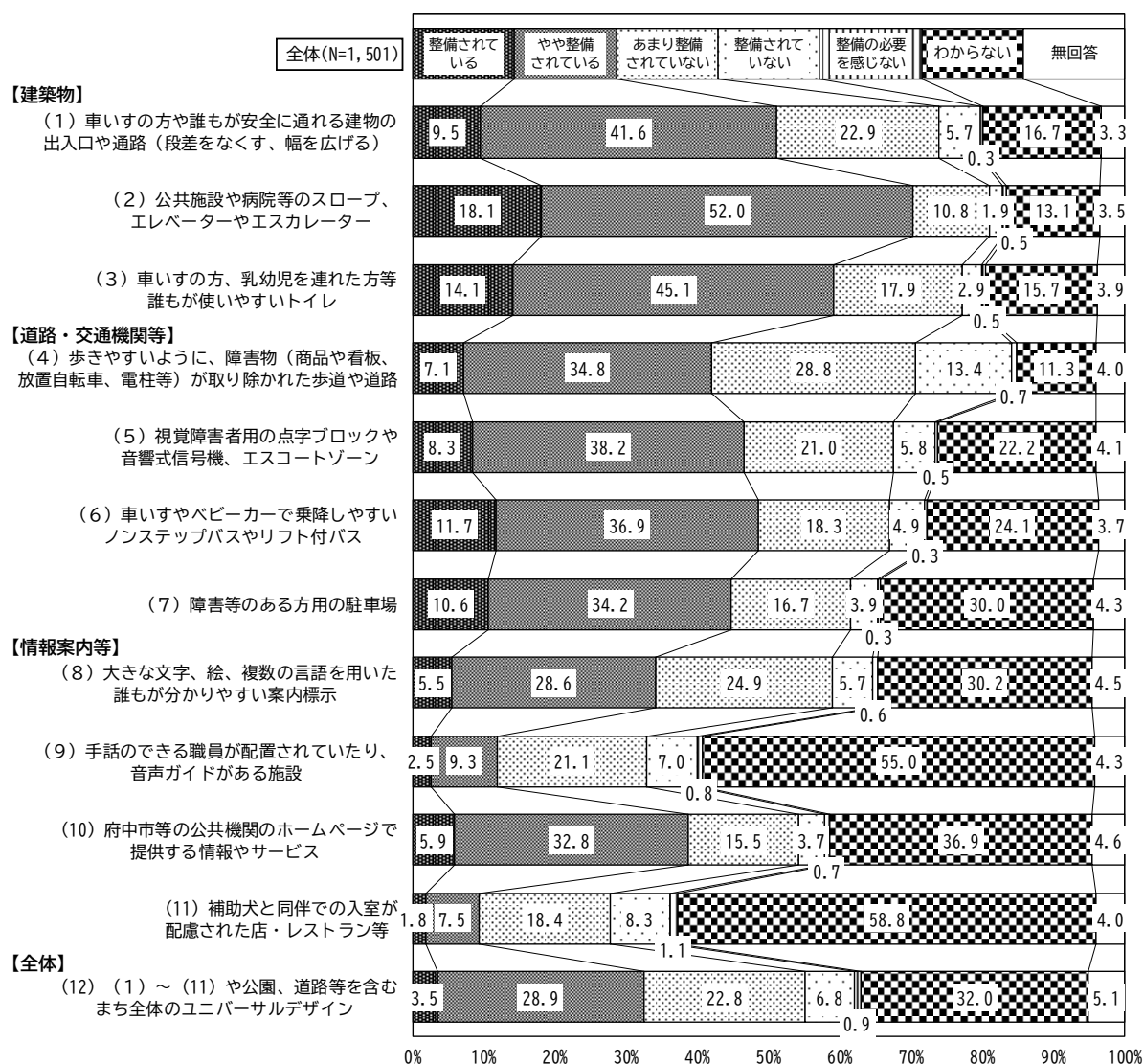
① 福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況

福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況は、『整備されている』の割合が【建築物】の『(2) 公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター』は70.1%、『(3) 車いすの方、乳幼児を連れた方等誰もが使いやすいトイレ』は59.2%、『(1) 車いすの方や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（段差をなくす、幅を広げる）』は51.1%と高くなっている。一方、【情報案内等】の『(9) 手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設』は11.8%、『(11) 補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストラン等』は9.3%と低くなっている。

※《整備されている》・・・「整備されている」と「やや整備されている」の合計

※《整備されていない》・・・「整備されていない」と「あまり整備されていない」の合計

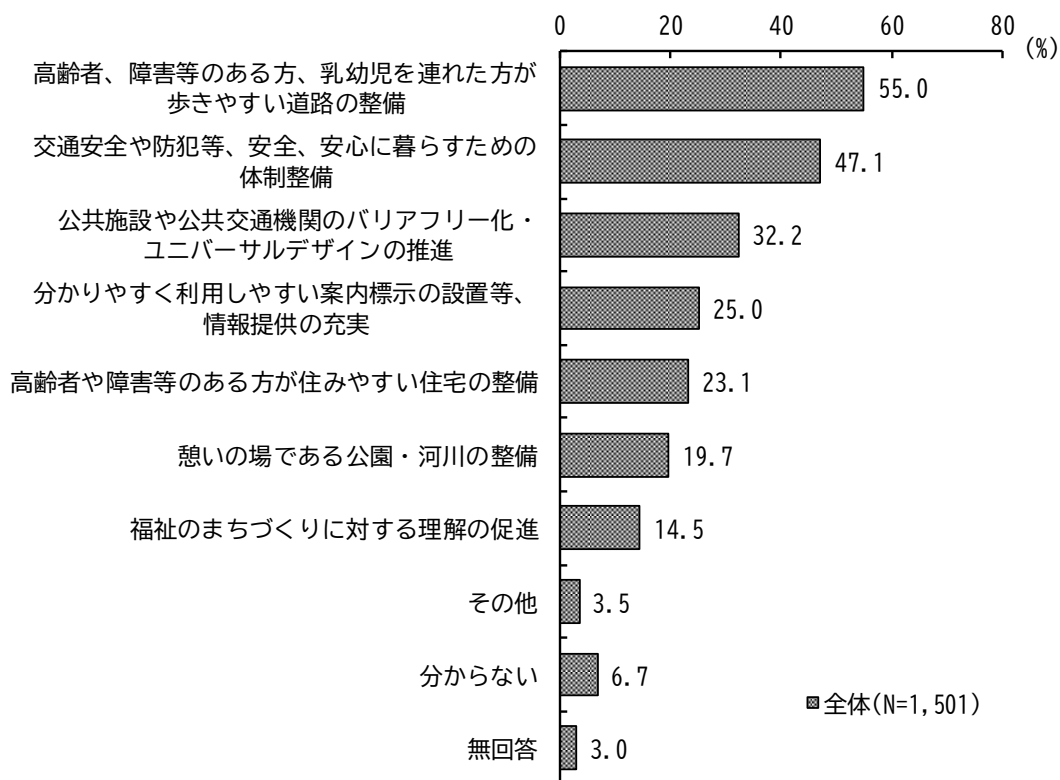
図表2-60 福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況（全体）



② 福祉のまちづくりのために優先的に取り組むこと

福祉のまちづくりのために優先的に取り組むことは、「高齢者、障害等のある方、乳幼児を連れた方が歩きやすい道路の整備」（55.0％）が最も多く、次いで「交通安全や防犯等、安全、安心に暮らすための体制整備」（47.1％）、「公共施設や公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進」（32.2％）と続いている。

図表2－61 福祉のまちづくりのために優先的に取り組むこと（全体：複数回答）



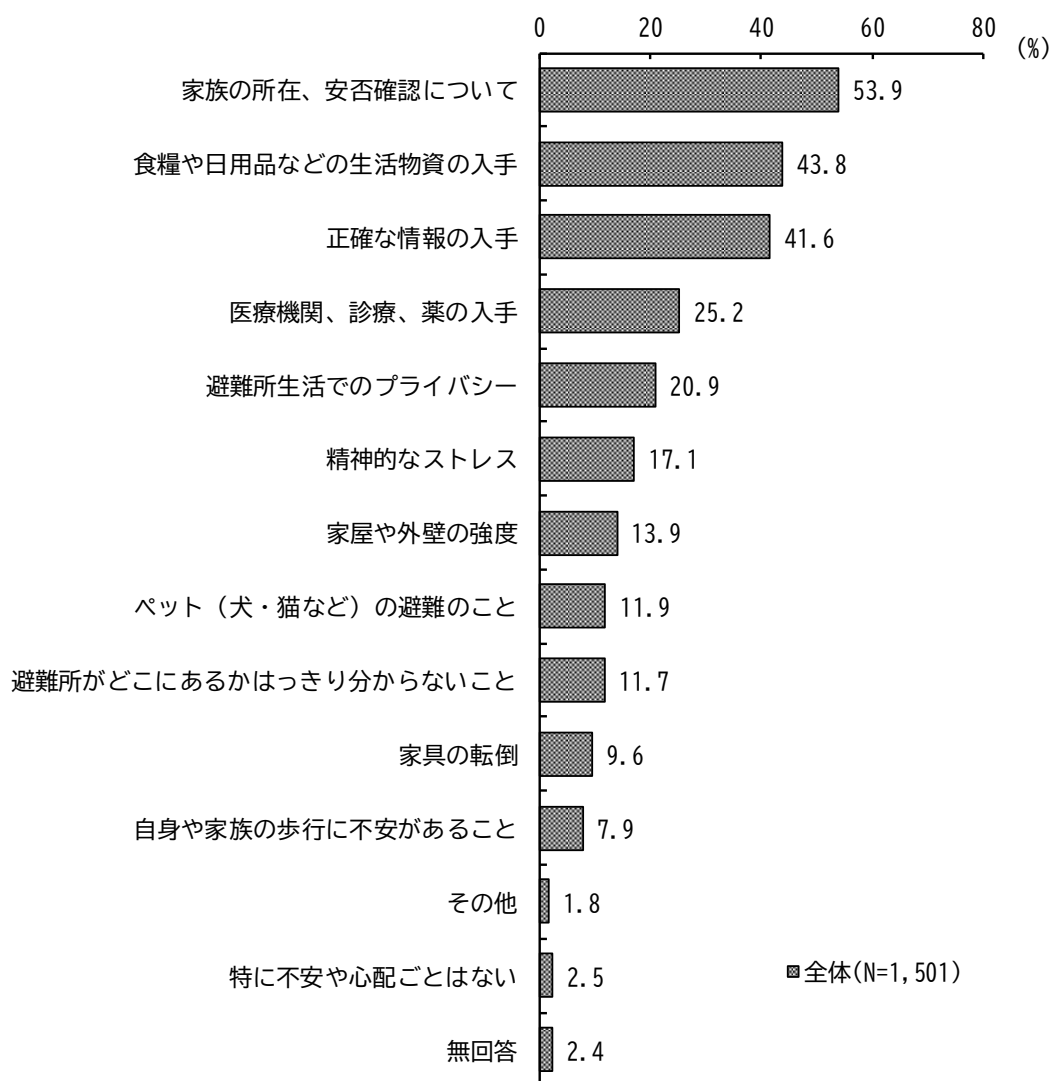
(6) 災害時の支え合い

① 災害時の不安や心配ごと

95.1%の人が災害時の不安や心配なことがある。

不安や心配なことの内容は「家族の所在、安否確認について」(53.9%)が最も多く、次いで「食糧や日用品などの生活物資の入手」(43.8%)、「正確な情報の入手」(41.6%)と続いている。なお、「特に不安や心配ごとはない」は2.5%となっている。

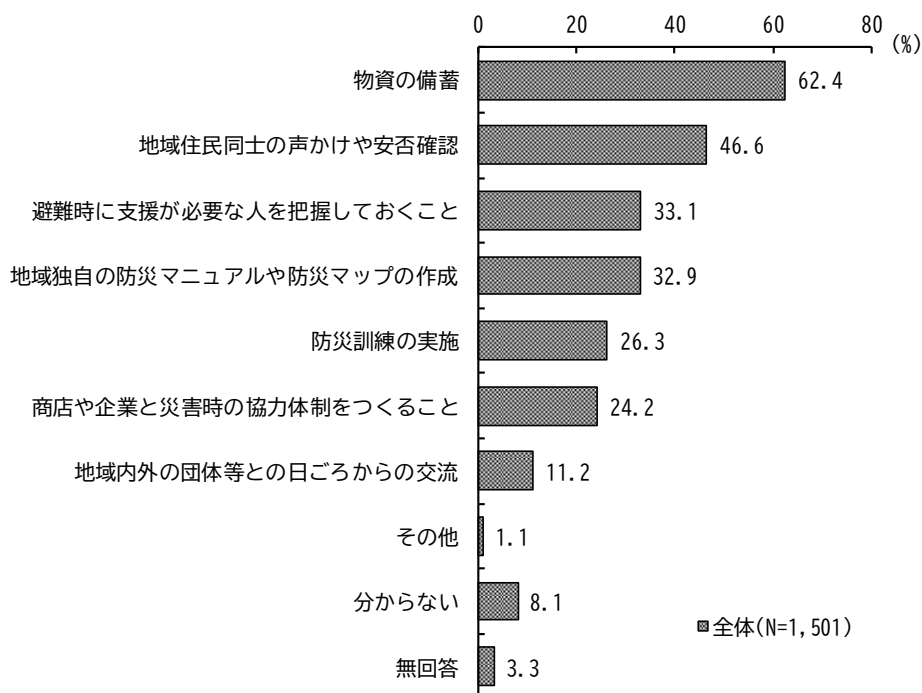
図表2-62 災害時の不安や心配ごと（全体：複数回答）



② 災害に備えて地域で取り組むとよいと思うもの

災害に備えて地域で取り組むとよいと思うものは、「物資の備蓄」(62.4%)が最も多く、次いで「地域住民同士の声かけや安否確認」(46.6%)、「避難時に支援が必要な人を把握しておくこと」(33.1%)と続いている。

図表2-63 災害に備えて地域で取り組むとよいと思うもの(全体:複数回答)

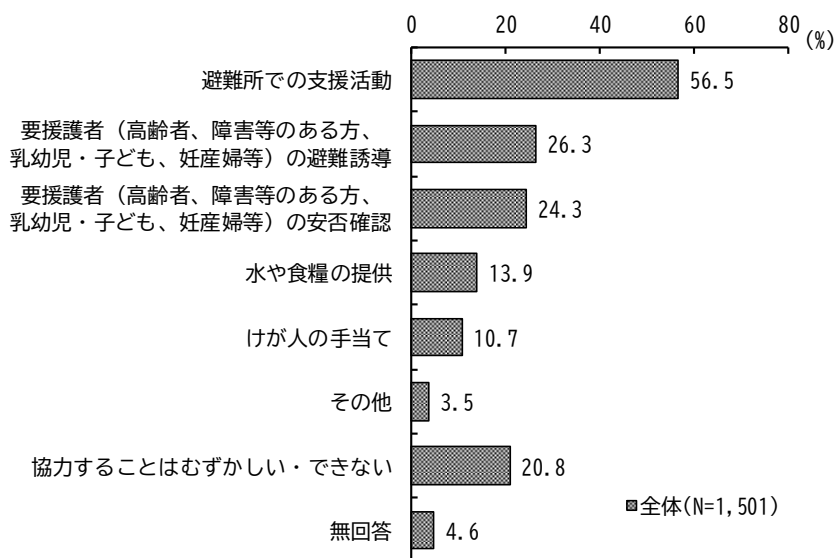


③ 災害時に手助けが必要な方にできること

74.6%の人が災害時に手助けが必要な方にできることがある。

「避難所での支援活動」(56.5%)が最も多く、次いで「要援護者(高齢者、障害者のある方、乳幼児・子ども、妊産婦等)の避難誘導」(26.3%)、「要援護者(高齢者、障害者のある方、乳幼児・子ども、妊産婦等)の安否確認」(24.3%)と続いている。

図表2-64 災害時に手助けが必要な方にできること(全体:複数回答)



(7) 福祉に対する考え方

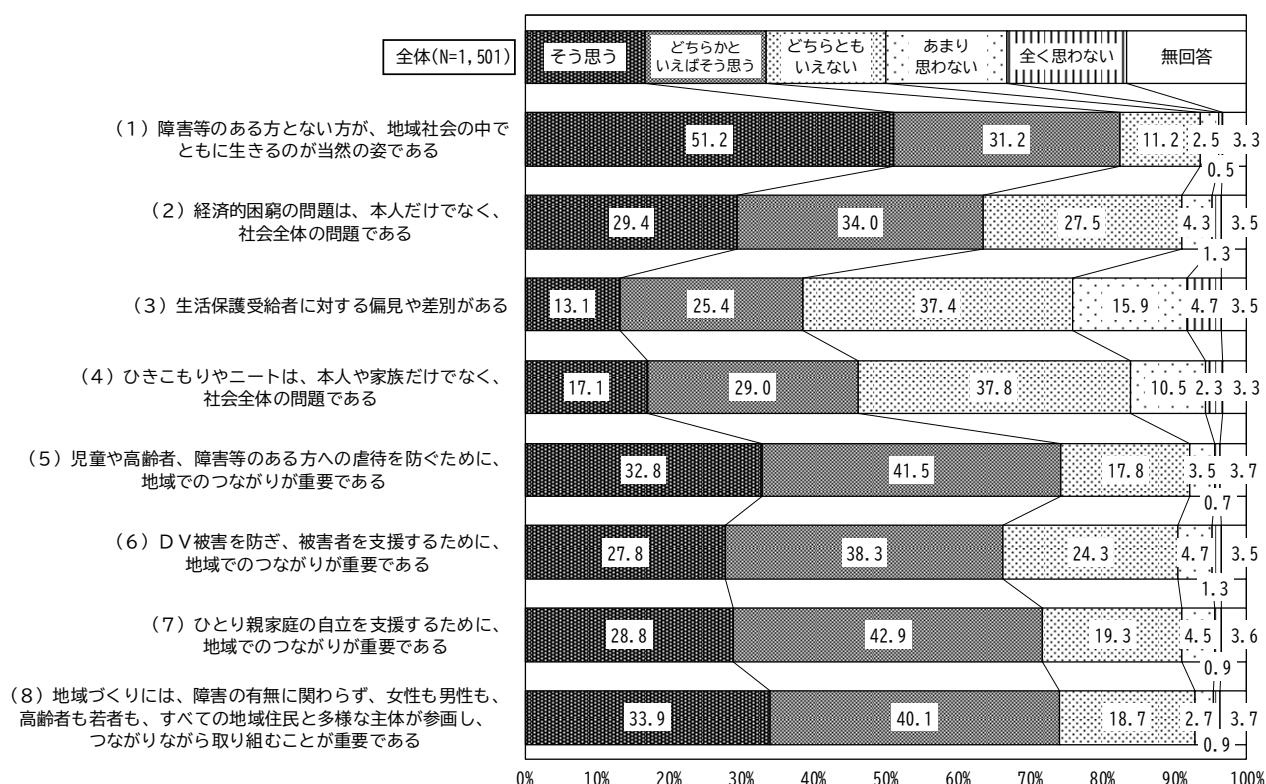
① 福祉に関する考え方

福祉に関する考え方は、《そう思う》の割合が『(1) 障害等のある方とない方が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿である』(82.4%)、『(5) 児童や高齢者、障害等のある方への虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である』(74.3%)、『(8) 地域づくりには、障害の有無に関わらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての地域住民と多様な主体が参画し、つながりながら取り組むことが重要である』(74.0%)、『(7) ひとり親家庭の自立を支援するために、地域でのつながりが重要である』(71.7%) で高くなっている。一方、『(4) ひきこもりやニートは、本人や家族だけでなく、社会全体の問題である』(46.1%)、『(3) 生活保護受給者に対する偏見や差別がある』(38.5%) で低くなっている。

※ 《そう思う》・・・「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計

※ 《そう思わない》・・・「あまり思わない」と「全く思わない」の合計

図表2-65 福祉に関する考え方(全体)

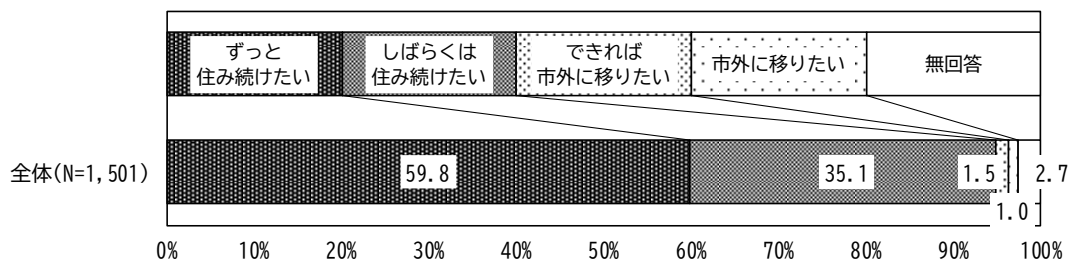


(8) 府中市の福祉施策

① 今後の府中市への居住継続意向

今後の府中市への居住継続意向は、「ずっと住み続けたい」(59.8%)と「しばらくは住み続けたい」(35.1%)を合計すると、94.9%に居住継続意向がある。

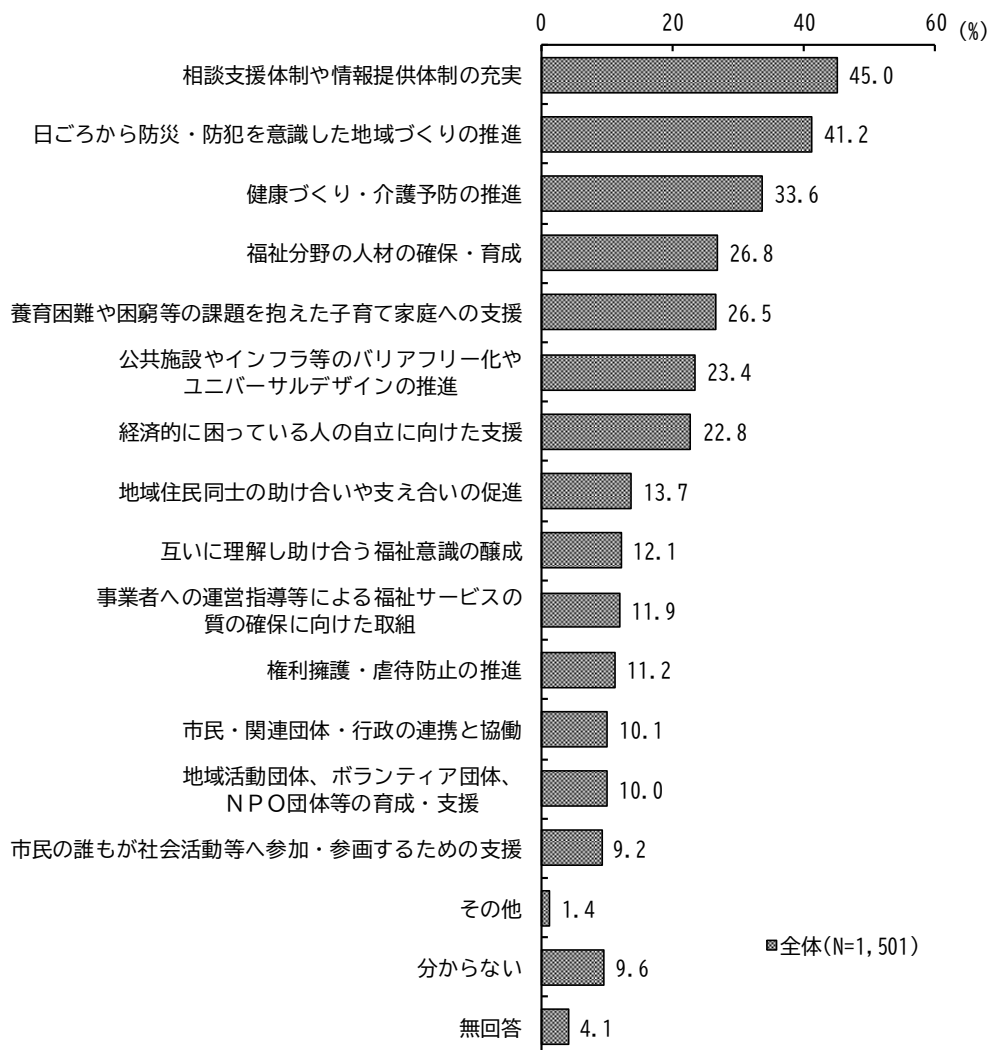
図表2-66 今後の府中市への居住継続意向（全体）



② 優先的に取り組むべき福祉施策

優先的に取り組むべき福祉施策は、「相談支援体制や情報提供体制の充実」(45.0%)が最も多く、次いで「日ごろから防災・防犯を意識した地域づくりの推進」(41.2%)、「健康づくり・介護予防の推進」(33.6%)と続いている。

図表2-67 優先的に取り組むべき福祉施策（全体：複数回答）

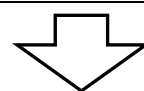
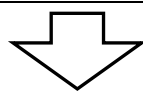
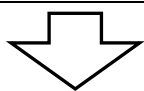
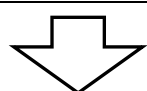


5 1 1 圏域別グループディスカッションの結果

『地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯）』としては、「地域のつながり・活動・担い手不足」、「困りごとを抱える人・世帯」について多くの課題が出されています。

また、地域の課題をもとに話し合った『地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること』でも「地域のつながり・活動の活性化、担い手充実」、「困りごとを抱える人・世帯の支援」について多くの解決策、できることの意見をいただいています。

地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯） ※5圏域以上で出された意見			
困りごとを抱える人・世帯	地域のつながり・活動・担い手不足	防災・防犯の課題	地域資源・インフラの課題
・ 高齢の単身者や高齢者のみ世帯の増加、見守りの必要性、身寄りのない方の増加 ・ 孤独・孤立している人・世帯の存在 ・ 障害者支援の課題 ・ 子どもの居場所や遊び場の不足、見守りの必要性 ・ 情報格差がある	・ 自治会・町会等への加入者の減少、存続不安 ・ 居場所、交流の機会の不足 ・ シニアクラブへの加入者の減少、存続不安 ・ 地域の担い手不足、参加者が少ない（若い人等）、無関心 ・ 地域のつながりの希薄化 ・ 地域の人がわからない、個人情報の壁あり ・ 地域活動団体、関係機関の連携不足 ・ 地域・活動の情報の収集と発信が困難	・ 防災対策、災害時要援護者の課題 ・ ゴミ等のマナーが悪い ・ 防犯対策が必要（詐欺が多い等） ・ 交通マナーが悪い	・ 道路の危険、整備が不十分（バリアフリーの課題） ・ 買い物が不便、店が少ない ・ 交通の便が悪い、移動困難 ・ 空き家の増加



地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること ※5圏域以上で出された意見			
困りごとを抱える人・世帯の支援	地域のつながり・活動の活性化、担い手充実	防災・防犯対策	地域資源の活用・インフラ整備
・ 見守り・訪問・傾聴 ・ 買い物支援、移動販売の充実 ・ 助け合い活動 ・ 高齢者支援、認知症支援等 ・ 困りごと、地域課題を解決する仕組みづくり	・ あいさつ、声かけ、関係づくり ・ 行事・イベントの実施等 ・ 交流・居場所づくり ・ 地域活動団体、関係機関同士、行政の連携強化 ・ （地域）情報の発信の工夫 ・ 自治会・町会等の活性化（団体同士の連携） ・ 担い手の確保・育成、若い世代 ・ （個人）情報の提供及び共有の仕組みづくり ・ シニアクラブの活性化 ・ 活動への参加	・ 防災・災害時対応（防災訓練、防災について話し合える場づくり、情報の周知、避難行動要支援者への対応策の検討）	・ 文化センター等の地域資源の活用（拠点化） ・ 空き家・スペースの活用 ・ 公共交通の充実、移動支援 ・ 道路整備、バリアフリーの推進

6 前計画期間の取組について

(1) 事業内容の評価（37事業）

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和3年度から令和7年度まで）に掲載されている事業の実績や進捗状況について、府中市福祉のまちづくり推進審議会に諮りながら評価を行いました。評価は次の4段階で行い、評価に基づき、次年度以降に向けた改善点等を検討しました。

「◎：取組計画を達成し、取組目標も達成、○：取組計画のとおり達成、

△：取組計画の一部を達成、×：取組計画が未達成」

目標1 地域力の強化

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、令和3年度からすべての福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置し、令和7年度は統括1名、エリアリーダー3名、拠点18名の22名体制となっています。また、令和3年度以来、すべての福祉エリアでわがまち支えあい協議会が活動を展開してきました。令和6年10月からは地域包括支援センターの担当地区も11の福祉エリアに再編されています。

そのほか、避難行動要支援者名簿事業の周知及び個別避難計画の作成、府中市社会福祉協議会とともに防災の意識啓発、支え合いの体制づくりを進めています。

事業 番号	事業名	評価		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	地域の担い手の育成と支援	○	○	○
2	地域の居場所及び見守り機能の強化	○	○	○
3	市民の自主活動への支援	○	○	○
4	地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化	○	○	○
5	情報交換の場の設置	○	○	△
6	市民及び企業等との協働の取組の推進	○	○	○
7	避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化	○	○	○
8	地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり	○	○	○
9	防犯意識の向上	○	○	○

目標2 包括的支援体制の整備

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、福祉総合相談窓口を令和4年度から開設しています。また、令和8年4月から重層的支援体制整備事業を本格的に実施しています。

そのほか、成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進のため、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施しています。

事業 番号	事業名	評価		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
10	福祉情報提供体制の充実	○	○	○
11	身近な相談機能の充実	○	○	○
12	福祉の総合相談窓口の設置	○	○	○
13	多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	○	○	○
14	地域福祉活動推進事業の支援	○	○	○
15	成年後見制度利用促進による権利擁護の推進	○	○	○
16	様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組	○	○	○
17	再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり	○	○	○
18	生活困窮者の自立支援事業の推進	○	○	○
19	住宅確保に関する支援	○	○	○
20	就業機会の拡大	○	○	○
21	ひきこもりに関する支援	○	○	○
22	福祉サービス事業者への運営支援及び指導	○	○	○
23	専門的な人材確保のための支援	○	○	○

目標3 生き生きと暮らすための環境づくり

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施しています。また、子どもや女性も含めライフステージにあわせた健康づくりを進めています。

そのほか、府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図っています。

事業 番号	事業名	評価		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
24	ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携	○	○	○
25	健康に関する相談・情報提供の充実	○	○	◎
26	介護予防事業の充実	○	○	○
27	住まいのバリアフリー化の支援	○	○	○
28	生活支援の充実	○	○	○
29	府中市自殺総合対策計画の推進	○	○	○

目標4 福祉のまちづくりの推進

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、福祉まつりの開催、社会福祉協議会とともに福祉教育・啓発活動を推進しています。

また、公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進、各分野で情報利用のアクセス機会の確保、バリアフリー情報の提供等を進めています。

事業 番号	事業名	評価		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
30	福祉のまちづくり推進事業	○	○	○
31	ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備	○	○	○
32	公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備	○	○	○
33	公園のバリアフリー化の推進	○	○	○
34	移動のバリアフリー化の推進	○	○	○
35	社会活動等への参加・参画に対する支援の充実	○	○	○
36	わかりやすく利用しやすい情報提供の推進	○	○	○
37	福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成	○	○	○

評価一覧のまとめ

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
◎：取組計画を達成し、取組目標も達成	無し	無し	1事業
○：取組計画のとおり達成	37事業	37事業	35事業
△：取組計画の一部を達成	無し	無し	1事業
×：取組計画が未達成	無し	無し	無し

(2) 重点施策

令和3年度から令和8年度までの計画期間では、「住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化」及び「成年後見制度利用促進による権利擁護の推進」を重点施策として取組を進めました。

「住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化」の指標である「地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数」は、令和6年度の時点で計画最終年度（令和8年度）目標値を大きく上回り達成しています。

「成年後見制度利用促進による権利擁護の推進」の指標である「市民後見人受任者数」は、令和6年度の時点で計画最終年度（令和8年度）目標値を下回っています。

① 住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化

参考指標 (単位)	指標の説明	計画策定時 数値	計画最終年度 (令和8年度) 目標値	令和6年度 実績値
地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数（件）	地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数	577 (令和元年度)	1,120	4,165

② 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進

指標名 (単位)	指標の説明	計画策定時 数値	計画最終年度 (令和8年度) 目標値	令和6年度 実績値
市民後見人受任者数(人)	判断能力の低下した高齢者や障害のある人の生活支援を行う市民後見人の受任者数	9 (令和元年度)	20	18

7 地域福祉・福祉のまちづくり推進の課題

本市の現状、計画策定のための調査結果及び令和3年度から令和8年度までの取組を踏まえ、今後の地域福祉・福祉のまちづくり推進に当たっての課題を、次のとおり整理しました。

(1) 市民協働で進める地域づくり

① 地域福祉活動の促進

本市では、市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行っています。その中で令和3年度以来、市内11の福祉エリアで「わがまち支えあい協議会」が活動を展開してきました。また、地域福祉を担う人材の育成と支援を進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア等、様々な形による地域の福祉への参加を促し、活動を支援しています。

一般市民へのアンケート調査では、親しく近所づきあいをする人の割合は前回より下がり、近所づきあいない主な理由として「普段つきあう機会がないから」という回答が最も多くなっています。また、グループディスカッションでは、自治会・町会の加入者減や担い手不足、若い世代の参加の課題も出されています。

しかしながら、一般市民へのアンケート調査では、現在何らかの地域活動に取り組んでいる割合は17.0%で、前回の22.0%を下回っていますが、全体の半数以上が何らかの活動へ取組意向があると回答し、きっかけやつながりづくりが課題となっています。

これからの地域福祉は、市民が「地域に関心を持ち、日ごろから近隣の人と関わりを持つ」ことができるよう、きっかけづくりやつながりづくり、さらに身近な地域で多様な主体との協働の仕組みづくりをとおして、担い手を増やしていく必要があります。また、「わがまち支えあい協議会」をはじめとする身近な圏域での活動の強化が課題となっており、そのための活動の場、居場所が必要です。

② 多様な主体との協働の推進

本市では、市民及び企業等との協働の取組を推進しています。また、本市と府中市社会福祉協議会と共催で実施している「福祉まつり」や、障害のある方への理解と協力を深めていただく機会として開催している「Wa i Wa i フェスティバル」では、福祉団体及び福祉施設等と地域との交流を推進しています。

グループディスカッションでは、自治会・町会等やシニアクラブへの加入者の減少、地域の担い手不足、参加者が少ない（若い人等）という地域の課題が多く出されましたが、地域の“ちから”を活かしてできることとして、多様なアイデアが出され、企業の参加や施設の誘致も提案されました。

今後は、本市に居住する人だけではなく、働く人、学ぶ人、事業所・企業等も含めた多様な市民が地域の一員として参加・協働できる地域づくりを進める必要があります。

③ 再犯防止の地域づくり

本市（府中警察署管轄区域）の刑法犯総数は、令和２年から２３０～２５０件台で推移しています。再犯者率は令和２年から令和５年までは５０％でしたが、令和６年は４４．４％となっており、東京都（警視庁）及び全国を下回っています。

本市では、犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、関係機関と連携しながら、就労及び住居確保に係る支援、保健医療及び福祉サービスの利用の促進のほか、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び府中刑務所見学会など市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行っています。

一般市民へのアンケート調査では、用語の認知度について、内容まで知っている割合は、「保護司」が２５．９％、「社会を明るくする運動」が３．７％と低くなっています。

今後は、これまでの活動を継続するとともに、より一層、再犯防止に関わる周知理解を促進する必要があります。

（２）包括的な相談支援体制の推進

① 情報提供の充実

本市では、広報ふちゅう、ホームページ、冊子、メール配信サービス、SNSなど多様な媒体を活用して、福祉に関する相談窓口や利用できる制度等について、情報提供しています。

一般市民へのアンケート調査では、今後の市の福祉に関する情報の入手先について、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」、「市のホームページ等のインターネットサイト」、「行政の相談窓口」へのニーズが高くなっています。

グループディスカッションでは、情報の格差の課題として、インターネットを使えない、情報を調べられるが正しい内容なのか判断が難しい、情報が必要な人に届かない、情報リテラシーが不足している等の課題が出されています。

また、福祉のまちづくり推進審議会からは、障害のある人の情報の取得に関する課題もあげられています。今後も多様な媒体・手段による福祉に関する情報提供の充実を図るとともに、当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援が必要です。

② 相談支援の充実

本市では、令和４年度より福祉や生活の困りごとをワンストップで対応する相談窓口として、福祉総合相談窓口を設置するとともに、令和３年度からすべての福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置しており、その後も体制を充実し、令和８年度には統括１名、エリアリーダー３名、拠点担当２２名の２６名体制となっています。そして、令和８年４月から重層的支援体制整備事業を本格的に実施しています。

一般市民へのアンケート調査では、どこに相談したらよいか分からない悩みがある割合は１４．６％で、その内容は、自分の健康や家族の健康の割合が高くなっています。他調査でその割合は、【高齢】居宅サービス利用者調査が２２．８％、【障害】障害のある人の調査

が30.1%、子どもの育ちや発達に関する調査が42.4%であり、介護・ケアが必要な方ほど高い割合となっています。

グループディスカッションでは、地域の課題として、単身世帯増、複合的問題を抱える世帯増、情報共有の問題への意見が出され、相互理解をとおして地域で共に暮らせる仕組みを作ることとそのための理解と行動が必要であることが示されています。

今後は、継続して身近な相談機能の充実を図るとともに、多機関協働による包括的な相談支援をより一層推進する必要があります。地域では、住民主体で解決する取組や情報共有する仕組みとあわせて、身近な地域での課題解決の仕組みを作っていくことが課題です。

③ 関係機関との連携強化

本市では、府中市社会福祉協議会と連携・協働をしながら、施策・事業に取り組み、地域福祉の推進を進めています。今後も、本計画と両輪となる府中市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と整合性を図りながら、取り組むことが重要です。

また、本市では、医療的ケアが必要になった場合でも、在宅で安心して生活が続けられるよう、医療と介護の連携に関する現状把握と課題の抽出を行うとともに、相互理解を深めるための研修会や事例検討会を実施しています。今後も医療と介護の更なる連携の推進が必要です。

さらに本市では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を掲げており、地域で安心して継続した生活が送れるよう、施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を支援しています。今後も医療機関、福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関の連携を一層強化し、退院前から退院後まで切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、支援に係る情報共有を推進する必要があります。また、医療的ケア児・者が地域において安心して生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の構築を進める必要があります。

(3) いきいきと健康に暮らすための環境づくり

① 心身ともに健康に過ごす支援

本市では、介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施しています。また、子どもや女性も含めライフステージにあわせた健康づくりを進めています。

一般市民へのアンケート調査では、主観的幸福度は10点満点で平均が6.9点であり、主観的健康感《よい》(「とてもよい」と「まあよい」の合計)の割合が79.9%となっています。そして、優先的に取り組むべき福祉施策では、「健康づくり・介護予防の推進」(33.6%)が3番目に多く、ニーズが高くなっています。

地域の幸福や健康は、地域コミュニティの資源や人とのつながりから生まれるといわれることから、今後も地域福祉の推進により、人とのつながりをとおした健康な環境づくり、年代やライフステージごとの健康づくりを進めていく必要があります。

② 自立を支えるための支援

本市では高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成による住まいのバリアフリー化を支援しています。また、生活支援コーディネーターが中心となり、安全・安心な在宅生活を継続できるよう生活支援体制を整備しています。

さらに府中市社会福祉協議会が実施する在宅福祉助け合い事業や地域福祉コーディネーターによるわがまち支えあい協議会の支援を通じて、多様な主体や方法による生活支援の充実を図っています。

グループディスカッションでは、地域の健康づくりのために、移動支援や通院支援のようなモビリティ支援などの取組のアイデアが出されました。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、府中市社会福祉協議会と連携し、地域における生活支援・モビリティ支援の更なる充実を図る必要があります。

③ 孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援

本市では、高齢者、障害のある人、ひとり親等の就労機会の拡大に努めています。また、東京都ひきこもりサポートネット等と連携し、ひきこもり等に悩む人や家族の相談を受け、就労準備等社会参加に向けた支援を行っています。

グループディスカッションでは、地域の課題として、高齢ひとり暮らし世帯の増加、身寄りのない方の増加、孤立している人・世帯の存在が出されており、地域の“ちから”を活かしてできることとして、高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の情報共有（見守りなど）、「助けてほしい」気持ちを表出できるような呼びかけ、困りごとを抱える人・世帯の支援について関係者で検討できる仕組みづくりが出されました。

今後は、これまでの取組を継続し、令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」、国の「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」も踏まえながら、誰もが孤立しないで生きがいと役割を持てる社会参加を進めていく必要があります。さらに、関係機関や地域（市民）に対し、ひきこもり相談窓口（福祉総合相談内で実施）の周知を推進するとともに、地域福祉コーディネーターなど関係機関同士の連携、地域と関係機関の連携を充実する必要があります。

④ こころと命を支え合う支援

本市では、新型コロナウイルス感染症の流行以前から自殺者数の増加傾向が続いており、関係機関の報告からは、それぞれの自殺に至る経緯や事情は、家庭問題、社会的な問題、健康問題など、複雑化・多様化していることが確認できます。

本市の自殺対策に係る取組は、「府中市自殺総合対策計画」で定めて推進を図っています。今後も関係機関における様々な支援と連携し、生きることの包括的な支援として、追い込まれた現状の把握を強化し、強固な地域連携体制の下、総合的な自殺対策の推進・強化を図ります。

(4) 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

① 尊厳をもって自分らしく暮らすための支援

本市の高齢化率は上昇しており、高齢者世帯、要介護認定者数も増加傾向にあります。また、障害者手帳所持者数も増加傾向です。その中で、本市では成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進のため、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施しています。

一般市民へのアンケート調査では、将来の備えへの不安、亡くなった後のことへの不安を抱えている人も多く、特に身寄りのない方への新たな支援策の検討、権利擁護支援の充実が必要です。なお、「権利擁護センターふちゅう」は認知度が低く、役割・機能も85.8%の人が知らないため、周知が重要です。

グループディスカッションでは、地域の課題として、高齢ひとり暮らし世帯の増加、身寄りのない方の増加等が出されました。

今後は、身寄りのない方への支援策の検討、地域連携ネットワークの構築や市民・関係機関への周知等の権利擁護支援の充実が必要です。また、虐待相談窓口の周知、虐待を見逃さない地域づくりを進めることも重要です。

② 困難を抱える人への支援

本市では、生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に「くらしと仕事の相談」で対応し、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活等に対する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行っています。また、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害のある人、子どもを養育している方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方々）に対する住宅確保に係る支援を進めています。

今後も継続して取組を進めるとともに、「くらしと仕事の相談」の相談員及び現在実施している事業の質的向上に努めるとともに、各事業の効果的な連携に努める必要があります。また、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅部局と福祉部局の連携をより一層強化する必要があります。

③ 自然災害や犯罪から身を守るための支援

本市では、避難行動要支援者名簿事業の周知及び個別避難計画の作成、府中市社会福祉協議会とともに防災の意識啓発、支え合いの体制づくりを進めています。

一般市民へのアンケート調査では、地域の防災対策に満足しているのは31.6%であり、災害時の不安や心配ごとを抱えている人は多くなっています。

グループディスカッションでは、地域の防災対策の課題、避難行動要支援者の課題（防災意識が低い、避難所に行けない、要援護者の避難の支援）、詐欺が多い等の課題が出されており、地域の“ちから”を活かしてできることとして、防災訓練、防災について話し合える場づくり、避難所の情報の周知、避難行動要支援者への対応策の検討、防犯対策が出されました。

障害者福祉団体、障害福祉サービス事業所へのアンケート調査では、地震や災害など緊

急時にひとりで避難できる人は半数にとどまることから、多くの人を巻き込みながらの防災対策、避難行動要支援者の支援を検討することが必要です。

④ 福祉サービスを安心して利用するための支援

本市では、福祉サービス提供体制及び質を確保するため、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成支援、事業者間の情報ネットワークの構築支援、福祉サービス事業者への運営指導、福祉サービス第三者評価制度の普及・促進を行っています。また、市内の福祉の専門的な人材の確保ができるよう、「社会福祉士資格取得費用助成事業」及び「介護職員初任者研修費用助成事業」を実施しています。

介護保険サービス事業者へのアンケート調査では、介護職は若い世代の人材の確保・育成が課題となっており、障害福祉サービス事業所へのアンケート調査では、人材の確保・育成・定着についての課題は、「採用募集をかけても応募がない」が６割となっています。

さらに高齢者や障害のある人のアンケート調査では安心してサービスを受けられる体制へのニーズが多数出されており、それらの結果も受けて地域福祉の分野では、今後は高齢、障害分野と連携しながらサービス提供体制の充実や人材の確保・育成・定着支援に向けた取組が必要です。

（５）福祉のまちづくりの推進

① 心のバリアフリーの推進

本市では、全ての市民が、地域には、高齢者、障害のある人、子ども、外国人等、多様な人が生活していることへの理解を深め、助け合い、支え合う気持ちが持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図っています。

一般市民へのアンケート調査では、福祉の諸問題は社会の課題であると考えてる人は多いものの、福祉用語についてはいずれも「言葉を知っているが内容は知らない」が３～４割おり、一般的に福祉への理解が必要です。また、一般市民と高齢者へのアンケート調査で共通質問とした「認知症」について、内容を知っている人は一般市民が多かったものの、認知症になった場合の暮らし方では一般市民が高齢者より「介護施設（入所施設）などで必要な支援を受ける」を選択する割合が高く、当事者や介護者、地域の視点からの対話が必要です。

グループディスカッションでは、参加者から、外国人の方の支援や障害者支援の課題も出され、受け身から能動へ、市民の意識と行動を変えるための具体的方法が出されました。

あらゆる主体が地域を理解し、福祉を理解することとあわせ、市民が心のバリアフリーの意識、当事者意識をもって能動的に支え合い・助け合いに参加すること、それをもって共生社会や地域共生社会の実現をめざしていくことが必要です。

② 情報・物理的・制度のバリアフリーの推進

本市では、障害物が取り除かれた歩道や道路等の物理的なバリアフリー、誰もが希望する社会活動に参加及び参画することを支援することによる制度のバリアフリー、分かりや

すい案内標示や手話通訳の配置や音声ガイド等による情報のバリアフリーに取り組んでいます。

一般市民へのアンケート調査では、『公園、道路等を含むまち全体』が＜整備されている＞と感じる割合は32.4%であり、福祉のまちづくりのために優先的に取り組む必要があることは「高齢者、障害等のある方、乳幼児を連れた方が歩きやすい道路の整備」、「交通安全や防犯等、安全、安心に暮らすための体制整備」、「公共施設や公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進」が多く、ハード面でのバリアフリー・ユニバーサルデザインが望まれる結果となっています。

グループディスカッションでは地域資源不足（医療、福祉）、買い物が不便、店が少ない、移動困難や空き家の課題も出されましたが、企業等とも連携した空き家の活用・リノベーション、文化センターを気軽に立ち寄れる場所にする、外出しやすい環境整備もアイデアとして出されました。

今後は、道路整備、安全・安心に暮らすための体制整備、公共施設や公共交通機関のバリアフリー・ユニバーサルデザインの実現に向けて、継続して取り組んでいくことが必要です。

第3章 計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の理念

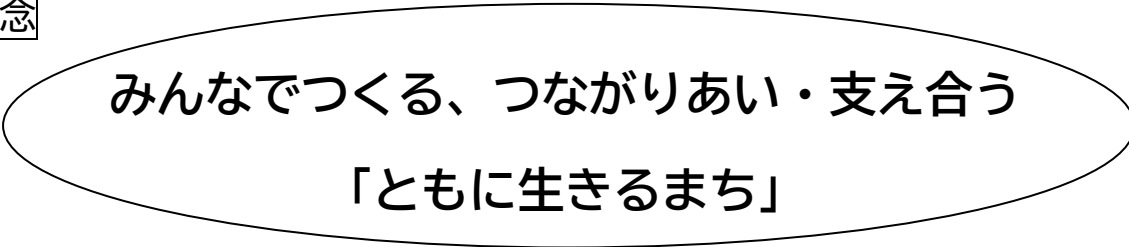
府中市では、まちづくりの基本指針である総合計画において、「きずなを紡ぎ、未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」を将来像に掲げ、基本目標の一つを保健福祉分野の基本目標として「人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち」とし、総合的・計画的に施策を推進しています。

本市の福祉施策は、これまで福祉計画（上位計画）の「みんなでつくる、みんなの福祉～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～」を基本理念に、「尊厳の保持」、「身近な地域における課題解決力の強化」、「多様な主体による協働・連携」の考え方のもとで福祉施策を推進してきました。

社会福祉法等に基づき、地域福祉計画を上位計画として策定するにあたり、本市では、福祉計画ならびに地域福祉計画の基本理念や考え方を継承するとともに、関連計画での考え方も取り込み、改めて、制度及び分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて人と人、人と社会とがつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる、包摂的な地域や社会をつくる、本市に相応しい「地域共生社会」を目指していきたいと考えています。

以上をふまえ、本市では新たな計画の基盤となる考えをふまえ、市と市民、市と関係機関等、多様な主体の協働による、地域共生社会の実現を目指し、下記の理念のもと、新たな地域福祉計画・福祉のまちづくり計画として施策を進めていきます。

理念



みんなでつくる、つながりあい・支え合う
「ともに生きるまち」

2 計画の基盤となる考え

本市の課題に対応し、地域福祉及び福祉のまちづくりを推進するため、次の3つの考えを計画の基盤として取組を進めていきます。

(1) 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）

社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは、年齢、性別、国籍、障がいの有無、性的指向、宗教、価値観などの違いを持つ人々が、排除や差別を受けることなく、平等に機会を得て社会に参加できる状態を指します。

また、社会的包摂は、教育や職場、地域社会など様々な場面で実践され、すべての人が参加できる環境づくりを目指す考え方です。

本市では、高齢者も障害のある人も子どももみんなが地域を支え合う存在であるという、ソーシャル・インクルージョンの理念に基づく、福祉施策を推進します。

(2) 尊厳の保持

尊厳の尊重は、一人一人の基本的な人権、担い手として、利用者としての権利を守り、その人らしい自立した生き方を支援することです。

あらゆる人の尊厳が保持されるよう、差別の禁止、虐待防止、日常生活における権利擁護、本人の自己決定を尊重した意思決定支援、尊厳を守るケア、地域社会とのつながりの確保等を重視します。

(3) ウェルビーイング（一人一人の幸福・地域の幸福）

ウェルビーイング（Well-being）は、身体的健康だけでなく精神的・社会的な充足を含む健康状態を指す概念であり、一人一人の幸福は、地域の幸福とつながるものである、といわれるようになっていきます。

本市においてもあらゆる市民が心身ともに健やかで、その人らしく、自立して、暮らせる地域社会と福祉の実現を図ります。居場所とつながりづくりをとおして地域コミュニティの強化を図ります。

3 計画の基本目標

「みんなでつくる、つながりあい・支え合う「共に生きるまち」の実現に向けて、次の5つの目標を設定し、計画を推進します。

(1) 市民協働で進める地域づくり

全ての市民が、日頃から地域に関心を持ち、孤立することなく、つながり合う地域づくりを進めるため、地域の人がお互いを知り、交流する機会や場づくりを進めます。また、地域住民自身による地域の課題への気づきや課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に気軽に取り組める仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進の支援等、地域力の強化を推進します。

【取組の方針】

- 地域福祉活動の促進
- 多様な主体との協働の推進
- 再犯防止の地域づくり

(2) 包括的な相談支援体制の推進

複合的な課題を抱えた人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられる等、誰もが安心して生活できる地域とするため、分かりやすい情報提供体制や相談窓口の充実、庁内及び関係機関の連携等、包括的な支援体制の整備を進めます。

【取組の方針】

- 情報提供の充実
- 相談支援の充実
- 関係機関との連携強化

(3) いきいきと健康に暮らすための環境づくり

いつまでも生き生きと健康に暮らせるよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防等に取り組むことができる環境づくりを推進します。

【取組の方針】

- 心身ともに健康に過ごす支援
- 自立を支えるための支援
- 孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援
- こころと命を支え合う支援

(4) 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

【取組の方針】

- 尊厳をもって自分らしく暮らすための支援
- 困難を抱える人の支援
- 自然災害や犯罪から身を守るための支援
- 福祉サービスを安心して利用するための支援

(5) 福祉のまちづくりの推進

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

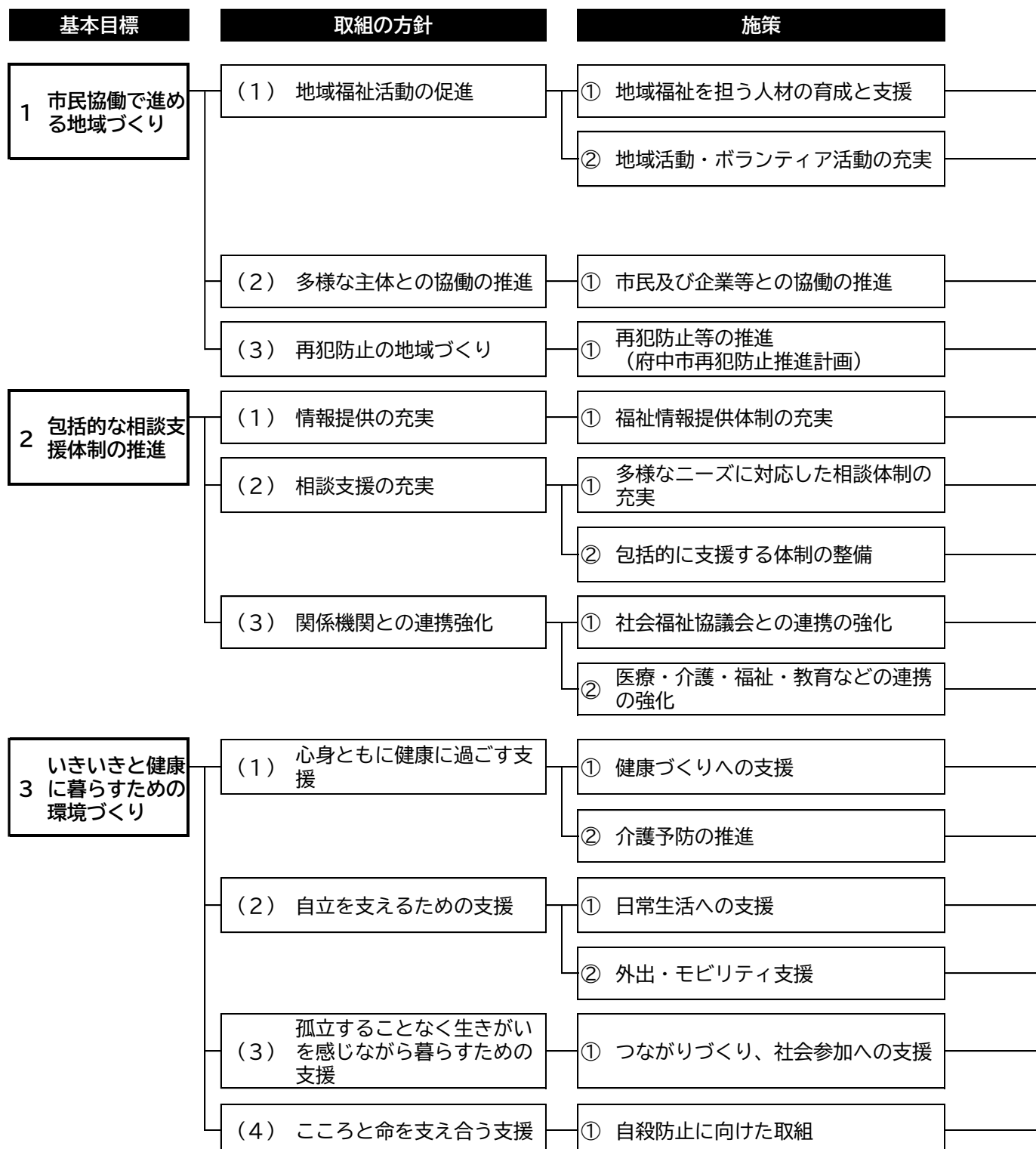
【取組の方針】

- 心のバリアフリーの推進
- 情報のバリアフリーの推進
- 物理的なバリアフリーの推進
- 制度のバリアフリーの推進

4 計画の体系

本計画の理念、基本目標の達成を目指し、ソフトとハードの両面からの一体的な地域福祉と福祉のまちづくりの推進に向けて、施策及び事業を展開します。

なお、本体系において【重層事業】で示したものは、社会福祉法に規定される法定事業を中心に整理したものであり、その他の事業についても、必要に応じて重層的支援の一環として位置付けます。



事業

1 地域における多様な人材の確保・育成・支援

2 地域における見守り・交流機能の強化

【重層事業】

3 地域における多様な活動の場や居場所づくり

【重層事業】

4 市民の自主活動への支援

【重層事業】

5 情報交換の場の拡充

6 市民協働の推進による、地域福祉活動の拡充

7 再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり

8 当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援

9 身近な相談機能の充実

【重層事業】

10 福祉総合相談窓口の充実

【重層事業】

11 地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ等を通じた継続的支援

【重層事業】

12 多機関協働による包括的相談支援の推進

【重層事業】

13 地域福祉活動推進事業の支援

【重層事業】

14 多職種による連携及び協議の場の設置・推進

【重層事業】

【新規】

15 ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携

16 健康に関する相談・情報提供の充実

17 自立支援・介護予防・重度化防止のための取組

【重層事業】

18 住まいのバリアフリー化の支援

19 生活支援の充実

【重層事業】

20 現在の外出支援策の拡充及び市民・事業者等を巻き込んだ新プラットフォーム構築

【新規】

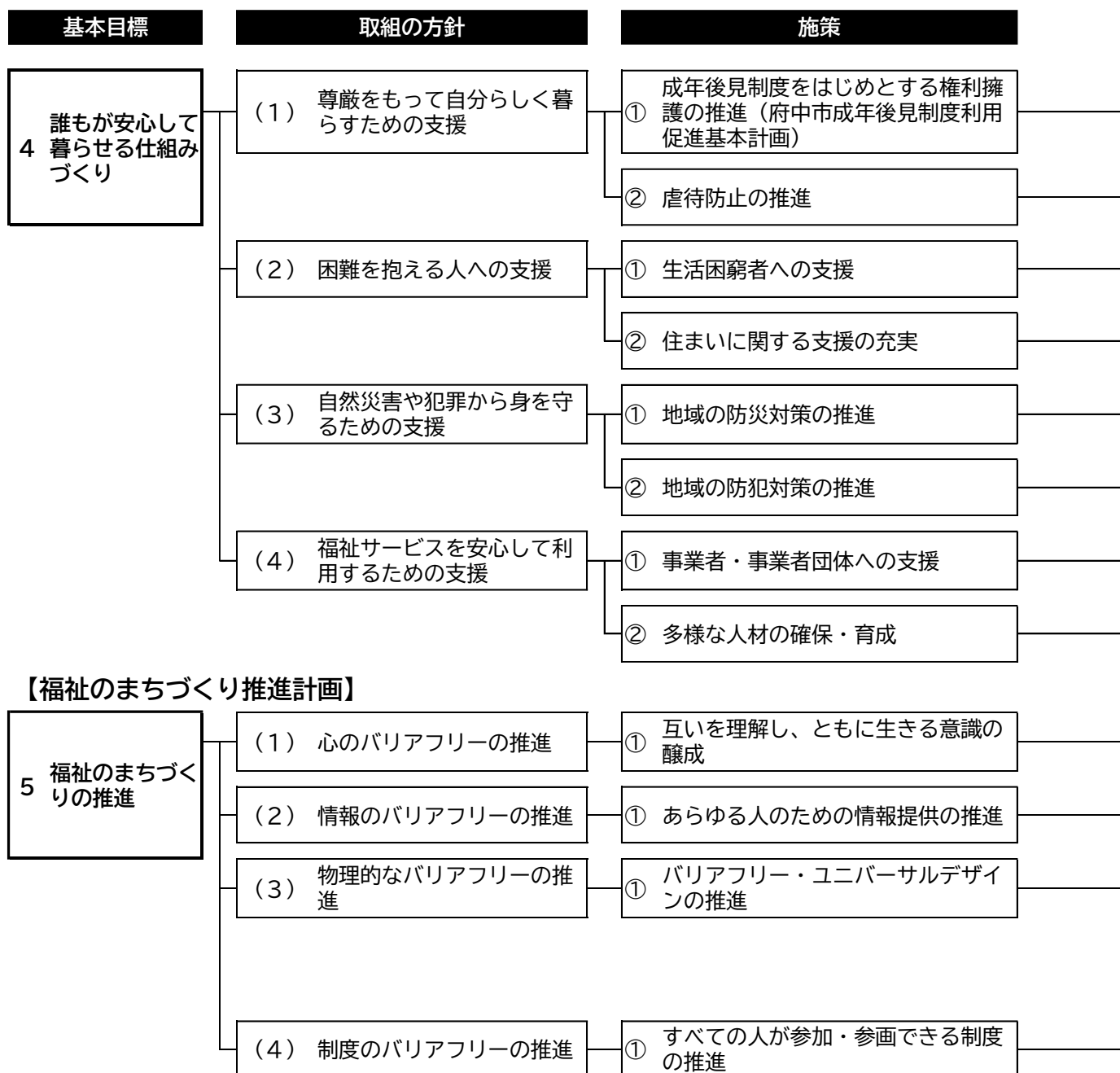
21 就業機会の拡大

【重層事業】

22 ひきこもりに関する支援

【重層事業】

23 自殺総合対策計画に定める取組の推進



事業

24 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進

25 多様なニーズに対応した意思決定支援のための情報提供及び相談の充実

【新規】

26 様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組

27 生活困窮者の自立支援事業の推進

【重層事業】

28 居住支援の充実

【重層事業】

29 避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化

30 地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり

31 防犯意識の向上

32 福祉サービス事業者への運営支援及び指導（生産性向上、経営支援の視点）

33 専門的な人材確保のための支援

34 協働・連携で進める福祉人材の確保・育成

【新規】

35 福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成

36 多様性の尊重・共生社会の推進

【新規】

37 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進

38 福祉のまちづくり推進事業

39 ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備

40 公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備

41 公園のバリアフリー化の推進

42 移動のバリアフリー化の推進

43 社会活動等への参加・参画に対する支援の充実

5 評価指標

本計画では、「ロジックモデル」の考え方を取り入れて、主に基本目標ごとにアウトカムの評価指標を設定しています。

【地域福祉計画】

基本目標1 市民協働で進める地域づくり

評価指標		現状値(R7)	目標(R14)
①	居住地域の満足度「地域の交流」に満足している割合 (「満足している」+「どちらかといえば満足している」) 【一般市民調査】	32.8%	上昇
②	居住地域の満足度「近隣などとのつきあい」に満足している割合 (「満足している」+「どちらかといえば満足している」) 【一般市民調査】	51.3%	上昇
③	地域活動・ボランティア活動に取り組んでいる割合 【一般市民調査】	17.0%	上昇

基本目標2 包括的な相談支援体制の推進

評価指標		現状値(R7)	目標
①	居住地域の満足度「相談できる体制」に満足している割合 (「満足している」+「どちらかといえば満足している」) 【一般市民調査】	25.6%	上昇 (R14)
②	府中市の福祉に関する情報を得たことない割合 【一般市民調査】	20.5%	低下 (R14)
③	課題が混在する複雑な事例のうち、最初に受け付けた機関のみで対応すべき関係機関の整理を完了した割合 【相談支援機関等アンケート調査】	86%	90% (R11)

基本目標3 いきいきと健康に暮らすための環境づくり

評価指標		現状値(R7)	目標(R14)
①	主観的幸福度の平均点 【一般市民調査】	6.9点	上昇
②	健康状態がよいと考えている人の割合 (「とてもよい」+「まあよい」) 【一般市民調査】	79.9%	上昇
③	孤独であると感じている割合(「たまにある」+「時々ある」 +「しばしばある・常にある」) 【一般市民調査】	38.4%	低下

基本目標4 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

評価指標		現状値(R7)	目標(R14)
①	居住地域の満足度「保健福祉サービス」に満足している割合(「満足している」+「どちらかといえば満足している」)【一般市民調査】	33.8%	上昇
②	居住地域の満足度「地域の防災対策」に満足している割合(「満足している」+「どちらかといえば満足している」)【一般市民調査】	31.6%	上昇
③	暮らしの問題や福祉などの困りごとの相談相手がいない割合【一般市民調査】	4.3%	低下

【福祉のまちづくり推進計画】

基本目標5 福祉のまちづくりの推進

評価指標		現状値(R7)	目標(R14)
①	家族以外の高齢者や障害等のある方、子育てなどで困っている人への手助けの経験がある割合 【一般市民調査】	70.5%	上昇
②	まち全体のユニバーサルデザインが整備されていると思う割合(「整備されている」+「やや整備されている」) 【一般市民調査】	32.4%	上昇

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 目次構成案

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 地域福祉・福祉のまちづくりに関する動向
- 3 計画の位置付け
- 4 計画期間
- 5 計画の策定体制
- 6 福祉エリア（日常生活圏域）の推進

第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題

- 1 地域福祉・福祉のまちづくり推進の現状
- 2 成年後見・権利擁護の推進の現状
- 3 再犯防止の推進の現状
- 4 一般市民調査の結果
- 5 11圏域別グループディスカッションの結果
- 6 前計画期間の取組について
- 7 地域福祉・福祉のまちづくり推進の課題

第3章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念
- 2 計画の基本的な考え方
- 3 計画の基本目標
- 4 計画の体系
- 5 評価指標

第4章以降は、第3回福祉のまちづくり推進審議会にて協議予定

第4章 基本目標に向けた取組

基本目標1 市民協働で進める地域づくり

- (1) 地域福祉活動の促進
- (2) 多様な主体との協働の推進
- (3) 再犯防止の地域づくり

基本目標2 包括的な相談支援体制の推進

- (1) 情報提供の充実
- (2) 相談支援の充実
- (3) 関係機関との連携強化

基本目標3 いきいきと健康に暮らすための環境づくり

- (1) 心身ともに健康に過ごす支援
- (2) 自立を支えるための支援
- (3) 孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援
- (4) こころと命を支え合う支援

基本目標4 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

- (1) 尊厳をもって自分らしく暮らすための支援
- (2) 困難を抱える人への支援
- (3) 自然災害や犯罪から身を守るための支援
- (4) 福祉サービスを安心して利用するための支援

基本目標5 福祉のまちづくりの推進

- (1) 心のバリアフリーの推進
- (2) 情報のバリアフリーの推進
- (3) 物理的なバリアフリーの推進
- (4) 制度のバリアフリーの推進

第5章 重層的支援体制の構築（重層的支援体制整備事業実施計画）

1 事業の内容

- (1) 事業の目的・考え方
- (2) 事業の全体像
- (3) 事業の各事業

2 事業の推進体制

- (1) 相談支援包括化推進員・代表相談支援包括化推進員
- (2) 相談支援包括化推進会議の設置

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制 ※重層的支援体制を加える
- 2 計画の進行管理

資料

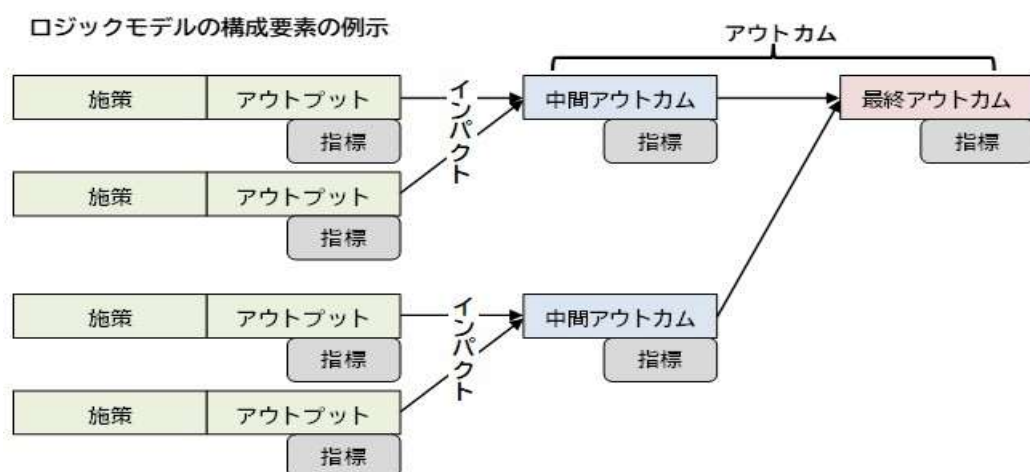
- 資料1 福祉エリア（日常生活圏域）別の現状・地域資源
- 資料2 府中市福祉のまちづくり推進審議会委員名簿・府中市地域福祉計画策定連携会議委員名簿
- 資料3 検討経過
- 資料4 用語集

次期府中市地域福祉計画の評価について

地域福祉計画の推進にあたっては、これまでもPDCAサイクルに沿った評価を行ってきましたが、今後、実効性の高い評価を実施していくために、「ロジックモデル」の考え方を取り入れた評価指標を設定します。

ロジックモデルは、事業や政策が最終的な目標を達成するまでの道筋を体系的に示した政策評価の手法です。ロジックモデルは施策を目的と手段に分解し、施策実施による対象者の状況変化をアウトカム（成果）指標で測定し、地域・社会への波及効果を測定する、PDCAサイクルの手法のひとつです。

地域福祉計画を多くの住民が理解し、多様な主体の参加を促すためにも指標の設定が重要であると考え、ロジックモデルの考え方を取り入れた評価指標を採用します。



出典：疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（令和5年3月31日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

なお、本計画の評価の考え方の詳細は、計画書第6章に記載する予定です。